

付属

規制改革実施計画のフォローアップ結果について

令和3年6月1日
規制改革推進会議

1 はじめに

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、内閣府及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

(フォローアップ対象)

①規制改革実施計画(令和2年月7月17日閣議決定)	P5
②規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)	P46
③規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)	P64
④規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)	P88
⑤規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)	P101
⑥規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)	P103
⑦規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)	P105
⑧規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)	P109

※②～⑧については、令和元年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項についてフォローアップを実施。

2 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)】計82件

① 成長分野	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタル時代の規制・制度のあり方	1		1		
デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検	2		1		
データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化	1		3		
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための株主総会の在り方について	1				
署名規制、押印、対面規制の見直し	1				
小計	6	0	5	0	0

② 雇用・人づくり分野	措置済	未措置	検討中	未検討	—
イノベーション人材育成の環境整備			1		
大学等における多様なリカレント講座の開発促進			1		
雇用類似の働き方(フリーランス等)に関する相談窓口充実等の環境整備	2				
企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受け入れ促進	1		1		
高校生の就職支援	2				
保育における待機児童対策協議会の活用等	1		1		
男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討			1		
福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討	1				
雇用ルール(無期転換)の周知	1				
時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進	1				
小計	9	0	5	0	0

③ 投資等分野	措置済	未措置	検討中	未検討	—
フィンテックによる顧客利便性の向上	3		2		
自動運転の実装に向けた環境整備		1	1		
多様な異動ニーズを満たすマイクロモビリティについて			1		
タクシーの利便性向上			1		
電波・通信制度改革			2		
放送を巡る規制改革			5		
スタートアップを促す環境整備			3		
老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化			1		
水素スタンド関連規制の見直しについて			1		
小計	3	1	17	0	0

④ 医療・介護分野	措置済	未措置	検討中	未検討	—
医療・介護関係職のタスクシフト			4		
介護サービスの生産性向上		1	3		
一般用薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大		1	2		
医療分野におけるデータ利活用の促進			1		
社会保険診療報酬支払基金に関する見直し			1		
小計	0	2	11	0	0

⑤ 農林水産分野	措置済	未措置	検討中	未検討	—
若者の農業参入等に関する課題について			1		
農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化			1		
農業用施設の建設に係る規制の見直しについて			1		
スマート農業の普及促進	2		2		
農協改革の着実な促進			1		
農産物検査規格の見直し	2				
畜舎に関する規制の見直し			1		
改姓漁業法の制度運用	3		1		
水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検			1		
漁獲証明制度の創設について			1		
魚病対策の迅速化に向けた取組			1		
小計	7	0	11	0	0

⑥ デジタルガバメント分野	措置済	未措置	検討中	未検討	—
行政コスト20%削減等		5			
新たな取組		1			
小計	0	6	0	0	0

【規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定分)】計43件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林分野	7		4		
水産分野	4				
医療・介護分野	3	2	3		
保育・雇用分野	6		3		
投資等分野	3		4		
その他重要課題分野	1		3		
合計	24	2	17	0	0

【規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定分)】計65件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林分野	4		2		
水産分野		2	2		
医療・介護分野	9	1	2		
保育・雇用分野			1		
投資等分野	20	10	11		
その他重要課題分野	1				
合計	34	13	18	0	0

【規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定分)】計41件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林水産分野	4				
人材分野			1		
医療・介護・保育分野					
投資等分野	17	4	13		
その他重要課題分野	1		1		
合計	22	4	15	0	0

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】計7件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農業分野	1				
投資促進等分野	1	1	3		
地方活性化分野			1		
合計	2	1	4	0	0

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】計5件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
健康・医療分野			1		
投資促進等分野			2		
地域活性化分野			1		1
合計	0	0	4	0	1

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)】計12件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
医療・健康分野			1		
創業・IT分野			3		
農業分野	5				
貿易・投資等分野		2	1		
合計	5	2	5	0	0

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】計3件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
エネルギー・環境分野	1		1		
創業等分野	1				
合計	2	0	1	0	0

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済 ……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中 ……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

－ ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決 ……実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー… ……現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善 ……制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

フォロー終了 ……上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)デジタル時代の規制・制度のあり方												
令和2年7月17日	成長戦略分野	1	デジタル時代の規制・制度のあり方	a 新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。 b 各規制所管府省は、規制改革推進会議が、国内外の事業展開の実態や具体的な事業者の要望を踏まえ、改革の必要性が高いものとして重点的な見直し事項とした規制・制度について、「デジタル時代の規制・制度について(令和2年6月22日規制改革推進会議決定)」の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の基準を踏まえて、規制・制度の見直しの議論を行う。	a:実現できるものから順次措置 b:令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	a,b:全府省	a:内閣官房 書面規制、押印、対面規制の見直しを順次行っているところ。 内閣府:児童手当の各種手続について、令和2年12月24日付けで内閣府令の改正を行い、標準様式から押印欄を削除済。 ※従来より市町村の判断により押印欄を削除することは可能。 宮内庁:当庁は行政手続に係る法令を所管していないが、所蔵資料の利用について電子メールによる申請も可能とする等、各種申請手続等の見直しを行い、宮内庁ホームページで周知を行った。 復興庁:令和2年12月25日に復興庁が所管する庁令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印を不要とする等の改正を行った。 消費者庁:①消費者庁が所管する国民や事業者等が行政機関に申請等を行う際に押印を求めた全ての手続について、押印がなくとも手続を行うことができることとする見直しを令和2年中に実施済み。 ②消費者庁が所管する国民や事業者等が行政機関に申請等を行う手続について、一部の手続を除き、令和2年度中にオンライン化を実施済み。 ③特定商取引法及び預託法における民間の手続について、消費者からのクーリング・オフの通知については、電磁的方法(電子メールの送付等)で行うことを可能とするほか、事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法(電子メールの送付等)で行うことを可能とすることを盛り込んだ「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出。 防衛省:書面規制、押印、対面規制の制度・慣行の見直しを行い、必要な規則改正を令和3年1月までに完了した。 【改正した省令一覧】 ・自衛隊法施行規則 ・防衛省職員給与留宅違突実施規則 ・若年定年退職者給付金に関する省令 ・防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六案に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則 ・日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行規則 ・特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令 ・日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令 ・防衛装備庁受託試験研究規則 ・連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則 ・特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行規則 ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則 ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特別給付金の支給に関する省令 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六案に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する省令 ・武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則 ・防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則 ・防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令 ・特別調査資金会計官及び特別調査資金出納命令官受入事務規程	a 内閣官房 書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。 復興庁:措置済 a 消費者庁:これまでの実施状況に記載の②について、オンライン化未実施の一部の手続について、令和4年度に予定されている給付省「e-gov審査支援サービス」を利用した手続の導入に向け取り組む。 農林水産省 ・国民や事業者等から行政機関への申請等に際しては押印は不要である旨、引き続き周知を行う。 ・会計手続、人事手続等の内部手続のうち、一部制度官庁が検討中のもの(公務災害補償関係等)については、制度官庁から具体的な改正内容が示され次第、速やかに対応。 ・「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」について、令和3年度より本格運用を開始し、eMAFFを活用して、令和4年度までに、所管する全ての行政手続のオンライン化率100%を目指す。 防衛省:令和2年度に実施した押印・書面提出等の制度・慣行の見直しについて、着実な定着を図る 外務省:領事による遺言の公証に係る手続の見直しについては、そのために必要な民法の改正が施行され次第、早急に押印を廃止する。 また、いわゆる行政システムオンライン化が適当な手続等、書面規制、対面規制の見直しについて、令和7年度までの期限を念頭に、引き続き、可能なものから速やかにオンライン化を進めていく。 法務省:左記提出法案の成立に向けて、国会審議等に適切に対応するとともに、必要な省令の整備等の準備を行う。 総務省:a 国民や事業者等が行政機関に申請等を行う約1200種類の手続については、性質上、オンライン化が適当ではないとされる手続を除いて、5年以内に、可能なものから速やかにオンライン化する。 警察庁:a 一部の行政手続を対象に、メールによる申請を可能とするシステムの運用を令和3年度の早い時期に開始する。併せて、行政手続全員のオンライン化について、令和3年度に調査研究を実施する。	検討中	継続F		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
							<p>公正取引委員会： 公正取引委員会は、公正取引委員会規則において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続等について、国民や事業者等の押印を不要とする等の改正及び書面での押印を不要とした申請等の手続をオンラインで行う場合に電子署名によらず簡易な氏名又は名称を明らかにする措置を行うことを可能とする等の改正(改正規則は、令和2年12月25日公布・施行)を行うとともに、電子メール及び公正取引委員会ホームページシステムを整備し、オンライン化の対象とした57手続のオンラインによる受付を可能とした。</p> <p>外務省：規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、政省令等の改正を行った。改正した主な政省令等は次のとおり。 ・外務公務員法施行令(令和2年12月24日政令第377号) ・外務省聴聞規則(令和2年12月24日外務省令第12号) ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令(令和2年12月28日外務省令第16号) ・旅券法施行規則(令和2年12月28日外務省令第17号) ・外務省外交史料館利用等規則(令和3年2月1日外務省訓令第1号) ※当省における行政手続等の書面・押印・対面規制の見直しに係る関連情報ページhttps://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/m_c/page22_003512.html</p> <p>法務省 第204回通常国会に提出された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、押印・書面に係る制度を見直すため、関係法律の改正が盛り込まれたところ。法務省所管法律として、①戸籍法(戸籍の届出人等がする「署名押印」について、「押印」を廃止し、「署名」のみを定めることとするもの。)、②民法(民法第486条の定める受取証書(領収書)について、電子データによる提供を請求できることとするもの等。)、③「建物の区分所有者等に関する法律」(区分所有者の集会の議事録を書面で作成する際の「署名押印」について、「押印」を廃止し、「署名」のみで足りることとするもの等。)等の改正が同法案に盛り込まれた。</p> <p>総務省： 規制改革実施計画において、原則として全ての見直し対象手続について、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえ、総務省所管の法律において、押印・書面を求めている手続等について所要の改正(条例の制定又は改廃に係る直接請求手続における「署名」「押印」について、「押印」を廃止し、「署名」のみで足りることとする等)を行う法律案を第204国会に提出。 また、総務省所管の政令において、押印を求めている手続等について所要の改正(住民異動届、審査請求書、異議の申出書、あつせん申請書等への押印を要しないものとする等)を行う政令を令和3年2月18日に公布。 その他に、情報通信関係部局所管法令に係る省令や告示等に定める様式の改正を実施。 また、地方公共団体における書面規制・押印・対面規制の見直しについて、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月7日付け総務省令第169号・総経第35号総務省自治行政局長通知)を発売し、積極的に取り組むようお願いしている。</p> <p>警察庁 警察庁では、国民や事業者等に押印等を求めている行政手続について押印規制の見直し等を行い、申請様式等を定める内閣府令及び国家公安委員会規則が改正され、国民や事業者等に押印等を求めないこととした(令和2年12月28日公布・施行)。 また、書面や対面を必要とする手続を減らすべく、行政手続のオンライン化について検討している。まずは、試行的な取組として、一部の行政手続を対象に、メールによる申請を可能とするシステムを構築中。</p> <p>環境省： a 押印の見直しについては、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年環境省令第31号)、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年経済産業省・環境省令第5号)及び個別法令の一部改正省令等により、規制改革実施計画における見直し対象手続等における押印の廃止を行った。また、書面規制に係る対応として、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第32号)により、環境省所管法令において民間事業者等に書面の保存等を求めているものについて可能な限り電磁的記録により保存等を行えるよう、電磁的記録による保存等を行うことが出来る手続の追加を行った。</p> <p>経済産業省 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、経済産業省の所管する法令に係る手続については、個別法令の改正を行うことなく電子メールでの申請等が可能となるよう、令和2年12月25日付で関係省令を改正した。また、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等を整備するため、令和2年12月28日付で経済産業省が所管する省令及び告示を改正するなど、関係法令や通達等の改正を実施した。</p>	<p>公正取引委員会：a オンライン受付を可能とした手続のオンライン利用率向上に努めるとともに、申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、必要に応じて令和4年度に予定している公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充を検討することとしている。</p> <p>環境省：今後政府全体としてオンライン化を進めていく過程で、現行制度の見直しが必要となった場合には、随時対応していく。</p> <p>金融庁：金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出が可能となるよう、令和3年度の可能な限り早期に整備を行ったシステムの運用を開始する。 ・民間同士の手続に関して府令・監督指針等により書面・押印・対面を求めている手続については、その必要性を検証した上で、令和3年6月末までに見直す。</p> <p>財務省：引き続き、オンライン化等の取組を推進する。 ・令和4年1月1日に電子帳簿等保存制度に係る「所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)」等の関係法令が施行。 ・令和3年4月1日「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令(令和3年財務省令第25号)」が施行。</p> <p>原子力規制庁：a 機密性の高い情報を扱う一部の手続を除き、令和4年度末整備予定の「e-gov審査支援サービス」によるオンライン化について、デジタル庁(仮)と連携して検討を進める。</p> <p>経済産業省：書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</p> <p>国土交通省 ・国土交通省所管の行政手続のうち押印が廃止されていないものについて、厳格な本人確認のため実印及び印鑑証明書を求めることが必要と考えられる手続きを除き、押印廃止のための改正に向け作業・検討を進める。 ・書面による行政手続の電子申請化については、電子申請化を実施していない手続については、申請件数が著しく少なく、費用対効果が低いもの等を除き、今後、順次電子申請化を進める。</p>			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
				<p>c: 規制を新設又はその内容を変更する場合において、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか評価するための上記基準に基づき、その評価基準を満たすための事前評価を行う標準的な手続を整備し、その手続に則り作業することを求めるなど、規制所管府省が規制・制度にデジタル化の視点を導入するための方策を検討する。</p>	c: 令和2年度検討・結論	c: 総務省	<p>金融庁 金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、緊急対応として、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の対応(メールによる受付も可能、押印の無い申請・届出等についても有効等)を周知した(令和2年7月17日周知)。<わえて、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、全ての手続についてオンラインでの提出が可能となるよう、令和3年3月にシステムの整備及び制度面での対応を行った(順次、業界団体向けに説明会を行うとともに、令和3年3月に周知文を提出)。また、押印については、府令・監督指針等の改正を行い(令和2年12月23日改正)、全て廃止した。
・民間同士の手続に関して府令・監督指針等により書面・押印・対面を求めている手続については、その必要性を検証している。</p> <p>財務省 ・国民・民間事業者等に対して押印を求めている行政手続について、(実印による押印及び印鑑証明が必要な17手続を除き)押印を廃止するため、法令改正等の所要の措置を講じた。</p> <p>また、書面による手続について見直しを行い、可能なものから順次オンライン化を実施することとした。</p> <p>・電子帳簿保存法(平成10年法律第25号)に基づく帳簿書類の電子保存(に代えてスキャナ画像を保存できる制度の利用に当たり財務省長の事前承認を不要とし、領収書等受領後の自署要件の廃止、領収書等スキャン後の廃棄可能化、タイムスタンプの付与の期限を概ね3営業日から2月以内に拡大するなどの抜本的な見直しを行った。</p> <p>上記内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)」等の関係法令が令和3年3月31日に公布された。</p> <p>・国税関係の申請等について、これまで電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により行うことができなかったものについても、イメージデータを送信することにより、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法によって行うことができることとした。</p> <p>上記内容を含む「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(令和3年財務省令第25号)」が令和3年3月31日に公布された。</p> <p>農林水産省 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、民間事業者間で書面での作成・提出を求めている手続について、電磁的記録での作成・提供を可能とする等の見直しを行った。</p> <p>・農林水産省が所管する省令、告示、通知等において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、押印を不要とする等の見直しを行った。</p> <p>・会計手続、人事手続等の内部手続のうち、退職手当支払関係手続等の書面・押印・対面の見直しを行った。</p> <p>原子力規制庁 押印については、法令に基づき被規制者等から報告書等を受け取る手続のうち押印を求めている約180件について、押印を不要とするため、令和3年1月1日に関係規則及び告示を改正した。</p> <p>また、書面規制については、オンラインによる申請等を可能とするため、令和3年1月1日に規則及び告示を制定した。</p> <p>なお、対面規制については、法令に基づき対面を要求している例なし。</p> <p>国土交通省 ・国土交通省所管の行政手続のうち押印を求めている法令について、厳格な本人確認のため実印及び印鑑証明書を求めることが必要と考えられる手続き等を除く政省令・告示を改正し押印を廃止した。(国土交通省が所管する政令11件、省令174件及び関連告示を改正。)</p> <p>・書面による行政手続の電子申請化について、国土交通省が所管する法令に基づく約1,500件の手続きについて実施済みとなっている。</p> <p>・また、第204回(令和3年度)通常国会に提出されている「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」において民間手続に関する押印・書面手続の見直しのため国土交通省所管の17法律の改正を盛り込んでいる。</p> <p>文部科学省 ・「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、令和2年内の対応が求められていた、国民や事業者等に対して押印・書面・対面を求める行政手続について、押印等を不要とするため、令和2年末までに政省令の改正など必要な措置講じた。</p> <p>b 内閣府 規制改革推進会議では、「当面の審議事項(10/7)」において、「デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーション」を柱に掲げ、規制所管府省の取組状況や、経済団体・民間企業からの要望、規制改革ホットラインに寄せられた提案も踏まえて、デジタル時代に向けた見直しの観点から改革の必要性が高いと考えられる項目を盛り込み、会議及び各WGIにおいて、規制・制度の見直し議論を進めている。成果の一部については、「当面の規制改革の実施事項(12/22会議決定)」に盛り込んだ。</p>	<p>文部科学省 ・今後も引き続き、書面規制、押印、対面規制の見直しを進め、必要な措置を講じる。</p> <p>b 内閣府 引き続き、規制改革推進会議及び各WGIにおいて規制・制度の見直しの議論を行い、制度所管府省に対して、デジタル時代に相応しい規制・制度への見直しを求める。</p>	措置済	継続F	運用状況について引き続きフォローアップを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(3)デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検												
令和2年7月17日	成長戦略分野	2	各インフラ施設の維持管理における新技術・データ利用促進のための環境整備	インフラ長寿命化計画(行動計画)を策定し、かつ、インフラ施設を所管する国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省は、所管する各インフラ施設(別表参照)に関し、以下の①～⑦について、現状を把握の上、事業の特性に応じて実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。 ① 点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。 ② 目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。 ③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。 ④ 新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。 ⑤ 施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。 ⑥ 国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。 ⑦ 上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。	令和2年検討・結論	国土交通省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	経済産業省 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料4として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 [規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ] https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html 国土交通省 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料1として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 [規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ] https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html 厚生労働省 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料1-3-1として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 [規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ] https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html 農林水産省 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料2として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 [規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ] https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html	措置済み	措置済	継続F	今後の取組状況について引き続きフォローアップを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	成長戦略分野	3	インフラメンテナンスにおけるドローン利活用に向けた環境整備	<p>a 国土交通省は、関係省庁等と連携し、ドローンを利用したインフラ点検を推進するため、インフラ点検用の飛行に当たり必要となる安全対策等を取りまとめたマニュアルを作成の上、HP上で公開し、これを活用した申請については、審査を省略する等の手続の簡素化・円滑化を図る。その際、使用環境の多様化や技術の進展を踏まえつつ、事業者や機体メーカーとの意見交換を行い現状について正確に把握しながら進める。</p> <p>b 国土交通省は、使用する機体の信頼性、操縦士の技量、安全対策の実施方法によらず地上の人や航空機への影響がないことが明らかな飛行の類型(飛行範囲を制限するための係留措置を施すなど)について検討し、許可・承認対象の見直しを含めて、更なる手続の簡素化に向けた措置を講ずる。</p> <p>c 国土交通省は、航空法(昭和27年法律第231号)におけるドローン利用申請や変更申請の手続に要する期間の短縮、手続の利便性向上を図るよう、DIPS(ドローン情報基盤システム)の性能向上等に取り組む。</p> <p>d 内閣官房は、関係省庁の協力を得て、各地方公共団体の条例について改めて実態を調査し、その結果を国土交通省航空局のHPIに反映し充実させる。</p> <p>e 総務省は、携帯電話の上空利用について、利用手続に要する期間を1週間以内に短縮する。</p> <p>f 総務省は、今後のインフラ点検等におけるドローン利用の拡大、将来的な目視外を含む長距離での利用を前提とし、5G用周波数を含めドローンに利用可能な帯域の拡張について、ドローン活用の動向を踏まえながら、技術的課題の解決に向けた技術的検討を行う。</p>	<p>a.c.d: 令和2年度措置</p> <p>b: 令和2年検討開始</p> <p>e: 令和2年措置</p> <p>f: 令和2年度検討開始</p>	<p>a.b.c: 国土交通省</p> <p>d: 内閣官房</p> <p>e.f: 総務省</p>	<p>a.橋梁や電線などの各種インフラ点検で使用されている飛行マニュアルを分析し、インフラ点検用の標準的な飛行マニュアル作成、関係者との調整を実施し、令和3年3月下旬にHPへ掲載した。</p> <p>b.地上の人・物件や航空機の航行等の安全に影響を与えないことが明らかであるワイヤー等の係留索で係留された状態で飛行する場合については、許可・承認を不要とする方向で検討している。</p> <p>c.申請内容が典型的なパターンに該当するか否かをシステムにより判定することで審査時間を短縮させる機能、文書管理システム(決裁システム)とのシステム間の連携によって決裁への移行作業等を自動化し効率化する機能を実装すべく、今年度事業よりシステム改修を進めているところ。</p> <p>d.令和2年9月時点でドローンの飛行を規制する各地方公共団体の条例の調査を行い、その結果を国土交通省航空局のHPIに掲載した。</p> <p>e.携帯電話を上空で利用するための関連規定を令和2年12月11日に施行し、利用手順に要する期限の短縮が可能となった。</p> <p>f.5G用周波数帯は、同一周波数を時間的に送信と受信を繰り返すTDD方式を採用しており、上空の端末が遠方にある地上の端末に干渉を生ずる遠方捕捉問題という技術的課題が発生するため、当該課題の技術的な評価を行っているところ。その他、ドローン活用の動向に関する情報収集を行いドローンで利用可能な周波数について検討を行っているところ。</p>	<p>a.対応済み</p> <p>b.係留索の長さ等の詳細な実態を調査の上、今年の夏頃を目途に所要の制度改正を行う予定としている。</p> <p>c.申請内容が典型的なパターンに該当するか否かをシステムにより判定することで審査時間を短縮させる機能、文書管理システム(決裁システム)とのシステム間の連携によって決裁への移行作業等を自動化し効率化する機能を実装すべく、引き続きシステム改修を進める。</p> <p>f. TDD方式を用いる周波数帯の遠方捕捉問題という技術的課題の評価を終了後に、他の無線システムとの共用検討を実施する予定。ドローンで利用可能な周波数について、ニーズを踏まえ継続的に検討を行う。</p>	検討中	継続F	b.c.fについて引き続きフォローアップを行う。
令和2年7月17日	成長戦略分野	4	遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の保守点検頻度緩和	<p>環境省は、遠隔監視技術を用いた大型浄化槽の保守点検頻度の見直しについて、技術的な検証を行い、結論を得る。</p>	令和2年検討開始、令和2年度結論	環境省	<p>環境省主催の「令和2年度浄化槽リノベーション検討会」のWGとして「浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化等に関する検討WG」を立ち上げ、メーカー・保守点検業者・学識者を交えて、流量調整槽を有する大型浄化槽の保守点検回数を、現行の2週間に1回から1ヶ月に1回に緩和することが技術的に可能かについて検討を実施した。その結果、遠隔監視技術を用いた大型浄化槽のうち、一定の条件を満たすものについては、保守点検の緩和は技術的に可能である、との結論を得た。</p>	<p>令和2年度の検討結果を踏まえ、令和3年度中に必要な対応を行う。</p>	措置済	継続F	検討結果を踏まえ令和3年度中に行われる対応について、引き続きフォローアップを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(4)データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化											
令和2年7月17日	成長戦略分野	5	交通分野におけるデータ活用の促進	<p>a MaaS関連データ検討会にて取りまとめた「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性を担保するため、利用者の利便性向上のためのデータの整備、連携について、各交通分野における制度整備を含め必要な措置を検討する。その際に各交通モードの垣根を越えたデータ連携やMaaSプラットフォーム、MaaSを提供する者からのフィードバックを促すような仕組みの導入についても検討を行う。</p> <p>b 令和2年通常国会で改正法が成立した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の基本方針等において、データ整備、連携の重要性及び必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、改正法における新モビリティサービス事業の制度を効果的に活用する。</p> <p>c データ整備、連携の機運を高めるとともに「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」について、交通事業者のみならず、地方公共団体や関係者等に対して広く、周知徹底を図り、ガイドラインを適切に実行するためのスキルやノウハウ向上に努める。また、MaaSについては予約、決済等の個人情報や位置情報を含む情報も含まれるところ、今後の個人情報や位置情報の活用も見据え、1年程度を目安に定期的にガイドラインを更新する仕組みを導入し、データ駆動型社会に即し改訂を行う。</p> <p>d 交通分野におけるデータは様々な情報を含むものであり、その項目や内容、形式等多岐に渡るため、データフォーマットやAPIによってやりとりされるデータ形式、項目等データ整備を、MaaS全体の整合性を意識しつつ、各モビリティについて更なる標準整備を進めるための検討の場を設ける。</p> <p>e バス、フェリー・旅客船においては標準的なフォーマットによるデータ整備が進んでいるところ、更に普及が進むよう、標準的なフォーマット使用のための補助金制度の創設等、必要な措置を講ずる。また、バス以外の公共交通機関においてもバス情報フォーマットの標準化に向けた取組を参考にしつつ、データ整備、連携を進めるための具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>f 公共交通利用環境の革新等事業等において、バスロケーションシステムを導入する場合には、標準的なバス情報フォーマットの利用を要件化しているところ、日本版MaaS推進・支援事業等の他の補助事業においても、データ整備、連携を交付の要件化とするなど、データ整備が進むような環境づくりを更に進めるとともに、具体的なロードマップやKPIを定め普及させていく。</p> <p>g 鉄道やバス等、各交通事業者から国等に提出する申請・届出のデジタル化や機械判読可能なデータの整備について検討を進める。</p>	国土交通省	<p>a 「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性担保や、分野の垣根を越えたデータの整備、連携、フィードバックのため、令和2年度、MaaSのモデル構築(実証実験)の採択時に、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」等によるデータ連携を要件化した上で、全国38地域における取組に対して支援を行い、さらに、取組において実際にデータの整備や連携、フィードバック等が行われていることについてフォローアップしている。</p> <p>b 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の基本方針において、データ整備、連携の重要性や必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、同法施行規則において、データ連携に係る事項を新モビリティサービス事業計画の計画記載事項とした。</p> <p>c 令和2年6月には全国の地方公共団体、事業者等を対象としたセミナーを開催し、日本版MaaSの推進に関する専用のHPを設置するなど、地方公共団体や事業者に対して、ガイドラインの内容について周知すると共に、適宜的確に変化を反映するため定期的にMaaS関連データ検討会を開催してガイドラインを改定することとしており、令和3年3月には、コロナ禍においてニーズが顕在化したリアルタイムな混雑情報の取扱いをはじめとした内容を新たに盛り込んだ。</p> <p>d 公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたあり方検討会を設置し、公共交通機関における混雑情報についてのデータの整備等を含めて検討を行った。また、データフォーマットやAPIの標準化等については、関係府省や有識者から構成されたMaaS関連データ検討会において、引き続き検討していくこととしている。</p> <p>e 令和2年度より、MaaSのモデル構築とは別途、公共交通事業者等を対象とした運行情報等のデータ化(GTFS対応)のための支援制度を新設し、データ整備の普及促進を推進した。また、フェリー・旅客船については、別途、データ作成支援ツールの公開など、データ化促進に向けた環境づくりを進めている。</p> <p>f モデル構築支援や、データ化支援事業において、MaaS関連データの連携に関するガイドライン等によるデータ整備、連携を進めることを要件化したとともに、令和3年度から5年間を計画期間とする交通政策基本計画において、バス事業者等におけるGTFS整備状況をKPIとして設定することとしている。</p> <p>g 各申請・届出の件数や現行業務フローの確認等を行い、優先的にオンライン化すべく申請・届出の検討を開始した。</p>	a~f MaaSにおけるデータの整備や利活用、事業者間における連携の推進に引き続き取り組み、移動の利便性向上を図る。	g 引き続き検討を行い、令和3年度中の結論を目指す。	検討中	継続F	今後の取組状況について引き続きフォローアップを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	成長戦略分野	6	不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携	<p>a 不動産流通標準情報システム(以下「レインズ」という。))において、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討し、登録物件情報の内容の更なる充実を図る。</p> <p>b 不動産市場の活性化や資産の有効活用を図るためのレインズ情報の蓄積・利用の拡大に当たっては、登録物件情報の拡充を図るに当たり取引情報を登録する宅建業者にインセンティブを与えるための方策のあり方を検討する。また、外部学術機関、個人情報保護に関する情報加工技術に知見を有する者等と連携し、加工措置等も含めて個人情報保護への留意のあり方の検討も行う。</p> <p>c 消費者向けの不動産取引情報提供サービスであるRMI(REINS Market Information)について、更なるデータ利活用を促進、使い勝手の向上を図るためにも、公開する情報の充実化の検討及び運用開始から10年以上経過していることから抜本的な改修・改善に向けた検討を行い、その際には、加工措置等も含めて個人情報保護にも留意する。</p> <p>d データ駆動型社会に即し、不動産業者やITベンダー、テック事業者等と協働でデータ分析等を行う実証実験に継続的に取り組むことにより、不動産関連データの整備・連携による社会の利便性の向上が見込めることを実証し、データの整備・連携の実現に向けた方策について外部学術機関とも連携し、検討を行う。</p> <p>e 不動産IDとしての不動産登記簿のIDの活用、その他の不動産関連データベースとの連携や、不動産登記情報、過去の取引履歴、インフラの整備状況、法令制限等、既存の不動産関連データ・不動産市場の活性化の観点から不動産データの利活用について米国や欧州等諸外国の事例などを調査した上で、データ活用の意義やその効果などを広く発信する。タの整備を進めるため、民間事業者によるデータ連携が進むよう、国土交通省が主体的に各種取組を進め、関係府省との連携を図る。</p>	<p>a,b,c,e: 令和2年検討開始</p> <p>d: 令和2年度措置</p> <p>f: 令和3年度調査・措置</p>	国土交通省	<p>a,b,c 令和3年1月にレインズシステム改修を実施し、レインズ登録物件情報の充実・蓄積・利用の拡大に向けて、対応デバイスの拡充等の物件登録時の使い勝手の向上を図った。また、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間、RMIの改修・改善等について、レインズの運営主体である指定流通機構、業界団体等からのヒアリングを実施する等、検討・調整を進めている。</p> <p>d 令和2年度に、ITベンダー、テック事業者、有識者・外部学術機関を招聘し、「不動産市場動向等の面的データの地域における活用手法検討委員会」を開催した。当該委員会においては、自治体におけるEBPMの推進とアカウントビリティ面の能力向上(及び、それらによる自治体における重要課題の解決促進)を図ることを目的として、空き家・空き地対策、公的不動産配置という政策分野を定め、各政策に関連する国、地方自治体及び民間が保有するデータについて、データ間の相関関係を分析するとともに、視覚的に把握しやすい面的データとして表示する手法を検討した。(検討の成果物として、地方自治体等におけるデータ分析・面的データの表示を支援するためのガイドラインを策定)</p> <p>e 事業者、業界団体へのヒアリングを実施するとともに、データの連携について関係府省と意見交換を実施する等、不動産IDの整備について検討を行った。</p>	<p>a,b,c 引き続き指定流通機構、業界団体等との意見交換を実施するとともに、その他の必要な調査・検討を実施する。</p> <p>d 閣議決定の記載事項に関連する取組として、令和2年度に作成したガイドラインの周知を実施。</p> <p>e 引き続き関係者等へのヒアリングを実施するとともに、令和3年度上期より有識者を交えた勉強会を開催し、不動産IDの整備に係る方針について、早ければ令和3年度中に決定する。f: 令和3年度調査・措置。</p>	検討中	継続F	a,b,c,eに係る検討について引き続きフォローアップを行う。
令和2年7月17日	成長戦略分野	7	スマートメーターデータの活用による新たな付加価値創造	<p>a 令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法(昭和39年法律第170号)の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを活用したい事業者等による取組を着実に進めるために必要な制度整備等を行う。なお、制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策には万全を期すこと。特に、電力データをやり取りする際には守秘義務を課すなどの措置を図る、中立的な組織や情報提供先に対しては適切なプライバシー保護水準を要件化する、情報提供先がどのように情報を運用すべきか中立的な組織の認定に係る基準等にて示すなどの検討を行う。</p> <p>b 電力データのフォーマットについては、提供側である一般送配電事業者と利用者側である事業者等、双方の意見を踏まえたものとなるよう、両者が参加する検討の場において定める。</p> <p>c 資源エネルギー庁は、幅広い産業分野にて電力データの有効活用を行おうとする事業者の参加が進むよう、積極的に周知を図る。</p>	<p>a: 令和2年度検討、令和4年度措置</p> <p>b: 令和2年度検討、令和3年度措置</p> <p>c: 令和3年度措置</p>	経済産業省	<p>a 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会において、電力データの提供を行う中立的な組織である認定電気使用者情報利用者等協会(認定協会)の認定基準について、個人情報保護や情報セキュリティ対策には万全を期すことに加え、電力データの提供先にも認定協会と同等の対応を求める方向性が整理された。</p> <p>b 電力データの利用者と提供側の一般送配電事業者が参画する電力データ活用検討委員会において、提供される電力データの項目やシステムの内容について、議論を行った。</p> <p>c 講演会や説明会等の機会を通じて、事業者や自治体に電力データの活用方法や本制度等について、周知を行った。</p>	<p>a 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会での整理を踏まえ、認定協会の認定に係る審査基準を策定していく。</p> <p>b 引き続き認定協会のシステム等について、電力データの利用者と提供側の一般送配電事業者とで検討していく。</p> <p>c 引き続き電力データの利用の促進に向けて、周知を行っていく。</p>	検討中	継続F	引き続きフォローアップを行う。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項	措置状況	評価区分
令和2年7月17日	成長戦略分野	8	データ駆動型社会に即した個人情報の利活用	改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)において新たに創設される「仮名加工情報」について利活用が進むよう、匿名加工情報との違い、利活用の事例等を整理し、事業者等への周知を図るなど改正法の施行に向けた準備を進め、データ利活用に関する施策を推進する。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、地方公共団体等との懇談会等における、条例の法による一元化を含めた規律の在り方等に係る実務的論点の整理を踏まえ、地方側と十分調整の上、民間部門、行政機関、独立行政法人等の個人情報保護に関する法令・規定の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。その際、国際的な制度調和の動きを踏まえつつ、個人情報保護の総合的かつ一体的な推進の観点から、地方公共団体の個人情報の取扱いに係る国の役割等についても必要な検討を行う。	令和2年度措置	個人情報保護委員会 ただし、「地方公共団体の個人情報保護制度」に係る部分については、内閣官房、個人情報保護委員会、総務省	個人情報保護制度の見直しに関する検討会等において、地方公共団体の意見を丁寧に取り上げ、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方等についての検討を行い、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定すること等を内容とする「個人情報の保護に関する法律」の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を令和3年2月9日に閣議決定し、国会に提出した。	(法案が成立した場合)公布から二年以内に施行予定	措置済	解決		
(5)新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について												
令和2年7月17日	成長戦略分野	9	新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について	a 法務省は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために継続会方式で株主総会を開催する場合、当初の株主総会における決議により、当初の株主総会の時点において改選期にある役員等の任期が満了するものとして、その後任を選任する方法によれば、当初の株主総会の時点で役員等を改選することができ、かつ、その旨の改選登記をすることが可能であることを示し、周知徹底を図る。 b 法務省は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸借対照表・損益計算書等を含め、ウェブ開示によるのみならず提供制度の適用対象を拡大し、周知徹底を図る。	措置済み	法務省	a 法務省ホームページの「商業・法人登記事務に関するQ&A」(http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html)において、役員任期に関する商業・法人登記事務の取扱いを明らかにし、その周知を行った(令和2年5月28日最終更新)。 b 令和2年5月、時限的な措置として、ウェブ開示によるのみならず提供制度を拡充し、単体の貸借対照表や損益計算書等をその対象とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行い(令和2年法務省令第37号)、経済団体等を通じてその周知を行った。同省令は、同年11月15日に失効したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、同年12月期及び令和3年3月期の決算、監査業務に遅延が生ずることが懸念されたことから、令和3年1月にも、同様に、時限的な措置として、ウェブ開示によるのみならず提供制度の拡充を内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行い(令和3年法務省令第1号)、その周知を行った。	b 令和3年法務省令第1号による措置は、令和3年9月30日限りで失効することとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、新たな措置の要否につき引き続き検討を行う。	措置済	継続F	令和3年法務省令第1号による措置の失効後の対応について、引き続きフォローアップを行う。	
(6)書面規制、押印、対面規制の見直し												
令和2年7月17日	成長戦略分野	10	書面規制、押印、対面規制の見直し	a 内閣府、法務省及び経済産業省は、商慣行として押印が定着している民間事業者間の商取引等において、民間事業者による押印廃止の取組が進むよう、押印に関する民事基本法上の規定の意味や、押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方を示す。 b 総務省、法務省及び経済産業省は、サービスの利用者等が作成した電子文書について、サービス提供者自身の署名鍵による暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、当該サービスの利用者の意思に基づきサービス提供者の判断を交えず機械的に行われることが技術的・機能的に担保されたものがあり得ることあり、このようなサービスに関して、電子署名及び認証証書に関する法律(平成12年法律第102号、以下「電子署名法」という。)第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」の解釈において、当該サービスの対象となる電子文書に付された情報の全体を1つの措置として捉え直してみれば、当該サービスの利用者が当該措置を行ったと評価できることについて、その考え方をQ&A等で明らかにし、広く周知を図る。 c 総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に對し、民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法第3条の在り方に関して、サービス提供者事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにする。 d 国土交通省は、不動産取引に係るITを活用した重要事項説明について、賃貸取引においては本格運用、法人間及び個人を含む売買については社会実験を実施しているところ、社会実験における実施報告、アンケート等の参加事業者の責務について、負担軽減を図り、環境整備に努める。 e 国土交通省は、不動産の賃貸取引における重要事項説明書の書面の電子化について、社会実験を行っているところであり、それを踏まえつつ、不動産取引における重要事項説明書の電磁的方法による交付等に向けて宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の関連規定について、改正措置を講じる。書面の電子化の本格運用に際しては、対面の場合とは異なり事前の電子メール等での説明が容易である等オンライン取引の特質があることを踏まえ、利便性について、総合的な判断により一定の評価を受けた手法については積極的に活用するものとする。 f 金融庁は、金融機関における口座開業、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設け、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。 g 法務省は、電磁的記録をもって作成された取締役会の議事録への出席取締役等による「署名又は記名押印に代わる措置」(会社法(平成17年法律第86号)第369条第4項、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第225条第1項第6号、第2項)について、電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス等も含めるとし、その解釈について周知徹底を図る。	a.g.措置済み b.令和2年度、できるだけ早期に措置 c.令和2年検討開始、早期に結論 d.f.令和2年度上期措置 e.直近の機会を捉えて速やかに法案提出	a 内閣府 法務省 経済産業省 b.c.総務省 法務省 経済産業省 d.e.国土交通省 f.金融庁 g.法務省	a 民間における押印慣行について、その見直しに向けた自律的な取組が進むよう、内閣府、法務省及び経済産業省の三省連名にて「押印についてのQ&A」を作成し、令和2年6月19日にこれを公表した。 b 令和2年7月17日に、「利用者の指示に基づきサービス提供者事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(電子署名法第3条関係)を総務省、法務省及び経済産業省のホームページで公表し、電子署名法第2条の電子署名に該当する要件について、その考え方を明らかにするとともに、周知を行った。 c 令和2年9月4日に、「利用者の指示に基づきサービス提供者事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(電子署名法第3条関係)を総務省、法務省及び経済産業省のホームページで公表し、電子署名法第3条の電子署名に該当する要件について、その考え方を明らかにするとともに、周知を行った。 d 不動産の売買取引におけるITを活用した重要事項説明に係る社会実験について、アンケートの回答項目の削減を行うなど、参加事業者の負担軽減を図った。また、社会実験の結果を踏まえ、令和3年3月30日、売買取引におけるITを活用した重要事項説明について、対面でも実施される重要事項説明と同様に取扱いを、明確化した。 e 第204回国会に提出された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案において、宅地建物取引業法における重要事項説明書の電磁的方法による交付等を可能とする関連規定の改正を行うこととしている。 f 金融庁が事務局となり、金融業界と連携し、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を令和2年12月までに9回開催し、各種手続の電子化状況の把握や電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行った。その結果を令和2年12月に「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」として公表した。引き続き、金融機関における書面、押印、対面の不要化、電子化を促進していく。 g いわゆるリモート署名やサービス提供者事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスであっても、取締役会に出席した取締役又は監査役がそのように判断したことを示すものとして、当該取締役会の議事録について、その意思に基づいて当該措置がとられていれば、署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効なものであると考えられる旨の解釈について、主要な経済団体にメールを送付するなどして周知した。 c 令和2年9月4日に、「利用者の指示に基づきサービス提供者事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(電子署名法第3条関係)を総務省、法務省及び経済産業省のホームページで公表し、電子署名法第3条の電子署名に該当する要件について、その考え方を明らかにするとともに、周知を行った。	措置済	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)イノベーション人材育成の環境整備												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	1	イノベーション人材育成の環境整備	<p>a 多様な子供たちを誰一人取り残さず、誰もが充実した教育を受けられるように、理解度や興味に応じて学年を超えた学びが許容されることをガイドライン等にまとめ、周知する。これに先立って、「多様な子供たちを誰一人取り残さず」という個別最適化された学びの環境整備の実現に向けて、中央教育審議会の議論も踏まえ検討し、施策の具体的な方向性について結論を得る。</p> <p>b データに基づき、全国の学校に展開可能な形でのような学びが効果的かを明らかにするため、必要な検討体制を整備した上で結論を得る。また、理科は飛びぬけて優秀だが社会は苦手な生徒など、ある一点に秀でた生徒をどのように指導し評価することが望ましいか、指導や学習評価の在り方等について研究し、結論を得る。</p> <p>c 現在、校長の判断となっている「フリースクール等において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱い」について、フリースクール等の相互評価・第三者評価の在り方の検討が進んでいることを踏まえ、そのような評価の積極的な活用も奨励される旨を周知する。併せて、不登校について、これまでの原因分析を踏まえた原因究明と対策を講じるとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」を周知する。</p> <p>d 日本だけでなく世界で生きていける力をつけることを見据えて、帰国・外国人児童生徒等を含めた、多様性のある教育を行うことを目的として、帰国・外国人生徒の日本の公立高等学校への入学・編入を促進するために、各地方公共団体で行われている取組の拡大を促すとともに、日本語指導等の充実等を促進し、優れた取組を周知する。</p> <p>e 各分野の専門家や幅広い経験を有する人材（博士号を取得した研究者、スポーツ選手等）に学校教育により深く関与し、中途からも入れるようにするために、特別免許状の授与基準の見直しや、特別非常勤講師の活用を促進により、外部人材が教育現場に積極的に参加できる環境を構築する。</p>	a.c.d.e: 令和2年度措置 b: 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	<p>a ・令和3年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」において、2020年代を通じて実現を目指す学校教育が「令和の日本型学校教育」とされ、これまでの学校教育の良さを受け継ぎながらさらに発展させ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現していくこととされた。本答申を踏まえ、令和3年3月に、教育委員会や学校における研修等で活用可能な、児童生徒の理解度や興味関心に応じて、学年を超えた学びが許容されることも含めた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料を作成し、都道府県教育委員会等に周知した。</p> <p>b ・エビデンスに基づく教育政策を進めるため、教育データの利活用の在り方について検討を進めるとともに、全国学力・学習状況調査や学力向上に関する調査研究等により、データに基づき、効果的な学びの在り方等を明らかにするための方策について検討した。</p> <p>c ・中央教育審議会において、特定分野に特異な才能のある児童生徒への学校での指導・支援の在り方等について審議が行われ、答申において、今後、実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施する必要があるとされた。</p> <p>d ・フリースクール等の相互評価・第三者評価の在り方に関する調査研究の成果等について教育委員会等へ周知した。また、不登校児童生徒を対象とした不登校の原因等についての実態調査等を行うとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」について教育委員会等へ周知した。</p> <p>e ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況について実態を把握するとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援。</p> <p>f ・「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進するよう明記した。</p> <p>g ・外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮について、各都道府県教育委員会の実施状況を把握し、その結果を共有するとともに、特別定員枠設定等や外国人生徒等への支援等の取組を促した。</p>	<p>a ・引き続き、本答申を踏まえ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に取り組む。</p> <p>b ・引き続き、データに基づいた学校における効果的な学びの在り方についての検討を進める。 ・令和3年度から、特定分野に特異な才能のある児童生徒への、学校での指導・支援の在り方等について実証的な研究開発を行う。</p> <p>c ・令和2年度措置済。</p> <p>d ・高等学校段階における日本語指導や教科指導等の充実を図るため、「特別の教育課程」による日本語指導等の実施に向けた検討を行う。 ・教員養成大学等に委託し、高等学校における日本語指導等の実態把握を行うとともに、日本語指導のカリキュラム作成・指導方法等のガイドラインの作成に向けた検討を進める。</p> <p>e ・引き続き、各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を促進する。（「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業））</p> <p>f 今期中央教育審議会の議論も踏まえ、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂を行うとともに、改定後の指針の周知を行う。</p>	検討中	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(3)大学等における多様なリカレント講座の開発促進												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	2	大学等における多様なリカレント講座の開発促進	企業ニーズ等社会の多様なニーズやターゲットに応じた大学等におけるリカレント講座の開発を更に推進するとともに、企業等からの評価を含めた持続可能なリカレント講座の運営モデルの検討や例えば事例の取りまとめやガイドライン化等、全国的な周知等に関する調査研究を行うなど、リカレント教育推進のための学習基盤の整備等を図ることにより、関係省庁との連携のもとリカレント教育を総合的に推進するための必要な措置を講ずる。	令和2年度検討開始、結論を待次第速やかに	文部科学省	令和2年度に「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築」事業を実施するに当たって、教育界、産業界の有識者の御意見を頂きながら、調査研究の実施方法等について検討・実施してきたところ。具体的には、職業実践力育成プログラム(BP)の受講生・修了生、大学や企業に対してアンケート調査を行い、リカレントプログラムを受講・提供するメリットや課題についてまとめられた。また、大学に対してはリカレントプログラムの提供実績や分野、所在地等を考慮した上でのヒアリング、企業に対しても規模やリカレントプログラムの活用実績等を踏まえてヒアリングを実施し、その結果を取りまとめ公表したところ。	令和3年度については、引き続き「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築」事業を実施することとし、令和2年度の調査結果等を踏まえた上で、実証研究を行う。実証研究では、調査において判明した課題や優良事例を踏まえ、3程度のモデル大学を選定し、持続可能な運営モデルを検討し、モデル構築及び全国展開に向けガイドラインの試行版を作成する。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
(4)雇用類似の働き方(フリーランス等)に関する相談窓口充実等の環境整備												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	3	相談窓口の充実と周知	厚生労働省は、いわゆるフリーランス等の雇用類似の働き方の者を対象にハラスメントや発注者との契約等のトラブル等に関して、関係省庁との連携の下、当事者等が相談できるワンストップの窓口を整備・周知し、相談支援の充実を図る。	令和2年度措置	厚生労働省	厚生労働省では、関係省庁と連携し、フリーランス等の方が、ハラスメントやあいまいな契約など発注者との間の契約・仕事上のトラブルについて相談できる相談窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置した。	引き続き、関係省署と連携の下、フリーランス・トラブル110番において、フリーランス等の方に対し相談支援を行う。	措置済	解決		
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	4	労働基準関係法令の適用対象となる労働者性の判断基準の周知	契約形式の如何を問わず、実質的に労働者性があると判断される者については労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働基準関係法令が適用されるため、厚生労働省は、労働基準監督署等を通じ労働者性の判断基準を分かりやすく周知し、問題が認められる場合にはその是正を図る。	令和2年度措置	厚生労働省	契約形態の如何を問わず、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の労働者に該当すると認められた場合には、労働基準法の保護の対象となることから、労働基準監督署においては、フリーランスなどの方から労働基準法違反に関する申告がなされた場合には、監督指導を実施し、実態を踏まえて個別に判断し、労働基準法上の労働者と認められる場合には、法違反の是正を図らせるなど、必要な保護を図っている。	引き続き、労働基準監督署において、労働基準法上の労働者と認められた場合には必要な保護を図っていく。 また、令和2年度に、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定したフリーランスガイドラインにおいても労働者性の有無の判断基準を示していることから、関係省庁と連携し、労働基準監督署での相談等の対応に当たり活用し、リーフレット等を用いた周知を行っていく。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(5)企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	5	受入れ企業と外国人材のマッチング支援や特定技能等に関する試験や申請手続き等の整備	a 厚生労働省は、特に地方中小企業における外国人材雇用支援の観点から、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)等に基づき、「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を実施し、その成果や得られた知見に関し、半年ごとなど定期的に実施状況を地方公共団体等へ公表すること等を検討し、必要な措置を講じる。 b 法務省は特定技能外国人の受入れ促進のため、技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外においては試験実施国・試験実施回数拡大の拡大、国内においては、地方都市での実施、試験実施回数の拡大を検討し、結果については分野ごとに随時周知する。また日本語試験については、技能試験の実施状況や人材受入ニーズ等を踏まえて実施を推進し、試験情報については随時周知する。さらに、試験情報を分かりやすく迅速に国内外に提供する方策等を検討し、必要な措置を講ずる。 c 法務省は、オンラインによる在留申請手続について、対象範囲等の拡大を継続的に検討し、必要に応じて地方出入国在留管理官署宛の通知改正等の措置を講ずる。	a:令和2年度検討開始、令和3年度措置 b:令和2年度措置 c:令和2年度措置	a:厚生労働省 b,c:法務省	a 「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響等がありながらも、令和2年度秋に、各モデル地域(北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県の5道県)において、事業を開始したが、令和3年1月以降の新規入国停止の影響もあり、外国人材の受入れ(入国)には至っていない。なお、現在まで各モデル地域において、参加企業の募集や雇用管理セミナーの実施など受入れにあたっての諸準備を進めているほか、厚生労働省においても、海外の外国人材に各モデル地域の魅力をPRするため、令和3年2月に事業特設サイト(※多言語にも対応)を開設し情報発信を行っている。 b (技能試験について、海外における試験実施国・試験実施回数の拡大、国内における地方都市での実施・試験回数の拡大の検討) 国内試験については、令和2年4月1日以降、受験資格者の拡大を行った上で、令和2年6月9日以降、技能試験の実施主体(試験実施主体)に対し、令和2年度受験料の2分の1を乗じた金額を助成する、特定技能試験実施費補助金の活用を分野所管省庁に促すことにより、試験が実施されている。 また、海外試験については、試験実施国政府からの要請を踏まえ、令和2年度から分野所管省庁の協力の下、試験実施計画を策定の上、6か国(フィリピン、カンボジア、ネパール、モンゴル、インドネシア及びタイ)に送付しており、試験実施が着実になされることを期待している。 (日本語試験の実施の推進) 令和2年12月に、外務省と連携の上、「国際交流基金日本語基礎テストに係る試験実施要領」を改正し、従来、国外試験のみであった国際交流基金日本語基礎テストについて、令和3年3月から国内試験を全国各地で実施できるようにした。 (試験情報をわかりやすく迅速に国内外に提供する方策の検討) 現在、特定技能制度の活用促進を目的として、特定技能総合支援サイトを運営しており、同サイトにおいて多言語化した試験実施一覧表を掲載している。 c オンラインによる在留申請手続の対象範囲について、令和2年4月に中小企業等に在籍する外国人、加えて、同年7月には日本語教育機関や専門学校等に在籍する外国人にも対象範囲を拡大した。	a 各モデル地域において、外国人材が入国してその地域に円滑に定着できるよう、働きやすい職場、住みやすい地域をつくるための取組を進めるとともに、厚生労働省において、事業から得られた知見や好事例について、モデル地域以外の地方公共団体等の参考となるよう、公表する予定。 b 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えつつではあるが、試験実施国等の拡大の推進などを行うことにより、特定技能制度が深刻な人手不足の解消策として活用される制度となるよう、分野所管省庁と連携し、対応していく。 c 引き続き、在留申請手続のオンライン化の対象の更なる拡大を検討する。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	6	我が国で就職する外国人留学生に対する就労支援	a 厚生労働省は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)等に基づき実施される「外国人就労・定着支援研修事業」の対象者を、現状対象外とされている就職活動中の留学生等にまで拡大すること等、外国人留学生の本邦における就職活動を支援する施策を検討し、結論を得る。 b 「外国人就労・定着支援研修事業」のうち、「外国人留学生定着支援コース」に関して、職場への定着状況等その成果を把握した上で、例えば講義内容の見直し等制度改善のための施策を継続的に検討し、必要に応じ措置を講ずる。 c 法務省は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(令和元年12月20日決定)に則り、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として認めている秋卒業生等を対象とした在学中に内定を得た外国人留学生が入社するまでの在留資格(「特定活動」)の取扱について、企業のみならず外国人留学生が所属する教育機関にも周知徹底を図るべく必要な措置を講ずる。	a:令和2年度措置 b:令和2年度検討・結論、令和3年度措置 c:令和2年度措置	a,b:厚生労働省 c:法務省	a 留学早期における就職支援から、就職後の職場定着支援までの一貫した支援を効果的に行うため、令和3年度においては、外国人雇用サービスセンターにおいて、就職活動中の者を含む留学生を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施することとしている。 b 外国人留学生定着支援コースにおける成果を踏まえつつ、より効果的な研修内容にするために、令和2年12月から令和3年2月にかけて留学生支援に係る有識者、民間事業者、大学関係者などを構成員とするカリキュラム検討会を開催し、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」を作成した。 c 令和2年12月、出入国在留管理庁のホームページに、日本の大学等を卒業した留学生が日本で就職する際に必要となる手続に係る専用ページを作成し、留学生の就労に関するフローの一つとして、教育機関卒業後から採用までに期間がある場合には、就職内定者として「特定活動」への在留資格変更の手続が可能である旨を掲載した。	a,b 外国人雇用サービスセンターにおいて、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を適切に実施していく。 c 特になし	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(6)高校生の就職支援												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	7	各地方公共団体における就職あっせんの仕組みの選択状況の把握	今般「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告」において、「対応の方向性」として「一人一社制の在り方」及び「学校の就職あっせんと民間職業紹介事業者の就職あっせんの在り方」について改めて選択肢が示された。かかる報告結果に基づき、各都道府県の高専学校就職問題検討会議は生徒の主体性を尊重しながら、労働市場の動向や早期離職の原因の分析等を行い、地域の実情に応じ「一人一社制の在り方」等を検討することが適切である。厚生労働省及び文部科学省は本趣旨を都道府県に十分に周知を図り、その上で選択状況について各都道府県レベルの状況把握を行う。	令和2年度措置	厚生労働省 文部科学省	厚生労働省及び文部科学省においては、「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告」の趣旨を各都道府県に周知を図るとともに、各都道府県の高専学校就職問題検討会議の場で、同報告の趣旨に基づき、「一人一社制の在り方」及び「民間職業紹介事業者の就職あっせんの在り方」について、生徒の主体性を尊重しつつ、地域や学校の特性等を踏まえた検討・協議を行うよう促したところであり、現在、各都道府県の高専学校就職問題検討会議の場で検討・協議中である。なお、検討・協議にあたっては、事前に労働市場の動向や早期離職の実態について関係者からヒアリングを行うよう、各都道府県労働局へ通知した。	引き続き、各都道府県の高専学校就職問題検討会議における検討状況について状況把握を行う。	措置済	解決		
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	8	高校における更なるインターンシップの活用など	a 文部科学省は、高校生が自己の進路や職業を主体的に選択する能力を身に付けることができるよう、高校におけるインターンシップの実施状況を調査し、その実態を踏まえ、必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、就職した高校生の定着や早期に離職した高校生の再就職について更なる支援を図るため、ハローワークにおいて、就職後も引き続きハローワークの支援を受けられることの周知を図るとともに、キャリアコンサルティング等の個別の相談支援やセミナーの開催等の実施を推進すべく必要な措置を講ずる。 c 高校生の就職先の選択に資するよう、厚生労働省は、ハローワークが管理し、高校が閲覧する高卒求人情報に係るシステムについて、高校において教師や生徒が求職ニーズ等に合わせ、高卒求人票に係るデータの検索・抽出等が可能となるよう改修する。	a:c:令和2年度検討開始、令和3年度措置 b:令和2年度措置	a:文部科学省 b,c:厚生労働省	a「平成30年度職場体験・インターンシップ実施状況調査」を行い、高校におけるインターンシップの実施状況を調査した。この結果を踏まえ、各都道府県等に学校における方向性としてインターンシップの充実を促した。 b 就職した高校生の定着や早期に離職した高校生の再就職のため、ハローワークの窓口や、学校とも連携し、就職後もハローワークで相談できることの周知を徹底するとともに、職場定着・再就職のためのセミナー開催等を各都道府県労働局へ通知し、その推進を図っている。 c 高卒就職情報WEB提供サービスにおいて、求人票や職場画像情報を検索し、加工可能な媒体でダウンロード出来るようシステム改修を行い、高校において、教師等が必要なデータを抽出して生徒等に提供できるよう措置したところ。	a 引き続き実施状況の調査を行い、必要な取り組みを行っていく。 b 引き続き、職場定着支援・再就職支援の取組を進めて行く予定。 c 令和2年度措置済み	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(7)保育における待機児童対策協議会の活用等												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	9	待機児童対策協議会の活用	a 各地方公共団体の待機児童対策協議会におけるKPIが待機児童の解消に繋がっているものとの確認とともにKPIとその進捗を継続的にフォローアップする。併せてかかる体制のもと特に効果的と認められる方策を整理するとともに、当該結果を公開するとともに地方公共団体には周知する。 b 地方公共団体の広域連携担当者の実態と活動内容についての調査を実施し、その結果と参考となる取組事例を地方公共団体に周知する。 c 病児保育にかかる広域利用における費用負担等ルールや仕組みについて、地方公共団体の取組状況を把握し、病児保育等の好事例を地方公共団体に周知する。	令和2年度措置	厚生労働省	a 令和2年度に各自治体に対して待機児童対策協議会の実施状況等に関するアンケートを実施し、KPIの内容及び達成状況、会議の開催状況と具体的な議題の内容を確認した上で、回答結果を取りまとめ、全国児童福祉主管課長会議資料として地方公共団体に周知を行った。 b、c 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、病児保育事業における広域利用、広域連携に関する取組状況や費用負担等のルールの設定状況等について調査を行った。	a 引き続き各自治体へのフォローアップ及び周知を継続していく。 b、c 4月以降、取りまとめた調査結果を地方公共団体へ周知予定。	措置済	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	10	ベビーシッターの行政手続合理化、研修機会の拡大等	a 認可外保育施設設置届出様式の記載方法について、明確化を図り、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の改訂を行った上で、地方公共団体に対し周知する。 b 認可外保育施設設置届出のオンライン申請が可能である旨を地方公共団体に周知する。 c ベビーシッター派遣事業割引券のデジタルによる発行及び使用が可能となるようシステムを構築する。 d ベビーシッター派遣事業割引券の使用に関する事業者等の申込手続きにおいてオンライン申請を可能とするともに、実施団体への報告用半券の提出を不要とすべく、ベビーシッター派遣事業実施要綱を改訂する。 e 認可外の居宅訪問型保育事業の研修において、保育の質の確保・向上のために、有意な研修を行う民間事業者が実施する研修について都道府県知事が認める研修要件に係る検討を行うとともに必要な措置を講ずる。 f 認可外の居宅訪問型保育事業の研修について、オンライン研修を可能とすべく検討し、必要な措置を講ずる。	a,d:措置済み b:令和2年度措置 c,e,f:令和2年度検討開始 結論を得次第速やかに措置	a,b:厚生労働省 c,d:内閣府 e,f:厚生労働省	a.「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和2年3月31日号0331第6号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、設置届出様式の改訂を行った。 b.「認可外保育施設設置届出書の提出方法について」(令和3年3月22日事務連絡)にて周知を行った。 c ICTを活用した電子チケットによる割引券使用システムの構築にむけて、令和2年12月、実施団体である全国保育サービス協会にて委託先を選定した。令和3年夏の運用開始にむけて、構築作業を進めている。 d 郵送に限定していた、事業者による申し込みについて、電子メール等でも行うことができるよう、令和2年4月6日付けで実施要綱の改訂を行った。また、使用後の報告用半券については、事業者において整理を行ったうえで、半年に一度事業実施者への提出を義務付けていたが、同改正により、報告用半券の提出は不要としたところ。 e.「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和3年3月31日号0331第5号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、都道府県知事等が同等以上のものと認める基準等を示した。 f 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究」において、eラーニングの活用等について検討を行い、その結果を踏まえ検討を行う。	cについて、運用については令和3年7月に開始できるよう対応中。 f 令和2年度に実施した調査研究の結果を踏まえて、令和3年度に対応を検討する。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
(8)男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	11	男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討	a 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「子育てサポート企業」において、男性の育児休業取得率等の公表を促進するための方策について検討し、結論を得る。 b 育児休業取得申請期限について、希望休業開始日の1か月前の経過後であっても、労働者が育児休業取得を申し出た場合、事業者の判断により労働者の希望する日から取得可能であることを明確にした上で、事業者及び労働者に対し周知徹底する措置を講ずる。 c 育児休業取得申請内容の変更回数について、1回目は労働者の申しにより変更可能とされているが、2回目以降は労働者と事業者の合意により、育児休業の開始予定日の繰り上げ変更及び終了予定日の繰り下げ変更ができることを明確にした上で、事業者及び労働者に対し周知徹底する措置を講ずる。	a:令和2年度検討開始 結論を得次第速やかに措置 b,c:令和2年度措置	厚生労働省	a 令和2年9月より、労働政策審議会において育児休業取得率の公表の促進等について議論を行い、育児休業等取得率又は育児休業等及び育児目的休暇の取得率を公表していることを、ぐるみんの認定基準とすること等を建議として取りまとめた。 b、c 事業主が育児休業の取得予定日の1か月前を過ぎてからの申請であっても、希望どおりの日から育児休業を取らせることや、育児休業の開始予定日の繰り上げ及び繰下げを2回以上変更可能とすることは法を上回る措置として差し支えない旨を明記した「育児・介護休業法のあらまし」や「育児・介護休業等に関する規則の規定例」を作成し、周知を行った。	a 建議を踏まえ、関係法令の改正を行う。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
(9)福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	12	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討	厚生労働省は福祉及び介護施設への看護師派遣について、令和元年度の調査結果を踏まえ令和2年に検討を開始する。その上で労働政策審議会での議論を行い、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和2年度検討開始 速やかに結論・措置	厚生労働省	令和元年度の調査結果を踏まえ令和2年に検討を開始し、令和2年11月に社会保障審議会医療部会で、令和2年11月以降6回にわたる労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会で、それぞれ審議いただいた結果、改正案について「おおむね妥当」との答申を得た。社会福祉施設等への看護師の日雇派遣を可能とする内容を含め、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第40号)を令和3年2月25日に公布した。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第40号)により措置。令和3年4月1日施行。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(10)雇用ルール(無期転換ルール)の周知												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	13	雇用ルール(無期転換ルール)の周知	厚生労働省は、令和元年度に実施した無期転換ルールの適用状況についての調査結果等を踏まえ、労働契約法(平成19年法律第128号)に定められる無期転換ルールが労働者に周知徹底されるよう、有期契約が更新されて5年を超える労働者を雇用する企業から当該労働者に通知する方策を含め、労働者に対する制度周知の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	令和2年度措置	厚生労働省	無期転換ルールの適用状況についての調査結果を踏まえて、令和2年12月に公表した「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」(※)において、無期転換申込権が発生したタイミングで、申込権発生の旨を対象の有期契約社員に周知することは、労働者が忘れずに申込権を行使することにつながる旨を記載し、厚生労働省HPやメールマガジン等で周知している。 (※)無期転換ルールに対応した社内制度整備・周知を支援するため、演習を交えながら必要な取組を解説したものの。	無期転換ルールの見直しと多様な正社員の雇用ルールの明確化等について検討を行うことを目的として令和3年3月24日に立ち上げた「多様化する労働契約のルールに関する検討会」において、引き続き労働者に対する無期転換ルールの制度周知の在り方も含めて検討する予定。	措置済	解決		
(11)時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進												
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	14	時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進	a 時間外・休日労働に関する協定届出及び就業規則届出の電子申請について、その利用実態を把握した上、電子申請利用率向上のため、利用者の利便性を高めるべく、システム改修や企業等への周知も含めた効果的な方策について検討し、結論を得る。 b aで得た結論について、措置を講ずる。なお、システム改修に当たっては、将来的な機能の拡張等も可能となるよう留意する。	a:令和2年検討・結論 b:令和2年度措置	厚生労働省	時間外・休日労働に関する協定届や就業規則届の電子申請について、利用者・関係団体等に対して行ったヒアリングを踏まえて、時間外・休日労働に関する協定届の本社一括届出の要件緩和や電子申請における電子署名・電子証明書の添付を不要とするシステム改修を令和2年度中に行った。また、電子申請の利用促進に関するリーフレットを新たに作成し、令和3年1月に全ての労働保険適用事業場に対して配布し、周知を図った。	電子申請の利用を促進するため、リーフレット等を用いて引き続き企業に対して周知を図る。	措置済	解決		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)フィンテックによる顧客利便性の向上												
令和2年7月17日	投資等分野	1	資金移動業の登録を求める収納代行規制の明確化	イノベーションが進捗する中で、事業者の創意工夫により、将来、収納代行の形式をとった新たなサービスが提供される可能性もあることから、規制対象となる収納代行の範囲については、受取人が個人であり、かつ、割り勘アプリのような単純な資金のやり取りを行う事業のみとし、エスクローサービス等の既存のエコシステムを評価しつつ、新規ビジネスの創出を阻害する制度とならないよう、措置を講ずる。	令和2年度検討・結論・措置	金融庁	関係政令・内閣府令等の案について意見募集(令和2年12月25日～令和3年1月25日)を行った上で、令和3年3月19日に関係政令・内閣府令等を公布した。収納代行については、エスクローサービス等の既存のエコシステムにも配慮しつつ、割り勘アプリのようなサービスのみが、為替取引に該当する旨の確認規定の対象となるよう規定を整備した。	関係政令・内閣府令等とともに、改正後の資金決済に関する法律を令和3年5月1日に施行。	措置済	継続F	引き続き、改正法施行状況を要フォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	2	資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置	改正された資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第51条に基づく資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いについては、利用実態を踏まえつつ、利用者の利便性が損なわれないように留意し、資金移動業者のビジネスモデルに応じた柔軟な取扱いが可能となるよう、措置を講ずる。	令和2年度検討・結論・措置	金融庁	関係政令・内閣府令等の案について意見募集(令和2年12月25日～令和3年1月25日)を行った上で、令和3年3月19日に関係政令・内閣府令等を公布した。改正された資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第51条に基づく資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いについては、第二種資金移動業(現行類型)を営む資金移動業者に対し、利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合に、利用者から受け入れた資金が為替資金に用いられるものであるかどうかを確認するための体制整備を求めているが、特定の対応を求める画一的な規制とはしておらず、資金移動業者が、各々のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のある体制を整備することを求めることとした。	関係政令・内閣府令等とともに、改正後の資金決済に関する法律を令和3年5月1日に施行。	措置済	継続F	引き続き、改正法施行状況を要フォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	3	金融サービス仲介業者の取扱商品範囲の柔軟な規制	金融サービス仲介業者が取扱うことのできる銀行・証券・保険の金融サービス・商品の範囲については、顧客保護を図りつつ、イノベーションや利用者利便等を促進する観点から、銀行法・保険法において投資性が強いものとされている契約(特定預金等契約・特定保険契約)や、金融商品取引における二種外務員の職務の範囲等を参考にし、過度な制限により金融サービス仲介業者への参加が阻害されることのないよう柔軟な範囲とすることを検討し、措置を講ずる。	令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置	金融庁	関係政令・内閣府令等の案について意見募集(令和3年2月22日～3月24日)を行った。金融サービス仲介業者が取扱うことのできる金融サービスに関する規定については、イノベーションや利用者利便等の促進の観点と顧客保護の観点とのバランスを踏まえつつ、特定預金等契約・特定保険契約や二種外務員の職務等の既存の取扱いも参考としたものとしている。	年内に関係政令・内閣府令等を公布・施行。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	4	金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の水準	金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の額については、新規事業者による参加が阻害されず、多様なサービスが生み出されるような制度とするため、必要最低限となるよう検討し、措置を講ずる。	令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置	金融庁	関係政令・内閣府令等の案について意見募集(令和3年2月22日～3月24日)を行った。金融サービス仲介業者に供託等を求める保証金の額については、事業者の新規参加によるイノベーションの促進及び利用者利便の向上の観点と顧客保護の観点とのバランスを考慮したものとしている。	年内に関係政令・内閣府令等を公布・施行。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	5	クレジットカード事業者の審査における性能規定とリスクベース・アプローチの導入	割賦販売法について、顧客利便性向上のため、リスクベース・アプローチや性能規定の考え方に基づく技術革新の進展に沿った制度を着実に実施し、審査手法の高度化や業務の効率化について必要に応じて見直しを図る。その際、見直しが更なる制度改善につながるよう、本年6月に改正法が成立した割賦販売法(昭和36年法律第159号)における事業者の業務の状況等必要な情報を収集する体制を整備する。	令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和2年に成立した「割賦販売法の一部を改正する法律」(令和2年法律第64号、令和2年6月24日公布)の施行に向け、政省令、関連規定(割賦販売法施行令、割賦販売法施行規則、割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等、割賦販売法(後払分野)に基づく(監督の基本方針等)の改定作業を行い、改正法の施行に先立ち公表した(割賦販売法施行令及び割賦販売法施行規則は令和2年12月16日公布)。これにより、蓄積されたデータ等を用いて高度な与信審査手法を行う事業者の認定制度(「認定包括信用購入あつせん業者」に関する制度)、及び、10万円を上限として各社の与信審査手法による与信限度額の設定を行う事業者の登録制度(「登録少額包括信用購入あつせん業者」に関する制度)の詳細が決定された。また、認定包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者の各社が、性能規定の考えに基づき行う与信審査に必要である、年度ごとの平均延滞率及び上限延滞率を公表した。また、事業者の実態を踏まえた、改正内容の適切な運用のため、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会である一般社団法人日本クレジット協会と協力して、関係団体等への説明会の実施や、情報連携等を行っている。	「割賦販売法の一部を改正する法律」等が令和3年4月1日より施行される。改正内容を踏まえ、割賦販売法に基づく適切な監督・運用を行っている。	措置済	継続F	引き続き、改正法施行状況を要フォロー。	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				(3)自動運転の実装に向けた環境整備								
令和2年7月17日	投資等分野	6	自動運転の公道走行試験を促進するための制度等の活用	「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(平成28年5月)の「6 テストドライバーに関連する自動走行システムの要件」の趣旨は、実験車両の自動走行システムが「公道交通法」をはじめとする関係法令を遵守することが確保できない開発段階のものであることを前提に、システムでは対応できない場面(緊急時、故障時及びシステムが機能限界に達する時)においてテストドライバーが必要な操作を行うことを求めるものであることを適切な方法で公表・周知する。 b 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」(令和元年9月)の「2 許可期間」について、同一場所等での実証実験を再度申請する者に対しては、過去の実証実験等により確認できる事項については、過去の申請書類の写しの提出を認める等、手続を円滑化するよう周知する。また、無人自動運転移動サービスの事業化等の場合で許可の対象となる内容が明確であれば、許可期間が6か月を超える範囲とすることも可能である旨を明確化し、周知する。 c 多様な自動運転車の研究開発及び実証実験の促進に資するよう、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を活用して認定された実証車両の実例について、認定を受けた事業者の権利等に配慮しつつ、公表し、取組の展開を促進する。	令和2年検討開始、結論を得次第に措置	a,b:警察庁 c:国土交通省	a警察庁ホームページ内に特設ページを新設し、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(平成28年5月)の趣旨について明記し、公表・周知している。 b 道路使用許可を受けて実施する自動運転の公道実証実験について、都道府県警察に対して事務連絡を発生し、手続の円滑化に向けて周知を行った。また、道路使用許可の許可期間について、6か月を超える範囲とすることも可能である旨を上記特設ページにおいて明記し、周知している。 国土省 c 公表可能な範囲について、過去に基準緩和認定を受けた複数の事業者と調整を行い、公表様式を作成。	a,b 引き続き周知に努める。 c 各実例を集約し、令和3年度の夏頃に公表を行う。	未措置	解決	cについて、対応状況を要フォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	7	自動運転技術の進展に対応した新たな運転免許の検討	自動運転技術の開発動向を踏まえた自動車やサービスとそれに応じた免許の在り方について引き続き研究するとともに、令和4年に予定される安全運転サポート車等限定免許制度の導入後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、今後改正された道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。	引き続き検討を進め、結論を得次第に措置	警察庁	従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4の自動運転の実現に向け、令和2年度に「自動運転の実現に向けた調査検討委員会」を開催し、運転免許の要否を含む交通ルールの在り方等について、外部有識者を交えた検討を行った。	引き続き、従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4の自動運転の実現に向け、運転免許の要否を含む交通ルールの在り方等について、外部有識者を交えた検討を実施するとともに、令和4年に予定される安全運転サポート車等限定免許制度の導入後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、令和2年に改正された道路交通法の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
				(4)多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて								
令和2年7月17日	投資等分野	8	多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて	a 現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、令和元年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。 さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づく運転者の要件等の特例措置について、令和3年前半目途に結論を得る。 b aの検証・措置に加えて、マイクロモビリティ全般に関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、実証実験や国際的な動向、利用者のニーズ等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保しつつ、走行場所や車両保安基準に加えて、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。	a:令和2年度新事業の実施、結論を得次第に措置 b:令和2年度検討開始、結論を得次第に措置	a:警察庁 国土交通省 経済産業省 国土交通省	a 令和2年9月に最高速度20km/h未満の原動機付自転車について、番号灯を不要とする等の保安基準の改正を行った。また、同年10月から令和3年3月まで、産業競争力強化法に基づき、電動キックボードによる普通自転車専用通行帯の通行を可能とする実証事業を実施し、走行場所等について検証してきた。さらに、ヘルメットの着用を任意とする等の特例措置の整備を検討している。加えて、現在、警察庁における有識者検討会において、電動キックボードを含む様々な交通主体の交通ルールの在り方に関する検討を行っている。これらを踏まえ、走行場所や、運転者の要件、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について検討中。 b: a記載の有識者検討会において、海外の法制度や国民に対するアンケート調査等を踏まえ、走行場所や、運転者の要件、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について検討中。	a ヘルメットの着用を任意とする等の実証事業や、警察庁の有識者検討会における議論等を踏まえ、引き続き検討を行う。 b.引き続き検討を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				(5)タクシーの利便性向上								
令和2年7月17日	投資等分野	9	タクシーの利便性向上	<p>a 地域の交通手段を持続的に確保するため、国土交通省は、事業者の営業区域外運送の柔軟化に取り組む等、より多くの利用者が利便性の高いタクシーサービスを享受できる環境整備に向けた施策を推進するとともに、公共交通の供給が困難な地域において行う一般旅客自動車運送事業者が協力する自家用有償旅客運送制度について、その実効性を高めるため、導入を希望する地域において関係者間の協議が円滑に進むよう環境整備を図ること等を通じ、着実に制度を運用する。</p> <p>b 国土交通省は、タクシーの利便性向上に資する事前確定運賃や変動迎車料金等の制度を着実に実施する。また、タクシーのきめ細かな走行実態の的確な把握及び地域、曜日、時間帯、天気等様々な状況下におけるタクシーと利用者との需給・マッチングデータの取得とそれらを通じた配車アプリの活用等による、事前確定運賃等の仕組みの柔軟化を始めとした利用者の利便性を高める新たな運賃サービス等を実現するため、国土交通省は、タクシー事業者間の連携や変動料金制の導入も視野に入れつつ、アプリ事業者が有するタクシーの輸送データがタクシーサービスの高度化に還元されるよう推進するとともに、事業者の自主的な取組を一層加速させる方策を検討及び実施する。</p> <p>c 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号、タクシー特措法)が、タクシー事業の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の確保に資する目的を有することに鑑み、国土交通省は、その趣旨が確実に達成されるよう、事業の適正化及び活性化に不可欠なデータの適時把握を行うためのタクシー事業者の取組を推進しつつ、国がデジタルで情報を収集、把握できる環境整備を進める。また、国土交通省は、事業者自らが利用者の利便性を高める新たなサービス等に健全かつ持続的に取り組むことが可能となるよう、制度を着実に運用する。</p>	<p>a: 令和2年度検討・結論・措置</p> <p>b: 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c: 令和2年度措置</p>	国土交通省	<p>a 一般旅客自動車運送事業者の営業区域外旅客運送に関する規定を盛り込んだ改正道路運送法が令和2年5月27日に成立した。また、令和2年11月に「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日 国自旅第161号)」の「(別紙)地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」を改正し、地域公共交通会議等による協議事項として営業区域外旅客運送を明記した。加えて、改正道路運送法により、自家用有償旅客運送について、一般旅客自動車運送事業者が運行管理、車両整備管理に協力する事業者協力型自家用有償旅客運送制度の運用が開始されたことから、同法の施行に併せて事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係についてガイドラインを发出(令和2年11月27日付自動車局長通達)して明確化した他、地域の交通状況を一定の目安及び既存の自家用有償旅客運送の導入事例のもと把握することを可能とする「地域交通の把握に関するマニュアル」を策定(令和2年12月25日公表)するなど、当該制度の導入を希望する地域において関係者間の協議が円滑に進むよう環境整備を図った。</p> <p>b 利用者の多様なニーズに応え、更なる利便性の向上を図るため、令和2年11月30日に変動迎車料金と一括定額運賃の2つの新たな運賃・料金サービスの制度を導入するとともに、平成31年4月に導入した事前確定運賃の取組を着実に進めている(令和3年2月1日現在、全国32地域において、約4,500両、約36,000両(個人タクシー含む)が参加)。この点、タクシーの輸送データを活用して、これまで提供されてこなかった変動迎車料金や一括定額運賃が実装されるよう、タクシー事業者や配車アプリ会社に働きかけを継続。</p> <p>c OCR技術や中小事業者でも容易な電子申請の方法等の活用により、事業者から提出される様々な形式での輸送実績データについて、デジタル情報化、データベース化、データ分析等が可能となる環境を整備するため、「旅客運送事業及び関連行政分野におけるICT活用によるデジタル化・リモート化等の推進」事業を、令和2年度3次補正予算により措置した。また、タクシー特措法に基づき、令和元年度輸送実績を踏まえ、客観的な基準に基づき、特定地域・準特定地域の指定・解除を実施した。</p>	<p>b 本運賃の変動料金の導入に向けて、実車による実証を実施する等により、課題解決に向けた検討を進め、ソフトウェアの導入の進展状況も踏まえながら制度設計を行う。</p>	検討中	継続F	b)について、対応状況を要フォロー。	
				(6)電波・通信制度改革								
令和2年7月17日	投資等分野	10	電波制度改革	<p>a 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続について、新たに特定基地局の周波数を割り当てる際には、周波数割当の比較審査において、収益をあげる観点からの創意工夫による電波の有効利用を適切に審査できるよう、その配点に当たっては、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」が重点的な評価項目となるよう措置を講ずる。</p> <p>b 警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる公共安全LTEについて、具備すべき機能要件や非常災害時における迅速な通信エリア拡大の検討結果を踏まえ、早期実現に向けた実証試験を着実に進行。</p> <p>c 異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムが着実に実用化されるような措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和2年度以降に実施される新規割当時に措置</p> <p>b,c: 令和2年度措置</p>	総務省	<p>a.2021年春頃に割当て予定の1.7GHz帯(東名阪以外)の割当てに係る比較審査において、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」は、エリア展開、サービス及び指定済周波数等の他のカテゴリーと並んで、5Gの早期展開と電波の公平且つ能率的な利用を確保するために重要なものであることから、同等の評価配点としている。</p> <p>b 関係府省庁・機関(内閣府・警察庁・消防庁・国土交通省・厚労省・防衛省・指定公共機関等)の参画を得て、実証事業を通じ、公共安全LTEの実現に必要な技術検証等を実施。</p> <p>c 電波法の一部改正(令和2年4月成立・公布)により当該共用に係る照会業務について、電波有効利用促進センターの業務として追加。また、昨年度から研究開発及び調査・実証に必要な予算を確保し、データベース等を活用したダイナミック周波数共用・干渉回避技術等の研究開発を実施するとともに既存無線システムと新規無線システムとの運用調整ルール等について整理。また、その成果を踏まえて運用調整を行う周波数共用管理システムを開発。</p>	<p>a.措置済</p> <p>b 令和3年度により大規模な実証を行い、公共安全LTEの早期実現を目指す予定である。</p> <p>c 令和3年度中に、2.3GHz帯(携帯電話とFPUとの共用)においてダイナミック周波数共用システムの実用化を予定している。</p>	検討中	継続F	b及びc)について、対応状況を要フォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	11	通信制度改革	<p>テレワーク等の経済活動のリモート化の動きやデジタル時代におけるあまねく質の高い教育を受ける機会確保等のため、我が国の基幹的な通信手段であることが定着し、全国あまねく合理的方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。</p>	<p>引き続き検討を進め、早期に結論。令和3年度措置</p>	総務省	<p>令和2年4月より、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を開催し、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付けるべきか、ブロードバンドサービス提供の維持のための支援策や負担の在り方についてどう考えるかなどの様々な論点について、専門的・集中的な議論を行っている。</p>	<p>令和3年夏頃を目標に、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」での検討結果を取りまとめ、これに基づき、所要の制度上の措置を講じる。</p>	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(7)放送を巡る規制改革											
令和2年7月17日	投資等分野	12	放送事業者によるインターネット配信の推進	a NHKによるインターネット常時同時配信等について、地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け番組の提供の計画を具体化する等、現行の全国配信の枠組みのもと、地方向け放送番組の配信を積極的に行うよう、NHKに対して促す。 b NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。 c 新型コロナウイルス感染症への対応として、教育機会の確保に資する取組として、例えば、NHKが新たに著作権処理を必要としない映像資産について「NHK for school」へのコンテンツのダウンロード機能を追加する等のニーズを踏まえた提供に向けた取組の実施や、観光等の経済回復に資する映像素材の積極的な充実を、NHKに対して促す。	令和2年度措置	総務省	a 「放送を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会」において、令和2年6月に「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」がとりまとめられた。当該とりまとめには、NHKによるインターネットを通じた地方向け放送番組の提供について、「令和3年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等を中期経営計画において具体化することが期待される」旨が盛り込まれた。総務省から日本放送協会に対し、上記取りまとめを踏まえ検討するよう求めた。 日本放送協会は、令和2年度は、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供することに加え、令和3年3月から南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を開始した。また、「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、効率的な配信方法を検証しながら段階的に地方向け放送番組の充実を図ることとしている。 b, c 総務省は、日本放送協会に対して、「規制改革実施計画における日本放送協会のインターネット配信に係る事項」について、検討を進めるよう依頼。その結果、日本放送協会は「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、「NHKアーカイブスのウェブサイトを通じて、NHKが保有しているニュースや番組等の映像・音声記録のうち、特に社会的意義が高い放送番組等を提供」、「学校放送番組、通信制高校向け番組、語学番組など、教育番組のウェブサイト、アプリケーションでは、放送番組とその理解増進情報を体系的に提供」、「特にウィズコロナ、アフターコロナの時代、学校だけでなく家庭学習でも役立てられるコンテンツを提供」する旨を公表した。	措置済	検討中	継続F	引き続きNHKの取組状況も踏まえて、検討状況を継続的にフォロー。
令和2年7月17日	投資等分野	13	ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方	a 放送業界全体のネット進出を後押しする観点から、民放ローカル局のネット進出を円滑化するため、民放ローカル局のインターネット配信基盤を含む要望を把握し、NHKに対し、必要な協力を促す。 b 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の経営基盤の在り方について、放送事業者の経営の自由度を高める規制・制度改革を資本に関する取扱いを含め、幅広く検討する。 c 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の収益力向上及びコスト削減を促す取組が強化されるよう、既存の放送業務に関わる設備の共用化を更に進めるために必要な方策を検討する。	a: 令和2年度措置 b, c: 令和2年度検討開始、早期に結論	総務省	a 総務省は、民放ローカル局のインターネット配信基盤を含む要望について、各事業者に対するアンケートを実施し、要望を踏まえ、「日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣意見として、インターネット活用業務に係る民間放送事業者等との連携・協力について、「放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図る」よう求めた。 b 総務省は、民放ローカル局の経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望について、各事業者に対するアンケートを実施し、とりまとめ中。 c 総務省は、既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望について、各事業者に対するアンケートを実施するとともに、また、「放送を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会」で提言された「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」において、「ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務の導入」が盛り込まれた。これらを踏まえ、民間放送事業者等の責務遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の措置を講ずるための「放送法の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出した。	a 措置済 b アンケート内容を踏まえ検討中。 c 措置済	検討中	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	投資等分野	14	インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の3点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめ、その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、1、2、3のそれぞれについて検討、結論を得る。各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。特に、放送のインターネット同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行う。</p> <p>b インターネット配信まで見据えた、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となる契約を促す観点から、放送事業者が権利者に支払うべき適切な使用料について議論を行うよう、放送事業者と権利者の間で検討の場が設けられるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。</p> <p>d インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャスティングにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャスティング事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。</p>	<p>a:1、3については、令和2年8月末まで要望を取りまとめ、令和2年10月末までに検討・結論、令和2年12月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、令和3年通常国会での法案成立を目指す。2については、1、3を優先的に措置した上で、令和3年中に改めて要望を明らかにする。</p> <p>b:令和2年度措置 c:令和2年度調査・検討・結論、令和3年度措置 d:令和2年度検討・結論</p>	<p>a.d:総務省 文部科学省 b.c:総務省</p> <p>a NHK及び民放在京キー局5社から提出された要望並びにローカル局に対して実施したアンケート調査の結果をまとめ、令和2年8月31日に、「放送のインターネット同時配信に係る権利処理の円滑化に関する放送事業者の要望 取りまとめ(総情作第87号、総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁に提出した。同年9月以降は、総務省情報流通行政局長の私的勉強会「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、音楽著作権の権利者団体や借用素材の提供会社に対しヒアリングを行ったほか、文化審議会著作権分科会基本政策小委員会「放送番組のインターネット同時配信に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム」に参加し、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行い、1、3について検討し、結論を得た。放送のインターネット同時配信等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度については、令和2年8月末に総務省によりとりまとめられた放送業界の要望を基に、令和2年度の文化審議会著作権分科会において関係者からのヒアリングを行ったうえで検討を行い、同年10月に制度改正等の方向性を示した「中間まとめ」をとりまとめ、その後、令和3年2月に制度改正の具体的な内容について報告書を取りまとめた。当該報告書の内容を踏まえ、法案について検討を行い、同年3月、同時配信等の権利処理の円滑化を内容とする改正著作権法案を第204回通常国会に提出した。</p> <p>b 音楽著作権と著作権隣接権について、令和2年10月末から、NHK及び民放在京キー局5社と権利者団体が参加する検討の場である「インターネット同時配信に係る権利処理の円滑化のための意見交換会」を、文化庁と共同で開催している。総務省においてウェブキャスティングの権利処理における課題及び要望が取りまとめられ、令和3年3月11日付で文化庁に提出された。これを受け、文化庁から、関係する集中管理団体に対して、集中管理の促進とともに、ウェブキャスティング事業に係る集中管理の対象範囲拡充に向けた検討を依頼。</p> <p>c 令和2年7月に、民間地上基幹放送事業者(テレビジョン放送)のうち、在京キー局5社を除く122社に対し、権利処理の現状と課題についてアンケート調査を行った。その結果、音楽著作権を中心に権利処理に係る作業負担の軽減に資する措置を行うとの結論を得て、当該措置の詳細を検討するため、調査研究を行った。</p> <p>d 上述の「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、令和2年12月以降、ウェブキャスティング事業者及び関係する権利者団体に対しヒアリングを行い、ウェブキャスティングに伴う権利処理における課題・要望を整理した。その上で、令和3年3月11日に、「ウェブキャスティング事業者の権利処理における課題及び要望 取りまとめ(総情作第32号、総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁に提出した。</p>	<p>今後の予定 (令和3年3月31日時点)</p> <p>a 1、3については、措置済。2については、令和3年中に改めて要望を明らかにする。</p> <p>b 措置済。なお、「インターネット同時配信に係る権利処理の円滑化のための意見交換会」は、引き続き開催予定。</p> <p>c 令和2年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、必要な支援策を講じる予定。</p> <p>d 措置済</p>	検討中	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
令和2年7月17日	投資等分野	15	放送コンテンツの製作取引適正化	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し、雑型の充実を図る等、必要な方策を講ずる。	令和2年度措置	総務省	令和元年11月から「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の遵守状況調査を開始し、不適切な実態が確認された放送事業者に対しては、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第4条に基づく総務大臣名の文書による指導及びフォローアップ(改善措置に関する報告徴収等)を実施中。 法的措置を含む取引ルールの策定やその執行の強化としては、新たな取引ルールを盛り込んで令和2年9月に改訂したガイドライン(第7版)の遵守状況調査について、調査の結果、不適切な実態が確認された場合は、下請中小企業振興法に基づく総務大臣による指導と改善に関する報告を求め、指導を経てなお改善が見られない場合、当該事業を適切に下請法、独占禁止法の所管庁に通知することとするなど、連携を強化するとともに、調査対象地域を大幅に拡充し、全国の総合通信局等で実施体制を整備した。また、令和2年9月に改訂したガイドライン(第7版)においては、情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し著作権の帰属等について明確化するとともに、情報成果物作成委託の発注書雑型の充実及び役員委託に関する発注書雑型の新規追加を行った。	措置済。なお、ガイドラインの遵守状況調査を引き続き順次実施することで、放送コンテンツの製作取引適正化を推進する。	検討中	継続F	ガイドラインの遵守状況調査やそれに基づく運用実績等について継続的にフォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	16	放送のユニバーサルサービスの在り方	a 地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。 b 今後、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。	a:令和2年度措置 b:令和2年度検討開始、早期に結論	総務省	a 「情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会」において、令和3年3月に「地上放送の高度化に関する技術検討スケジュール」を取りまとめた。 b ブロードバンド等を用いて地上デジタル放送の代替伝送を実現した場合における、利用者やサービス提供者が受けるコストベネフィットの比較考量を行うための調査研究費(1億円)について、令和3年度予算で措置済。	a 措置済 b 左記調査研究の進捗を踏まえ検討。	検討中	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。	
(8)スタートアップを促す環境整備												
令和2年7月17日	投資等分野	17	プロ私募の要件	特例業務対象投資家や特定投資家の定義等を参考にしつつ、自身で適切な資産管理とリスク管理ができる投資家をプロ投資家とする等、有価証券の私募に適用される開示規制の弾力化に関する検討を行い、私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置を講ずる。	令和2年度調査開始、調査結果を得次第、令和3年度検討・結論	金融庁	令和2年度において、有価証券の私募に適用される開示規制の弾力化に関して、関係者へのヒアリングを実施する等の調査を踏まえ、プロ投資家の要件の見直し等の一部の論点について金融審議会で議論を開始しており、私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置を検討している。	調査結果等を踏まえて金融審議会において検討を行い、令和3年度に結論を得る。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	18	株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し	非上場企業の資金調達円滑化と手段の多様化のため、発行事業者側の利便性向上が必要であるとの認識の下、投資者保護の視点にも留意しつつ第一種少額電子募集取扱業者が取り扱えるクラウドファンディングの制度上限額等の金額要件(他の資金調達との合算要件を含む)について検討を行い、結論を得次第、必要に応じ措置を講ずる。	令和2年度・3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	金融庁	令和3年2月の金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第6回会合において、投資型クラウドファンディングの更なる機能発揮に向けて、発行可能総額(1億円未満)や投資家の投資上限額(50万円)のあり方の見直し等について検討を実施した。	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において検討を行い、令和3年度に結論を得る。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	19	非上場株式等の流通市場の見直し	株主コミュニティ制度、私設取引システムを含めた非上場株式等の取引に関して、米圏等の取引所外の市場を含めた各市場の状況も参考としつつ、課題を整理した上で、非上場株式の勧誘制限の見直しを含め、その在り方について、日本証券業協会等関係者とともに検討を行い、結論を得次第、必要に応じ、措置を講ずる。	令和2年度・3年度検討、結論を得次第速やかに措置	金融庁	日本証券業協会「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」において、株主コミュニティ制度や非上場株式の勧誘制限に関する検討を行い、 ・株主コミュニティ制度における勧誘対象者の拡大等、更なる利活用に向けた制度の拡充 ・特定投資家向け少数私募の投資勧誘解禁 に係る日本証券業協会自主規制規則の改正(令和2年12月施行)を実施した。	今後、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において、非上場株式等の取引に関する検討を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(9)老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化											
令和2年7月17日	投資等分野	20	老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化	<p>a 今般のマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の改正に関し、除却の必要性に係る認定対象の具体的基準については、今般の法改正により老朽化したマンションの再生が円滑に進むよう、適切な基準とする。</p> <p>b 今後老朽化したマンションが更に増加していくこと、相続により所有関係が複雑化していくこと、区分所有者が多様化・高齢化していくこと等も踏まえ、建替え決議において集会に参加の者(意思表示をしないもの)については、所有者不明である等、一定の要件・手続のもとで分母から除くこと、建替え決議に必要となる5分の4以上の賛成という要件の緩和、強行規定とされている同要件を任意規定とすること等の方策も含めて、建替え決議の在り方について、見直しによって得られる政策効果やマンションの管理に与える影響を踏まえるとともに、建替え決議による区分所有者への影響の重大性にも配慮しながら、法務省、国土交通省を中心とする関係省庁等、法律実務家、研究者、都市計画の専門家、事業者等幅広い関係者を含めた検討の場を設けた上で検討する。</p> <p>c あわせて、今後大規模な災害が想定されていることも踏まえ、被災した区分所有建物の再建、取壊し等の決議に必要となる5分の4以上の賛成という要件の緩和、区分所有建物の一部が大規模滅失した場合の敷地の売却等についての決議可能な期間延長等も含めて、被災した区分所有建物の再建をより円滑に進める方策についても検討する。</p>	<p>a:令和2年度検討、結論を得次第に措置</p> <p>b:令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置</p> <p>c:令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置</p>	<p>a 国土交通省が、建築研究所等の研究機関の協力の下、検討を開始した。</p> <p>b,c:法務省、国土交通省</p> <p>b,c 法務省は、国土交通省とも連携し、検討の場を設けた上で検討を開始した。</p>	<p>a 引き続き検討する。</p> <p>b, c 引き続き検討する。</p>	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
(10)水素スタンド関連規制の見直しについて											
令和2年7月17日	投資等分野	21	水素スタンド関連規制の見直しについて	<p>a 蓄圧器等の高圧化を念頭に、事業者において行う安全性に関する技術的検証を踏まえ、対応可能な設計圧力の範囲内で常用圧力の上限値(現行 82MPa)の見直しを検討し、結論を得る。</p> <p>b 水素スタンドの敷地境界に対し所定の距離を確保できない場合の代替措置として敷地境界に設置する障壁について、歩行者及び建築物の安全確保を図りつつ、隣地の状況に応じた障壁の高さの設定方法や、高圧ガス設備と敷地境界との距離が一定以上である場合における障壁の構造の見直しを検討し、結論を得る。</p> <p>c 水素スタンドの充填容器等(カードルトレーラー)について、技術基準で定める上限温度(現行 40℃)の見直しを含め、管理及び措置の在り方について、事業者と協力して検討し、結論を得る。</p> <p>d 水素スタンド設備の故障・修理時に予備品を代用する場合において、特に、修理済み品の再設置や、安全管理措置を前提とした予備品の繰り返し使用に関して、一連の手続の合理化に向けて事業者と協力して検討し、結論を得る。</p>	令和2年度検討開始	経済産業省	業界団体等が安全性に関する技術的な検証を行っているところ。	<p>検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価等を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。</p>	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
(2)医療・介護関係職のタスクシフト												
令和2年7月17日	医療・介護分野	1	看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組	a 「特定行為に係る看護師の研修制度」について、チーム医療の推進と働き方改革の観点で設定された「2024年度までにパッケージ研修の受講者数1万人」の目標の達成に向けて、パッケージ研修の対象となる5領域に従事する看護師や、今後当該領域に従事する可能性のある看護師の受講を推進する観点から、制度の周知をはじめとした具体的な推進策を示す。併せて、医師の不足が見込まれる領域などにおいて、当該研修を修了した看護師の更なる活用を促進すべく、当該5領域以外でパッケージ化に適する領域の有無、現行のパッケージ研修者数目標の妥当性について引き続き検証・検討する。 b 医師や病院経営者等医療関係者に対し、「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修修了者(以下「特定行為研修修了者」という。)が具体的にどのように活用されているか等の好事例を示し、継続的に制度の周知を行う。 c 特定行為研修修了者数の伸び悩み及び特定行為研修修了者就業者数の地域差の背景・要因を掘り下げて検証し、効果的な方策を講ずる。 d 上記原因の分析に当たっては、特に在宅医療領域において特定行為研修修了者数が伸び悩んでいる原因を徹底的に分析し、当該領域特有の課題の解決に向けて、在宅医療領域に特化した仕組みを検討する。 e 指定研修機関となるための申請書類の簡素化等を通じて、指定研修機関を増やすための対応を検討する。 f 平成31年4月の研修内容の見直し後の状況を踏まえつつ、発生し得る様々な事態における状況判断から必要な手技まで一ータルで行う能力付与に力点を置く観点から、「臨床推論」のウエイトを抜本的に高めるなど、研修内容の見直しについて引き続き検討する。 g 本研修制度の利用を十分に拡充するため、特定行為研修修了者の配置等に対する診療報酬上の評価を含めた促進策を更に実施する。 h 特定行為研修修了後も、医療の進歩に合わせた技能の習得・向上が必要不可欠であることを踏まえ、特定行為研修修了者の活動の場で行われる症例検討、手順書の見直し等の特定行為研修修了者の研鑽に向けた取組に対する支援策を検討する。	a,b:令和2年度措置 (a)の検証・検討事項については令和2年度以降継続的に検討する。 c:令和2年度検討・結論、令和3年度措置 d,e:令和2年度検討・結論 f:令和2年度以降継続的に検討 g:令和2年度検討開始、令和3年度結論・措置 h:令和3年度検討・結論	厚生労働省	a 特定行為制度の周知について、制度に関する既存のリーフレットの改訂および国民向けポスターを作成・周知した。また、医道審議会看護師の特定行為・研修部会での議論を経て、令和2年10月に通知改正(「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について)(令和2年10月30日医政局長通知)を行い、領域別パッケージ研修へ新たに集中治療領域を追加した。修了者数目標の妥当性についての検証・検討については、平成31年4月の領域別パッケージ研修への領域追加後、研修を修了した看護師がまだ臨床現場で従事しておらず、その実態等について評価ができないため、令和2年度では検証・検討は未実施である。 b 厚生労働科学研究における、特定行為研修修了者の活用により医師や看護師の勤務時間が短縮された報告をシンポジウム・講演会等で周知した。また、指定研修機関連絡会のシンポジウムにおいて、特定行為研修修了者の活用の好事例について看護管理者等より紹介いただき、ホームページに掲載するなどした。 c,d 令和2年度において、全国の訪問看護事業所及び特定行為研修修了者を対象に、就業者の地域差や研修受講に至るまでの影響要因等の実態調査・分析を行った。 e 申請がより簡易になるよう令和2年10月に通知改正を行い、申請様式の内容を改訂した。また、指定研修機関連絡会において、指定機関の申請に係る手続きに関する申請の手引きを作成した。さらに、令和2年度の事業において、申請書類の電子化による費用対効果を検証し、電子媒体で提出可能な申請書類の様式の一部を作成した。 f 平成31年4月における研修内容の見直し後に研修を受けた修了者を含む修了者の実態調査を実施した。内容見直し後の影響を受けた修了者の母数が少ないため、更なる見直しは現時点で未実施である。 g 診療報酬については、令和2年度診療報酬改定において、総合入院体制加算の施設基準に特定行為研修修了者の配置に係る項目を追加するとともに、麻酔管理料において特定行為研修修了者が一部の行為を実施した場合についての評価を新たに行った。 h 未着手(令和3年度検討・結論)	a 修了者数目標の妥当性については、今後修了生や指定研修機関の増加状況を踏まえて妥当性や検証方法について検討していく予定。 b 引き続き、好事例についてシンポジウムや講演等の場で周知していく予定。 c,d 調査結果に基づき方策を検討する予定。 e 令和3年度に引き続き電子媒体で申請が可能となるよう提出方法について様式を作成、提出方法について検討する予定。 f 平成31年4月の研修内容見直し後に研修を修了した看護師が今後増えていくと思われ、その修了者の実態を把握したうえで内容の見直し検討に向けた研究・調査等を検討していく予定。 g 特定行為研修修了者に係る診療報酬上の評価については、エビデンスを踏まえ、引き続き必要に応じて中央社会保険医療協議会において検討を行う予定。 h 令和3年度において、特定行為に係る手順書の運用の実態及び症例検討やフォローアップ研修等の実施状況について調査する予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
令和2年7月17日	医療・介護分野	2	救急救命士の活用	a 救急救命士が医療機関内でも救急救命処置を実施できるよう、救急救命士法(平成3年法律第36号)改正法案の国会提出に向けて対応するとともに具体的な活動場所を明らかにする。 b a)に基づく拡大後の実施状況を踏まえつつ、必要なメディカル・コントロール体制の在り方を検討した上で救急救命士の活動場所を更に拡大すること及び特定行為の拡充についても継続的に検討を行う。	a:令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b:令和3年度検討開始	厚生労働省	a,b 医療機関内の「救急外来」において、救急救命士が救急救命処置を実施できるよう、救急医療に関する検討会等において議論を行い、救急救命士法の改正法案を含む医療法等の改正法案を第204回国会に提出した。	a,b 医療機関内の「救急外来」において、救急救命士が救急救命処置を実施できるよう、救急救命士法の改正法案を含む医療法等の改正法案を第204回国会に提出。法案が成立した際には、円滑な施行に向けた対応を実施。	検討中	継続F	b)について引き続きフォローを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
令和2年7月17日	医療・介護分野	3	有料老人ホームにおける医療行為の看護職員による円滑的な実施	a 有料老人ホームに対し、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」(平成24年5月17日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)の「4. 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等について」に示された内容について改めて周知徹底する。 b 介護保険法(平成9年法律第123号)上の特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム(以下「介護付きホーム」という。)における医行為の実態を把握した上で、例えば、医行為の実施に当たっての介護報酬上の課題の有無や、医師の指示の在り方に係る考方の整理及び介護付きホームに所属する看護職員に対する研修の必要性の検討等、介護付きホームにおいて看護職員が安心して円滑に医療行為を実施できるようにするための対応を検討する。	a:令和2年度措置、b:令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a)について 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等の取扱いについて、再周知する内容の事務連絡を令和3年3月19日付で発出した。 b)について 令和2年度調査研究事業において、有料老人ホームにおける看護職員の医行為等の実態把握を開始したところ。	a)について 実施済のため対応終了。 b)について 引き続き、令和3年度調査研究事業においても更なる実態把握を行い、介護付きホームにおいて看護職員が安心して円滑に医療行為を実施できるようにするための対応を検討する。	検討中	継続F	b)について引き続きフォローを行う。	
令和2年7月17日	医療・介護分野	4	介護現場における介護職員によるケア行為の円滑的な実施	「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知)に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理した上で、当該行為は介護職員が実施できる旨を関係者に周知する。その上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにする。	令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	医行為ではないと考えられる行為に関しては、「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアに関する検討会」において、医療現場におけるタスク・シフト/シェアについて、医行為にあたらぬ業務の整理も含めた検討を行い、タスク・シフト/シェアの現場での普及のための方策も含め、令和2年12月23日に「議論の整理」としてとりまとめを行った。 介護現場における医行為ではないと考えられる行為の整理については、このとりまとめの内容も参考にしつつ、現在検討中である。	今後、関係団体の意見も聞きながら、「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアに関する検討会」における検討項目には含まれなかった介護現場で実施されることが多いと考えられる行為について、医行為ではないと考えられる行為を整理し、介護現場での普及の方策も含めて周知する予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
(3)介護サービスの生産性向上												
令和2年7月17日	医療・介護分野	5	介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減	a 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担感と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。 b ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式においての見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めないよう行政提出文書の取扱指針をガイドライン等で示す。 c ICTの活用に向けて、介護事業者とベンダーとの検討の場を設け、介護データの項目を標準化し、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システム及び介護事業者等とのデータ連携が可能となる環境の整備に取り組み。 d 署名・捺印で行われている介護利用者のケアプランへの同意については、原本性を担保しつつ、電子署名などの手段による代替を可能とすることも含めて、介護支援専門員の業務負担軽減について検討する。 e 介護事業者に統計調査資料の作成を求めると、情報公表システムの活用により、事業者プロフィールなどについて何度も同じ情報を求める重複をなくし、書類を簡素化する。 f 電磁的記録による保存が可能な文書及びサービス提供等の記録の保存期間に係る定義を明確化し、周知を徹底する。	a,b:令和2年度措置 c,f:令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 d:令和2年度検討・結論 e:令和2年度検討・結論 f:令和2年度措置	厚生労働省	a【行政への提出書類】 令和3年3月17日に実施した第8回専門委員会にて、 ・事業所が独自に作成する文書を含めて文書量半減の取組を示すとともに、 ・専門委員会の中間とりまとめ(令和元年12月)において示された更なる文書等の簡素化、標準的な様式例の整備及びICT等の活用等の見直しの方向性について結論を得、令和3年3月30日に局長通知及び事務連絡を发出。 【事業所が独自に作成する文書】 調査研究事業や予算事業の実態報告により実態把握を行い、さらに介護現場へのICT導入を促進するため「ICT導入支援事業」について、令和2年度第3次補正予算において、1/2を下限とする補助率を、データ連携に標準仕様を活用しているなど一定の要件を満たす事業所は3/4を下限として都道府県の裁量により設定できるように拡充した。また、介護給付費分科会において、介護現場の業務負担軽減の推進について議論し、令和3年度介護報酬改定においては、①書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を認め、様式例から押印欄を削除すること②記録の保存、交付等について電磁的対応を原則認めること、などの指定基準(省令)の改正を行い、地方公共団体に周知した。 b)について 上記a【行政への提出書類】に記載した令和3年3月30日の事務連絡において、地方公共団体が様式例に独自に過剰な記載を求めていることがないよう行政提出文書の取扱指針を示した。 c)について 【電子申請・届出システム】 全国共通の電子申請・届出システムの整備に向けて自治体、ベンダー、事業者団体からなる委員会を開催し、どのようなシステムが考えられるか検討し、介護サービス情報公表システムを改修して実現を図ることとした。 【介護事業者等とのデータ連携が可能となる環境の整備】 ケアプランのやり取りにおける業務効率化を目指し、令和元年5月、異なる介護ソフト間でもケアプランのデータでの交換が可能となるよう、「標準仕様」を作成し自治体・事業者へ通知。前述a)の通り、ICT導入支援事業において標準仕様の活用を補助要件に設定し、活用を促進。さらに、令和2年度、この標準仕様データを安全かつ効率的にやり取りできるようにシステムについて、技術的な検証を行った。 d)について 介護給付費分科会において、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、電磁的記録による対応を認めることを議論し指定基準(省令)の改正により対応。また、様式例から押印欄を削除した。 また、ケアマネジャーの業務負担軽減に関する事務手続きの取扱いについての通知を令和3年3月30日に再周知した。 e)について 令和3年1月28日、介護サービス情報公表システムの事業所データをcsvファイルのオープンデータとしてホームページ掲載を開始し対応。これにより、統計調査等において、例えば、ホームページに掲載されている介護事業者の情報を抽出・反映されるような調査票を活用するなど、書類簡素化のための取組が可能となった。 f)について 介護給付費分科会において、介護分野における文書の負担軽減を図る観点から、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、各種記録について原則として電磁的記録を認めることとし、令和3年度介護報酬改定において指定基準(省令)の改正により対応。また、記録の保存期間に係る定義については、保存する記録の性質を踏まえ、記録の種類に応じて起算日を明確化し、解釈通知にて周知した。	a)について 「行政への提出書類」「事業所が独自に作成する文書」とともに、引き続き文書量の半減に向けた取組を継続。令和3年度は文書量の変化についても調査予定。 c)について 介護サービス情報公表システムを活用したウェブ入力・電子申請のシステムは令和3年度に公表システムの改修を行い、令和4年度の運用開始を目指す。また、ケアプランデータ連携システムについても令和3年度に構築し、令和4年度の運用開始を目指す。 d)について 統計調査等において、当該データを活用することで、回答時に基本情報が自動的に入力されるように工夫していく。 例えば、ホームページに掲載されている介護事業者の情報を抽出・反映されるような調査票を活用するなど、書類簡素化のための取組を行う予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	医療・介護分野	6	ICT・ロボット・AI等の導入推進	a 介護利用者の安否確認の方法として、センサーや外部通信機能を備えた見守り支援機器の活用によって定時巡視が効率化されることについて周知し、施設基準において、ICT・ロボット・AI等の活用によって人が行う業務の効率化を積極的に認めていく。また、介護施設におけるテクノロジーの導入の有無による比較対象を設定した効果検証を実施し、当該検証結果を踏まえながら、介護報酬等への評価につなげる。 b 介護支援専門員のモニタリング訪問、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討する。 c ICTの普及を促すため、標準仕様の活用を要件としたICT導入支援事業について、引き続き推進する。 d 効率的なICT・ロボット・AI等の普及のため、効果の高いICT・ロボット・AI等の効果的なテクノロジーの活用モデルを構築する。	a.c.d.令和2年度措置 b.令和2年度検討・結論	厚生労働省	aについて 【ICT・ロボット・AI等の活用】 介護給付費分科会において、テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上及び業務効率化を推進していく観点から、夜間における見守り機器の導入の実証結果として、夜間の定時巡視の効率化が確認できたこと等を踏まえ、安全体制の確保等を要件として、見守り機器を導入した場合の夜間における特別養護老人ホームの人員配置基準の緩和等を行うことについて議論し、令和3年度介護報酬改定において告示改正等を行った。 【介護施設におけるテクノロジーの導入について】 介護現場における介護ロボット等の導入を推進するため、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算において、令和2年4月に拡充した地域医療介護総合確保基金の導入支援の継続に加えて、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携経費を補助対象に加えるとともに、職員の負担軽減を図るなど介護ロボットを効果的に活用する事業所への補助率の引き上げを行った。 b 介護給付費分科会において、サービス担当者会議を含む各種会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めることについて議論をし、令和3年度介護報酬改定において指定基準(省令)の改正により対応した。なお、モニタリングなど、居宅への訪問を要件としているものについては、居宅への訪問の重要性を十分に考慮した上で、ICTの活用について議論、引き続き検討することとした。 c 令和2年度は40都道府県でICT導入支援事業を実施し、2300事業所(1月末時点)に支援を行うとともに、令和2年度第3次補正予算において、標準仕様を活用してサービス提供票(サービス計画・サービス実績)を事業所間/施設内でデータ連携している場合等、一定の要件を満たす介護事業所への補助率は5.aのとおり引き上げた。 d 【ICT・ロボット・AI等の導入推進】 令和2年8月に、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築、具体的には①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボ(開発支援拠点)のネットワーク、③介護現場における実証フィールドを整備した。 令和2年度は、リビングラボのネットワークを活用し、効率的な機器のパッケージモデルを構築した。 また、令和3年度介護報酬改定において、AI・ICTを活用する居宅介護支援事業所については、告示の改正により、通減制(※)の適用を40件目から45件目に緩和する見直しを行った。 ※ 通減制 基本報酬について、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目からそれぞれ評価が低くなる。	a また、次回以降の介護報酬改定の検討に向けて、介護施設におけるテクノロジー導入によるエビデンスデータを引き続き蓄積していく。 令和3年度以降も左記の補助率の引き上げを継続予定。 b 令和3年度も引き続き、調査研究事業等により実態把握を行った上で、次期介護報酬改定に向け検討を行う。 c 令和3年度は全ての都道府県でのICT導入支援事業の実施を実現するよう都道府県に働きかける予定。 d 令和3年度は実証フィールドを中心に大規模実証を実施しブラッシュアップを行った上で、当該モデルの横展開を図っていく予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
令和2年7月17日	医療・介護分野	7	介護アウトカムを活用した科学的介護の推進	a 高齢者の状態・ケアの内容等の情報(以下「CHASE情報」という。)を収集するシステムについて、入力するデータ形式の共通化、アウトカム指標の標準化を行い、収集データを用いた経年分析や事業者間の比較によってアウトカムベースでの介護報酬の検討や事業者自らのサービスの改善が可能となるようなデータベースの構築に引き続き取り組む。 b レセプト情報・特定健診等情報データベース(以下「NDB」という。)及び介護保険総合データベース(以下「介護DB」という。)と通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ(VISIT情報)、CHASE情報を連結し、更に充実した経年分析や事業者間の比較等により、患者・介護利用者が継続性のある適切な医療・介護を受けることを可能とする。	令和2年度措置	厚生労働省	a 情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進として、令和3年度介護報酬改定において、CHASE・VISIT(令和3年度から、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence:LIFE)として一体的に運用していく予定。)へのデータ提出、フィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進とケアの質の向上に向けた取組について、 ・ 全ての利用者に対し行う場合(※1)や、 ・ 既存の口腔や機能訓練に関する加算を算定する者に対し行う場合(※2) の評価の創設等を実施することとし、告示を改正した。(令和3年3月15日公布、同年4月1日施行) ※1 入所・通所系等のサービスについて、全ての利用者のデータ(ADL、栄養、口腔、嚥下、認知症等)を提出しフィードバックを受け、PDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進することを評価する、科学的介護推進体制加算を創設 ※2 既存の口腔や機能訓練に関する加算等において、データ等を提出しフィードバックを受け、更なるPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進することを評価する区分を創設 ※3 その他 全ての事業者等に、データ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を推奨 また、アウトカム評価の充実に向けては ・ これまでプロセスを評価していた加算(褥瘡マネジメント加算や排せつ支援加算)について、アウトカムを評価する区分を創設するとともに、統一的な評価が可能になるような定義や評価指標を設定することとし、告示を改正した。(令和3年3月15日公布、同年4月1日施行) ・ さらに、ADL維持等加算について、要件の緩和や単位数の充実を実施した。あわせて、特養等に対象サービスを拡大することとし、告示を改正した。(令和3年3月15日公布、同年4月1日施行) b 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)の一部が令和2年10月1日に施行されたことにより、NDBと介護DBと連結した分析が可能となった。 また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により改正された介護保険法が令和3年4月1日に施行予定であり、令和3年4月以降、VISIT情報やCHASE情報について、NDBと介護DBと連結して活用することが可能となる。	a システムに提出を求めるデータの標準形式を提示し、各介護記録ソフトベンダー等における対応を、引き続き促していく。 b 引き続き、医療・介護分野の公的データベースを連結解析できる基盤の整備・拡充を進めるとともに、行政・研究者にとどまらず、民間企業等を含めた幅広い主体による利活用を推進していく。	未措置	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
令和2年7月17日	医療・介護分野	8	介護事業経営の効率化に向けた大規模化・効率化	介護事業者の連携に当たって社会福祉連携推進法人制度が積極的かつ有効に活用されるよう、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理するなど、同制度を円滑に施行する。	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)の社会福祉連携推進法人に係る規定の施行までに措置	厚生労働省	令和2年11月より「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」を開催し、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方の整理を含め、社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に向けた検討を進めている。	「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」での検討を踏まえ、施行までに、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方の整理を行う。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
(4)一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大												
令和2年7月17日	医療・介護分野	9	スイッチOTC化の促進に向けた推進体制について	厚生労働省は、一般用医薬品の安全性・有効性の視点に加えて、国民 また、上記体制において、経済性の観点も含め、スイッチOTCの推進を検討する。具体的には、業界団体の意見も聞きながらスイッチOTC化の進んでいない疾患領域を明確にする。上記に基づき、スイッチOTCを促進するための目標を官民連携して検討・設定し、その進捗状況をKPIとして管理する。促進されていない場合は原因(ボトルネック)と対策を調査し、PDCA管理する。の健康の維持・増進、医薬品産業の活性化なども含む広範な視点から、スイッチOTC化の取組をはじめとするセルフメディケーションの促進策を検討するため、同省における部局横断的な体制構築を検討する。	令和2年度措置	厚生労働省	令和3年2月3日から、「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」(以下「検討会」という。)を立ち上げ、同年3月10日の第2回検討会において、スイッチOTCの推進を含めた今後の検討課題を提示した。	引き続き、検討会において、有識者や関係団体等の意見も聴きながら、安全性の観点に加え、消費者のニーズ、経済性の観点等を総合的に勘案し、スイッチOTC化を進めうる分野や目標の在り方等について検討を進める予定。また、令和3年4月より、厚生労働省内に、セルフケアの推進及びセルフメディケーションの適切な実施に向けた部局横断的な体制(担当室)を設置予定。当該室においては、業界団体と連携しながら、各施策の進捗管理を含む総合調整、国民への施策の周知広報などを実施する予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
令和2年7月17日	医療・介護分野	10	一般用医薬品への転用の促進	a No.9において検討された方策を踏まえつつ、セルフメディケーションを更に促進し、消費者等の多様な主体の意見の反映、製薬企業の予見可能性向上という「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」(以下「評価検討会議」という。)の本来の設置目的に資するよう、以下の対応を行う。 ・評価検討会議の役割は、提案のあった成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点を整理し、薬事・食品衛生審議会に意見として提示するものであり、スイッチOTC化の可否を決定するものではないことを明確化する。 ・消費者等の多様な主体からの意見が反映され、リスクだけではなく必要性についても討議できるよう、消費者代表を追加するなどバランスよく構成されるよう評価検討会議のメンバー構成を見直す。 ・スイッチOTC化するにあたって満たすべき条件、スイッチOTC化が可能と考えられる疾患の領域、患者(消費者)の状態や薬局・薬剤師の役割についても議論・検討し具体化する。 ・全会一致が原則とされている評価検討会議の合意形成の在り方を見直し、賛成、反対等多様な意見があり集約が図れない場合は、それらの意見を列挙して、薬事・食品衛生審議会に意見として提示する仕組みとする。 b 製薬企業が、別途、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定により直接厚生労働大臣へ製造販売の承認申請を行うことも可能であることを明確化する。 c スイッチOTCの製造販売承認時等に課すことのできるセルフチェックシートの作成、販売実態調査の実施などの販売条件設定についての考え方を明確化し、真に必要であるものに限定する。	令和2年度措置	厚生労働省	a ○評価検討会議では、要望成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点を整理し、評価検討会議としての意見をまとめ、薬事・食品衛生審議会に意見として提示することとし、可否の決定は行わないこととした。 ○多様な意見があり集約が図れない場合は、それらの意見を整理して提示することとした。 ○より多様な主体からの参加を求めるとし、評価検討会議の構成員として、消費者代表2名、産業界代表1名、販売等関係者2名の追加を行った。 ○評価検討会議における「中間とりまとめ」の中で、スイッチOTC化が可能と考えられる医薬品、薬局・薬剤師を含む各ステークホルダーの役割等を整理した。 b ○選択肢の1つとして、評価検討会議に要望を提出することなく、直接厚生労働大臣に製造販売承認申請を行うことが可能であることを明確化した。 c ○評価検討会議における「中間とりまとめ」の中で、セルフチェックシートの要件、製造販売業者が販売時に必要な対応などを整理した。	なし	未措置	継続F	OTC化の実績向上が確認できるまで継続的にフォローする。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
令和2年7月17日	医療・介護分野	11	一般用検査薬への転用の促進	a No.9において検討された方策を踏まえつつ、近年の技術進歩も踏まえ、スイッチOTC化が可能と考えられる検査薬の種類とそれに応じた患者(消費者)の状態や薬局・薬剤師の役割について議論・検討の上で具体化する。その際には、自己管理が期待される領域の検査薬について、使用後の医療機関への受診勧奨を、検査項目に応じて適切に行うこと等の方策を検討する。また、検査薬のうち、低侵襲性であるもの、定量の数値で判定されるもの、血液検体を用いたもののOTC化の可否も含めた「一般用検査薬の導入に関する一般原則」の見直しについて期限を定めて検討する。 b 検査薬のOTC化に当たっては、関係業界全体としてガイドライン案の提案が行われるのとは別に、個別製薬企業からの医薬品医療機器等法の規定により直接厚生労働大臣に承認申請が行われた場合の取扱いを明確化する。	令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a,b ○「一般用検査薬の導入に関する一般原則」について、業界団体の意見をもとに、本年2月12日の薬事・食品衛生審議会 医療機器・体外診断用医薬品部会で議論を行った。 ○ 同部会では、業界団体が指摘する血液検体を使用したOTC検査薬等について、患者・国民からどのようなニーズがあるか、OTC検査薬により医療機関での診断を妨げることは避けるべきであること、また、血液検体の使用に伴う感染性や侵襲性等のリスクにどのように対処するか等の意見があり、引き続き議論することとした。	業界団体と議論の上、引き続き一般原則に関する検討を継続する。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
(5)医療等分野におけるデータ利活用の促進												
令和2年7月17日	医療・介護分野	12	医療等分野におけるデータ利活用の促進	a 民間企業などの第三者がデータを利用する場合に求められる省令で定められる公共性の要件については、民間主導による患者ニーズの高い分野の新薬開発や医薬品使用における更なる安全性対策の向上など様々なサービス開発可能性を汲み上げつつ、それが可能である旨の判定基準を省令において示すとともに、第三者提供の実績について公表すること等を通じて、多様な主体による利活用をPDCAサイクルの下で継続的に促進する。 b 小規模ベンチャー企業等にとっても過度な負担を要することなくデータの利活用が行えるよう、データの分析・解析を安全な環境で行えるクラウド環境の解析基盤を整備する。オンサイトリサーチセンターの拡充及びリサーチセンターのコンサルティング機能の強化について検討する。また、利活用の状況を踏まえたPDCAにより、技術の進歩に合わせて、省令に定める安全管理措置義務を含めた利用に当たったの基準等を継続的に見直す。 c 多様な主体・目的によるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータの公表を検討し、医療機関の属性等の情報保護の観点から問題のないデータについてはニーズに応じて開示する。また、第三者から医療機関単位での名寄せ可能なデータ、個票データについて利用申出がある場合、情報保護の観点から問題なく正当な利用目的であるものについてデータを提供する。 d 医療・介護施設間の情報連携、医療・介護分野の研究開発、資源配分の最適化政策等におけるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBの連結に引き続き、MID-NET(電子カルテ、レセプト等の匿名データベース)、DPCDB(包括医療費支払い制度に基づく匿名データベース)、がん登録DB(がんの罹患、診療等の顕名データベース)、難病・小慢DB(指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の顕名データベース)との連結に向けた具体的検討を進めるとともに、被保険者番号等を用いて、当該連結における名寄せ・連結精度の向上が可能となる仕組みを構築する。 e 本来NDBは、医療費適正化計画のために収集されるデータベースであることから、今後もエビデンスに基づく指標の作成等、医療費適正化に向けたNDBの更なる活用を図る。 f さらにゲノム医療を始めとする質の高い医療の実現に資するようなデータベースの整備・活用を戦略的に進める。	a:令和2年度措置 b,c,d:令和2年度検討開始、結論を得次第措置 e,f:令和2年度以降逐次実施	a~e:厚生労働省 f:厚生労働省 内閣官房 文部科学省	a 厚生労働大臣は、相当の公益性を有すると認められる業務を行う者に対してNDBデータを提供できることとされており、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)において、医療分野の研究開発に資する分析や、疾病の原因及びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究など、特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除き、保険医療分野の研究開発を幅広く認める形で規定している。 加えて、第三者提供の実績については社会保障審議会において年次の報告を行うこととしている。 b NDB利活用の拡大に向けては、小規模ベンチャー企業等にとっても過度な負担を要することなくデータの利活用を行えるよう、令和3年3月よりNDBの更改及び医療・介護データ等のクラウド環境の解析基盤の構築を開始した。オンサイトリサーチセンターについては、令和2年12月より、利用予定者のリサーチクエストがNDBで実行可能かどうか、事前に相談を受け付けることができるNDB申請前支援を開始した。 c 匿名医療情報等の提供に関する専門委員会(令和3年3月19日)にて、医療機関の属性等の情報保護の観点から問題のないデータについてはニーズに応じて開示することについて議論した。 d 第201回国会で成立した、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)による地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)の改正により、医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとした。当該仕組みについては、令和3年度中の運用開始を目指し、令和2年2月より当開発を開始した。 e 第3期医療費適正化計画(2018年度から2023年度まで)について、各都道府県の医療費適正化計画のPDCA管理に資するよう「医療費適正化計画関係のデータセット(NDBデータ)等」を提供している。 f:1)ゲノム情報を含む医療分野のデータの利活用を推進するため、厚生労働省が取りまとめているAMEDのゲノム・データ基盤プロジェクトにおいては、「ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー」に則り、ゲノムデータ、及び臨床情報や解析・解釈結果等を含めたゲノム情報のシェアリングを行っている。 さらに、令和2年3月に策定された「AMED研究データ利活用に係るガイドライン」に則り、研究開発成果により生み出されるデータの利活用を促進している。 また、AMEDが支援したゲノム研究の成果を一元管理し、産業界も含めた利活用を進め、ゲノム医療研究を推進するため、令和元年度より、ゲノム医療協議会での議論を踏まえ、関係各省協力の下、ゲノム・データ基盤(CANNDS)の構築を進めている。	b 引き続き、クラウド環境の解析基盤の利便性の向上のため、改修を行っていく。また、匿名医療情報等の提供に関する専門委員会にて、クラウド環境の解析基盤上でのNDB利用時の安全管理措置義務等を議論し、NDBガイドラインを改正する予定。 また、オンサイトリサーチセンターについては、今後、拠点の拡大を検討していく。 c 情報保護の観点から問題のないデータについては開示するよう、匿名医療情報等の提供に関する専門委員会にて議論を継続する。 また、NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータの公表については、医療・介護データ等の解析基盤の構築とともに検討していく。 d NDB・介護DBとの連結に加え、生活保護受給者に係るデータの連結解析や、保健医療分野の他のデータベースとの連結解析が可能となるよう検討し、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したものに対応する。 e 第4期の医療費適正化計画に向けては、第3期医療費適正化計画の進捗も踏まえ、都道府県の意見を聴きながら、国と都道府県が一緒になって効果的なPDCA管理ができるよう、そのあり方等について、見直しに向けた検討を行う。 f 質の高い医療を目指して医療研究開発を推進するため、健康・医療戦略室が開発する「健康・医療データ利活用基盤協議会」における議論を参考に、研究開発を支援する。また、ゲノム・データ基盤(CANNDS)の本格稼働に向けて、引き続き、ゲノム医療協議会での議論を踏まえ、関係各省協力の下、取組を進める。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(6)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し											
令和2年7月17日	医療・介護分野	13	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	<p>レ 令和3年9月予定の新システム導入に向けて、システム開発においては特に進捗管理、設計・開発・運用全体の品質確保には十分な注意を払ってプロジェクト管理を徹底するとともに、以下①～⑥についての具体的な進捗状況と対応・工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を期するため、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)においては必要なICT人材の確保と関係機関からの参画を得る。</p> <p>①コンピュータチェックの到着可能とする振分機能の設計・実運用化</p> <p>②を本部で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止</p> <p>③コンピュータチェックに適したレセプト形式の見直し(簡便化における選択方式の拡充)</p> <p>④手数料の簡便化</p> <p>⑤保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開</p> <p>⑥保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み</p> <p>新システムにおけるAIを活用したレセプトの振分機能については、フィードバック機能を組み込み、定期的に新たなレセプトの審査結果を学習させて機能の改善を図るとともに、具体的な機能の詳細と学習システムを明らかにする。</p> <p>自動的なレポーティング機能については、審査支払機能における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じ得るのかを把握できるような、具体的なレポーティング内容を明らかにする。</p> <p>職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目途に設置が予定される審査事務センター分室について、新システム稼働の効率的な実施と、集約後の審査実績、ICT活用による審査委員会運営の負担軽減などの業務効率化の状況を確認しながら、その廃止を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。</p> <p>職員を介して行う審査委員会の補助、レセプト事務点検などの業務については、令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを具体化し、職員の審査事務と審査委員の審査が効率的で安全に行われることを踏まえつつ、在宅審査の仕組みについても検討する。</p> <p>国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、令和6年予定の国保健康保険システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程を明らかにする。</p>	a.e.f.令和2年度措置 b.c.令和2年度中期報告 令和3年度上期措置 d.令和4年度以降継続的措置	厚生労働省	<p>a)審査支払新システムについては、システム設計・構築やAIに係る知見等を有する人材を確保しつつ、IT室とも連携し開発している。令和3年9月リリースに向けて概ね順調に進捗しており、2月から統合試験を実施中。</p> <p>①AIを活用した人による審査を必要とするレセプトと必要としないレセプトへの振分け機能については、2つの手法(Minhash・Xgboost)を組み合わせ、審査支払新システム稼働に向けて開発中。審査支払新システム稼働時8割、稼働後1年で85割、稼働後2年で9割程度をコンピュータチェックで完結する工程を、審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。</p> <p>②を本部で設定している既存のコンピュータチェックルールについて、平成29年10月の14万件から、令和2年12月時点で約1.2万件に減少。審査支払新システムの稼働までに原則としてすべて本部に集約又は廃止する工程を審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。</p> <p>③令和2年度での審査報酬改定において、摘要欄コメントが必要な617項目のうち、587項目(95.1%)が選択方式として採用したところ。今後の改定時に拡充していく予定。</p> <p>④簡素なコンピュータチェックで完結する判断が明らかなレセプトについて、他の手数料とは別途の手数料を設定することなどを盛り込んだ新手数料体系を検討中。今後、令和4年度からの開始を目指し、保険者団体等との協議を進める。</p> <p>⑤左記に示した工程に沿って、令和4年10月までに保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式に変更。</p> <p>⑥令和3年9月に機能を拡充。</p> <p>b)審査支払新システム稼働後、振分け結果を検証するとともに、定期的に学習データ等を更新して、振分け結果の精度向上に向け運用。</p> <p>c)全国統一的な取扱いが策定された事例については令和3年度中にレポート。多くの付せんが付くコンピュータチェック対象事例については令和4年度中にレポート。</p> <p>d)令和4年度以降、検討。</p> <p>e)令和3年10月から、モデル事業を実施し、課題を検証。</p> <p>f)左記の両工程表に沿って、厚生労働省・支払基金・国保中央会において、実施。</p>	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
(2)若者の農業参入等に関する課題について											
令和2年7月17日	農林水産分野	1	若者の農業参入等に関する課題について	<p>a. 市町村、農地中間管理機構や農業委員会等が連携し、地域の実情に応じ、49歳以下の新規就農者のうち農地の確保を支援すべき者を特定し、その者に優先的に農地を貸付するなど、若者の新規就農者に対して積極的に農地の確保を支援する措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者をより増加させる。</p> <p>b. 農地の下限面積要件について、各市町村の実情に応じ、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第69号)の活用と併せて、若者の新規就農者増加のために下限の更なる引下げを行うことを促すとともに、各市町村の下限面積の設定状況を一元的に集約し、新規に就農を検討する者が容易に確認できる形で公開する仕組みを設ける。</p> <p>c. 青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とを差別的に取り扱うことのないよう、農業経営改善関係資金基本要綱に明記し、研修機関、農業者、地方公共団体等の関係者に周知徹底する。</p> <p>d. 都道府県に対して、農業経営相談所の支援チームに農業経営者など、農業経営の実態に精通した人材を積極的に配置するよう促す。</p> <p>e. 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就業継続状況について、毎年、都道府県ごとに調査・公開し、新規就農支援制度の効果について検証を行うとともに、新規就農者全体の就業継続状況を把握するための手法を検討、確立する。</p>	a.b.c.d.e.令和2年度措置 c.令和2年度上期措置	農林水産省	<p>a. 「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」(令和2年7月27日2経第1177号)を地方農政局及び全国農業会議所等の関係団体宛に発出し、関係機関において相互に就業希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組について周知した。このほか、地域の新規就農サポート体制支援事業により、新規就農者への農地の積極的な斡旋などの新規就農者へのサポート体制の確立に取り組みモデル地区を支援するとともに、令和3年3月に新規就農者のサポートに関するマニュアルを作成し、全国に展開した。</p> <p>b. 「新規就農者の増加を促進するための別段面積の設定等について」(令和2年11月16日2経第2072号)を地方農政局、全国農業会議所等宛に発出し、農業経営基盤強化促進法の活用と併せて農業委員会が新規就農者の増加を促進する観点から、下限面積を区域の実情に応じて弾力的に引き下げることができることを周知するとともに、令和2年11月には農林水産省のHPにて各市町村の下限面積の設定状況を一元的に集約して公開した。</p> <p>c. 「農業経営改善資金基本要綱の一部改正について」(令和2年9月30日2経第1635号)を地方農政局及び株式会社日本政策金融公庫等の関係団体宛に発出し、青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とを差別的に取り扱うことのないよう周知した。</p> <p>d. 「農業経営相談所における農業経営者の専門家登録及び支援チームへの配置の推進について(依頼)」(令和2年12月1日付け経営局経営政策課長通知)を地方農政局及び日本農業法人協会等の関係団体宛に発出し、農業経営相談所に農業法人経営者、指導農業者、先進的な認定農業者などの農業経営に精通した者の専門家登録推進と、支援チームの構成におけるこれらの積極的な配置について指導した。</p> <p>e. 「農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就業継続状況については、令和2年12月25日に、農林水産省HPにおいて、各事業の都道府県別の就業継続率(定着率)を公表するとともに、各事業の創設前後における新規就農者数を比較することにより、事業効果を検証した。事業を活用した者だけでなく、より広範に新規就農者の継続状況を把握する観点から、青年等就業計画について法律に基づく認定を受けた新規就農者の就業継続状況を把握することとした。</p>	a.令和3年度は、新規就農者確保推進事業の農業人材確保・就業サポート体制確立支援(旧地域の新規就農サポート体制支援事業)により地域の取組を支援する。	検討中	継続F	<p>a.e:検討状況について引き続きフォロー</p> <p>c,d:運用状況について引き続きフォロー</p> <p>b:フォロー終了</p>

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(3)農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化											
令和2年7月17日	農林水産分野	2	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	農業で起業する若者が将来展望を持てるよう、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策について、現行制度の検証を行った上で、現場の実態、新規参入を目指して研修を受けている若者や資金提供者のニーズ等を踏まえて更に検討を進め、今年度中に結論を得る。	令和2年度検討・結論	農林水産省	「農林水産業・地域の活力創造プラン」(令和2年12月15日「農林水産業・地域の活力創造本部」決定)において、本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保し、農地の適切な利用を促進するため、人・農地プラン、農地集積・集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達等に係る施策の在り方について検討し、本年6月までに検討結果を取りまとめる旨を明記。	本年6月までに検討結果を取りまとめる予定。	検討中	継続F	
(4)農業用施設の建設に係る規制の見直しについて											
令和2年7月17日	農林水産分野	3	農業用施設の建設に係る規制の見直しについて	a 新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 農業経営の類型ごとの差異があるかも含め、農地の所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ課題を整理し、合意形成に向けた所有者と利用者の協議が円滑に進むような対応を検討する。 c 税制や都市計画制度等を含め、農地を転用して農業用施設や加工・販売施設を設置する際の留意点、6次産業化に取り組む際の必要な手順及び相談窓口などを手引きにまとめ、農業者に周知する。 d a, cに係る見直し内容や手引き等の周知に当たっては、地域によって農業者の認知度にばらつきが出ることはないよう、地方公共団体に加え、農業団体等も通じて、農業者に広く周知を行う。 e 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきについては、現状を具体的に調査し、対応を検討する。 f 申請の際に提出を求められる農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第30条に定める添付書類について、e)に併せて実態を調査した上で、不要な添付書類が求められることがないよう、提出を求めてはいけないものを明確化するなどの見直しを検討し、地方公共団体及び農業委員会に通知する。	a: 令和2年度検討、令和3年上期結論、令和3年度措置 b~f: 令和3年度措置	農林水産省	a 「農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大」や「農畜産物の加工・販売施設への拡大」について、農林水産省内に設置した外部有識者を構成員とする「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」で検討中。 また、全国の各地方ブロック毎に開催している農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場(令和2年1月～令和3年1月開催)において、都道府県及び市町村の制度担当者から意見を聴取。 b 「所有者と利用者の合意形成」について、実態を踏まえた課題の整理に向け、農業者及び農地所有者への聞き取り調査を実施中。 c 6次産業化に取り組む際の留意事項や農地転用や市街化調整区域における開発行為の手続の特例、農業全般の税制支援、相談窓口等を記載したパンフレットを令和2年7月に作成。都道府県や都道府県サポート機関へ情報提供するとともに、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く周知を行っている。 d a・cの具体的な対応方針を踏まえ、令和3年度中に周知予定。 e・f 「運用のばらつき」及び「添付書類の取扱い」について、農業者へのアンケート調査を行うとともに、農地転用許可事務実態調査において、申請書類を含めた関係書類一式を確認し、運用のばらつきや不要な添付書類の有無について調査中。 また、令和2年1月～令和3年1月にかけて実施した国と地方の協議の場等において、地方の実情や要望を聴取。	a 令和3年上期までに結論を得て、令和3年度中の措置を予定。 b・e・f 調査結果を分析し、必要に応じて追加調査を実施した上で、令和3年度中に措置を講ずる予定。 d a・cの対応を踏まえ、令和3年度中に周知予定。	検討中	継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
(5)スマート農業の普及促進												
令和2年7月17日	農林水産分野	4	自動走行トラクターの普及促進	a 農林水産省は、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を改訂し、圃場内のトラクターなど農業機械の自動走行について、遠隔監視による自動走行を可能にするために、農業者及び農機製造者が考慮すべき安全管理措置を明らかにする。 b 農林水産省は、警察庁と協力して、圃場間のトラクターの自動走行のために、必要な農道上の措置を検討する。検討にあたっては、農業者の負担の軽減と共に、自動走行農機の普及を促進するため実用性や通行量などの農道の特性を十分に考慮して、通行制限の具体的な措置が農業者にとって簡素で分かりやすいものとするに配慮する。 c 農林水産省は、bと併せて、圃場間のトラクターの自動走行のために、農業者から農道管理者への申請手続を検討し、その内容を「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」に反映する。	令和2年度措置	a,c:農林水産省 b:農林水産省 警察庁	a 農機メーカー、大学、研究機関、生産者等の農業・作業安全関連の有識者から構成される検討委員会において、圃場内の農業機械を一時的に自視が不可能な条件下で遠隔監視により自動走行させる場合に農業者及び農機製造者等が考慮すべき安全管理措置を検討し、その結果に基づき、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を3月26日に改訂した。 b 「農道における車両の通行に関する措置」に基づき農道の通行止め等を行うに当たって、安全の確保と農作業の効率向上の両立が図れるよう、警察庁と協力して、農道の特性を考慮した具体的な措置の方法を検討し、分かりやすく示した参考資料を作成した。 c 農業者から農道管理者への申請手続について検討し、手続きの流れと申請書の標準例を作成するとともに、bの具体的な措置と併せて「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」に反映し、3月26日に改訂した。	-	措置済	解決		
令和2年7月17日	農林水産分野	5	小型農業ロボットの普及促進	a 農林水産省は、警察庁及び国土交通省と協力して、小型農業ロボットについて、圃場内及び圃場外（一般交通の用に供することを取りやめた農道を含む、公道を含まない）の走行や作業のために、農業者及び農機メーカーが考慮すべき安全性確保措置を検討し、ガイドラインとして公表する。 b 農林水産省は、警察庁及び国土交通省と協力して、近接で監視・操作する小型農業ロボットの道路走行に向けた実証実験を実施する。実証実験の結果を踏まえ、警察庁及び国土交通省は、農林水産省と協力して、近接で監視・操作する小型農業ロボットが公道を走行するために必要な措置について検討する。	a:令和2年度措置 b:令和2年度実証実験・検討開始、令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省 警察庁 国土交通省	a 小型農業ロボットの走行及び運搬・散布作業の実証実験を、圃場内・圃場外（傾斜のある圃場進入路、舗装済みの私道、未舗装の私道等）で行うと共に、農機メーカー、大学、研究機関、生産者等の農業・作業安全関連の有識者から構成される検討委員会において、農業者及び農機メーカー等が考慮すべき安全性確保措置を検討し、その結果に基づき「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を(P)3月26日に改訂した。 b 近接で監視・操作する小型農業ロボットの公道走行を想定した実証実験を、平坦な私道及び傾斜や凹凸のある私道で実施した。その結果とメーカーが想定する小型農業ロボットの仕様を踏まえ、近接で監視・操作する小型農業ロボットが公道を走行するために必要な措置について、警察庁及び国土交通省と協力して検討を開始した。	b 警察庁、国土交通省、及びメーカーと協力し、安全に公道走行するための機能・構造要件等について検討し、令和3年度中に結論を得るとともに、以後、速やかに必要な措置を行う。	検討中	継続F	b 検討状況について引き続きフォロー	
令和2年7月17日	農林水産分野	6	農業データの利活用	a 農林水産省は、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の補助金等に限らず、その他の交付金、委託費を含む）によりトラクター、農業ロボット、ドローン、IoT機器等の導入支援を行う際は、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に従って、システムサービス提供者が保管することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供することとなる条項を契約に盛り込むことを要件とするよう公募要領等に明記する。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。 b 農林水産省は、農機メーカーに働きかけ、位置、作業記録等のデータを取得するトラクター、コンバイン等の農機の使用に当たり、農業者がこれらのデータを当該農機メーカー以外の作ったソフトでも利用できる仕組み（オープンAPI）の整備を行う。 c 農林水産省は、令和4年度予算から農機メーカー以外の作ったソフトでも位置、作業記録等のデータを利用できることを、トラクター、コンバインなどの農機の導入支援の補助金等の要件とする。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。 d 農林水産省は、鳥獣害、災害、救急、はいかい者捜索、農道陥没等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することを可能であることを明らかにした通知を発送する。	a,d:令和2年度措置 b:令和2年度検討・結論、令和3年度措置 c:令和4年度措置	農林水産省	a 令和3年度の補助金等から、トラクター、農業ロボット、ドローン、IoT機器等の導入支援を行う際は、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に従って、システムサービス提供者が保管することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供することとなる条項を契約に盛り込むことを要件とするよう公募要領等に明記することについて順次対応。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言の通知を発送済（令和2年10月）。 b 農機メーカーを含め関係者が参画した検討会の下でオープンAPIに関する議論を重ね、連携データの特定や利用権限の考え、今後のロードマップを整理した「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」を令和3年2月10日に策定。 d 鳥獣害、災害、救急、はいかい者捜索、農道陥没等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することを可能であることを明らかにした通知を発送済（令和2年10月）。	a,d 本ガイドラインの普及に向けて、自治体や農機メーカーからの問合せ等に対し適切に対応。 b 「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」を踏まえ、各農機メーカーにおいて令和3年度中にオープンAPIを整備。 c bの取組状況も踏まえつつ、対象とする事業や要件の具体的中身について令和4年度予算の編成過程の中で今後検討。	検討中	継続F	b,cの検討状況について引き続きフォロー	
令和2年7月17日	農林水産分野	7	農作物栽培施設に係る立地規制の見直し	国土交通省は、農作物栽培施設において一般的に使用される空調設備・灌水設備の具体的事例を調査し、これら設備について「原動機を使用する工場」の「原動機」として取り扱う設備を限定した上で、その基準を明確化し、一般的な農作物栽培施設が「原動機を使用する工場」に該当しないということを明らかにした上でその旨、特定行政庁等に対して技術的助言を発送する。	令和2年度上期措置	国土交通省	特定行政庁等に対し、「農作物栽培施設の立地に関する建築基準法第48条の規定に関する運用について（技術的助言）」（令和2年7月29日付け国住街80号）を発送し、農作物栽培施設に設ける設備について、「原動機を使用する工場」の「原動機」には含まれないものを示した。	-	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(6)農協改革の着実な推進											
令和2年7月17日	農林水産分野	8	農協改革の着実な推進	<p>a 農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化するための出融資の仕組みを、農業者の成長段階に応じた資金調達円滑化に併せて検討する。</p> <p>b これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第51条第2項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。</p> <p>c 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項に基づき、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和2年度検討・結論、令和3年度措置</p> <p>b.c: 改正農協法施行後5年（令和3年4月）を目途に検討・結論、必要に応じて速やかに措置</p>	農林水産省	<p>a 農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化することについて、検討を行っているところ。</p> <p>b (農業協同組合) ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施（平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表）。 ・平成30年2月から令和2年11月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施（農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組）。 ・成果を出している農協の優良事例を公表（これまで53事例を公表） ・農業関連事業者等が黒字である総合農協に対する調査を実施し、その結果を公表（令和2年5月）等により自己改革を促している。 改正農協法に基づき、農業協同組合に関する制度について検討を行っているところ。</p> <p>(農業委員会) 改正農業委員会法に基づき、農業委員会に関する制度について検討を行っているところ。</p> <p>c 准組合員の事業利用について、改正農協法の施行日（平成28年4月1日）から5年間利用実態調査を実施。初年度（平成28年度）は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年1月より、マニュアルに基づき調査を開始し、調査結果をこれまでに2回公表（1回目：令和元年9月、2回目：令和2年9月）。 改正農協法に基づき、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行っているところ。</p>	<p>a 引き続き検討を行い、必要に応じて措置。</p> <p>b (農業協同組合) ・今後とも、農業者の所得向上に向けた自己改革の取組を促進する。 ・改正農協法の施行から5年（令和3年4月1日）を目途に検討を行い、必要に応じて措置。 (農業委員会) ・改正農協法の施行から5年（令和3年4月1日）を目途に検討を行い、必要に応じて措置。 c 改正農協法の施行から5年（令和3年4月1日）を目途に検討を行い、必要に応じて措置。</p>	検討中	継続F	
(7)農産物検査規格の見直し											
令和2年7月17日	農林水産分野	9	農産物検査規格の総点検と見直し	<p>農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。</p> <p>① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること</p> <p>② 農業者に多様な選択肢（自主検査含む）が提供されるようにすること</p> <p>③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷・低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること</p> <p>④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること</p> <p>具体的な見直しの進め方は以下の通り。</p> <p>a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化 農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。 (なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。)</p> <p>総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。</p> <p>① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し</p> <p>② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負担軽減と検査コスト低減</p> <p>③ 目視及びその他の人的（主観的）鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更（その後も技術の進展成果は積極性に活用）</p> <p>④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し</p> <p>⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し</p> <p>⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化</p> <p>⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進</p> <p>b 新JAS規格の制定 コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。</p> <p>c 検討会の構成と工程 上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がわかりやすく感じる符号価値を含めるものとする。また、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのインチャティブを取れるものとする。</p>	<p>令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置</p>	農林水産省	<p>令和2年9月に農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会を設置して検討を進め、令和3年3月までにaの①～④及び⑦並びにbについて、以下の結論を得た。</p> <p>①③ 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（検査の結果は、等級区分で示すのではなく、規格項目の測定結果を数値で示すことを含む。）</p> <p>② サンプリング方法の見直し</p> <p>④ 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止</p> <p>⑦ 穀粒判別器等科学的検査の更なる精度向上を図るため、令和3年度予算を確保し、AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発</p> <p>b スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定</p>	<p>検討会は令和3年4月以降も開催し、残るaの⑤及び⑥の検討事項について、5月までを目途に結論を得る予定。</p>	措置済	フォロー終了	規制改革推進に関する答申（令和3年6月公表）の実施事項に基づき継続的にフォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
令和2年7月17日	農林水産分野	10	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し	<p>農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。</p> <p>a ナラン交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金 農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。</p> <p>b 産地、品種、産年などの食品表示 食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の実情情報の任意表示を可能とする(例:品質確認 JAOO(登録検査機関名)、品質確認 OOLAYS(農業者名))。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。</p> <p>また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。</p> <p>以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。</p>	令和2年度措置	a:農林水産省 b:消費者庁 農林水産省	<p>a ゲタ対策、ナラン対策及び水田活用の直接支払交付金について、令和3年産から、それぞれ農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認したのもも支援対象となるよう、実施要綱の改正手続を完了した。</p> <p>b 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定している玄米及び精米の表示事項について、①農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件とすることにより、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、②農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするともに、③生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括枠内に表示できるよう、令和2年10月20日に消費者委員会に対し食品表示基準の改正案について諮問を行い、消費者委員会において審議いただいた。</p> <p>令和3年1月21日付けで消費者委員会から、諮問した改正案のとおりとすることで答申をいただき、これを踏まえ、令和3年3月17日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第10号)を公布した。</p>	<p>a 改正した実施要綱を令和3年4月1日施行。</p> <p>b 食品表示基準の一部改正を令和3年7月1日施行。新制度を適切に運用する。</p>	措置済	解決		
(8)畜舎に関する規制の見直し												
令和2年7月17日	農林水産分野	11	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省と連携して、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等を建築基準法(昭和25年法律第201号)の適用の対象から除外する特別法について、令和元年6月の規制改革実施計画に基づき設けられた「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」の以下の事項を始めとした令和2年5月の「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備する。</p> <p>・新制度はソフト基準とハード基準の組合せにより一定の安全性を確保した上で建築基準法の特例として措置し、事業者が新築・増改築の際に新制度の活用を選択できる仕組みとする。</p> <p>・対象は、市街化区域と用途地域等を除いた地域に建築される平屋の畜舎、たい肥舎及び搾乳施設で建築士が設計したものとすること。</p> <p>・手続は、事業者による畜舎の利用及び設計に関する計画について行政がソフト及びハード基準への適合性を確認する仕組みとし、ハード基準の確認手続は簡素化、JIS部材でない部材等は、強度試験等を実施使用する方向で検討。</p> <p>また、法律案の整備に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>・畜舎等の建築コストの削減、ソフト基準による人件費の削減を始めとする経営コストの実質的な削減について試算を行い、法律案により、畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにすること。</p> <p>・農業者の意見を十分に踏まえること。</p> <p>・新制度の下で建設された畜舎が利用基準に適合しなくなった場合の措置など地方自治体に対して適切な支援を講じるなどの対応を検討すること。</p> <p>b 法律案の整備と並行して、法律案に含まれるソフト基準及びハード基準の具体的な内容について、以下の事項を始めとした「中間取りまとめ」の内容を実現するため検討を行い、結論を得る。</p> <p>・新制度を選択した事業者は、次のA基準又はB基準を選択可能。</p> <p>・A基準は、安全面のソフト基準(滞在密度の規制等の簡易な基準)と現行基準に準じたハード基準を組み合わせて、現行基準と同等の安全性を確保。</p> <p>・B基準は、安全面のソフト基準(作業効率化による畜舎内滞在時間の削減などを十分加味した滞在密度の規制等)と現行よりも緩和された新ハード基準を組み合わせて、畜舎に必要な最低限の安全性を確保。</p> <p>また、ソフト基準及びハード基準の具体的な内容の検討に当たっては、「中間取りまとめ」に記載された「検証すべき事項」に留意する。</p> <p>c 農林水産省は、総務省の協力も得ながら、aの法律案に含めるか否かにかかわらず、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく各地域の規制の実態を調査し、これに基づき畜産業の国際競争力の強化を図るために規制の見直しを行う必要があるか検討を行う。</p>	a:令和3年上期措置 b:令和4年措置 c:令和2年措置	a,b:農林水産省 国土交通省 c:農林水産省 総務省	<p>c 消防法に基づく各地域の規制の実態を調査し、第6回規制改革推進会議農林ワーキンググループ(令和3年1月)において当該調査結果を報告し、消防庁において規制の見直しを行う方向で検討を進めることになった。</p> <p>農水省(国交含む) a 国土交通省と連携して、令和2年5月の「中間取りまとめ」の内容を実現するため、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案」を令和3年3月2日に閣議決定し国会に提出した。</p> <p>b 新制度におけるA基準及びB基準の具体的な基準等については、新法の公布後施行までの期間に省令にて定めることとしているが、引き続き専門家や農業者等の意見を踏まえて検討を行う。</p> <p>c 総務省の協力も得ながら、消防法に基づく各地域の規制の実態を調査し、第6回規制改革推進会議農林ワーキンググループ(令和3年1月)において当該調査結果を報告し、総務省消防庁において規制の見直しを行う方向で検討を進めることになった。</p>	<p>c 畜舎に係る新法の施行時期を自途として、消防法施行令の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と協力し、消防機関や畜産関係者へ周知を図る。</p> <p>農水省(国交含む) a 国会での審議を経て法律案が可決、成立した場合は、速やかに新法の公布、施行に向けた準備を行う。</p> <p>b 具体的な基準等となる省令については、引き続き農業者等の意見を踏まえながら検討を行う。</p> <p>c 本年1月の規制改革推進会議農林ワーキンググループにおける議論を踏まえ、総務省消防庁において消防法令の規制の見直しを行う方向で検討を進めており、見直しが行われた際には周知を図る。</p>	検討中	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(9)改正漁業法の制度運用												
令和2年7月17日	農林水産分野	12	資源管理	<p>a 資源回復に向けたロードマップには、管理目標の設定と漁獲シナリオの決定にとどまらず、以下を始めとする具体的な対策を盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣管理と都道府県知事管理の漁獲可能量の配分方法 ・都道府県ごとの漁獲可能量の配分方法 ・漁獲割当(IQ)導入の時期 ・関係者(都道府県、漁業者)間での調整方法 <p>b 今後のロードマップ策定の工程を明らかにすべく、魚種ごと(優先的に検討する資源、現行TAC魚種、現行非TAC魚種、国際資源など)に、また必要となるプロセスごとに(資源調査の実施、資源評価の実施、資源管理目標案等の公表など)、着手、完了等の時期を明確化する。</p>	<p>a: 令和2年度以降順次措置 b: 令和2年度措置</p>	農林水産省	<p>a</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年10月に「資源管理基本方針」を策定するとともに、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、その全体的な流れを明らかにしたところであり、漁獲割当(IQ)の導入時期(3ボツ目)については、このロードマップにおいて示している。 2. 水産資源ごとの配分方法等の具体的な内容については、資源管理基本方針の別紙として順次定めていくこととしており、現時点においては太平洋クロマグロ、スケトウダラ、スルメイカ、ミナミマグロ、中西部太平洋メバチ、サンマ、マアジ、マイワシについて策定済み。サバ類及びズワイガニについては、令和3年7月の新漁業法に基づく管理開始に合わせて策定していく。 3. この資源管理基本方針の中で、大臣管理区分と都道府県への漁獲可能量の配分基準(1ボツ目)や「資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)」等において漁業者をはじめとする関係者で議論をする場を設ける(4ボツ目)とする内容が定められている。 4. 都道府県ごとの漁獲可能量の配分方法(2ボツ目)については、国が定める資源管理基本方針に即して都道府県が定める資源管理方針において定めることとしており、管理の開始に合わせて、策定されることとなる。 <p>b</p> <p>令和2年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定・公表したところであり、優先的に検討する資源、現行TAC魚種、現行非TAC魚種、国際資源など魚種ごとに、必要なプロセスの着手・完了の時期等を明確に示している。</p>	<p>a 既に11魚種について措置済み。また今後、新たに追加されるTAC魚種については、順次対応していく。</p> <p>b 既に措置済み。</p>	措置済み	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー	
令和2年7月17日	農林水産分野	13	許可漁業	<p>a 「改正後の漁業法(昭和24年法律第267号。以下、本項において「法」という。)第41条第1項第6号に該当する者」の基準について、生産性に係る適格性の基準を示すに当たり、漁業種類別の「漁業者の責めに帰すべきではない事情」の列挙をするにとどまらず、漁業を適確に営む生産性の判断基準を漁業種類・魚種ごとに明確化する。</p> <p>b その上で、既存の漁業者の申請であって、複数の漁業種類を営む場合は、その経営体全体の生産性ではなく、漁業種類・魚種ごとに生産性を判断すべきことを定める。</p> <p>c 新規の許可又は起業の認可に当たり、新規参入者と既存の漁業者とを公平な生産性基準で判断すべく、法第42条第5項に規定する、公示した隻数を超える隻数の申請があった場合には、「申請者の生産性を勘案して」許可又は起業の認可をする者を定める際の実施方針について、審査基準の策定方針を明確化する。</p>	<p>a,b: 措置済み c: 令和2年度措置</p>	農林水産省	<p>a,b 令和2年6月に、許可等に係る適格性の漁業を適格に営むに足る生産性を判断するための基準として「漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の方針」を定め、水産庁長官名で通知した。</p> <p>c 令和2年11月に、法第42条第5項に規定する公示した隻数を超える隻数の申請があった場合の審査基準の基本となる考え方について「漁業法第42条第5項の審査基準の策定方針」を定め、水産庁長官名で通知した。</p>	既に措置済み。	措置済み	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	農林水産分野	14	漁業権制度の運用	a 地方分権にも配慮しつつ、令和2年3月13日から令和2年4月11日までパブリックコメントを実施した「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」に、別紙に記載された事項を盛り込む。 b 「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」に付属する「漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート」の各項目の該非を判断するための根拠として記載すべき指標と証書類の例については、「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」とは別に都道府県に通知する。	a: 措置済み b: 令和2年度措置	農林水産省	a 令和2年6月30日、左記で指摘された事項を盛り込んだ「海面利用制度等に関するガイドライン」を制定した。 b 令和2年11月30日、「海面利用制度等に関するガイドライン」に付属する「漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート」の各項目の該非を判断するための根拠として記載すべき指標と証書類の例について、都道府県に通知した。	既に措置済み。	措置済み	解決	
令和2年7月17日	農林水産分野	15	漁業者による漁獲報告や都道府県による行政手続が電子的に可能となる制度の構築	a 法第26条(漁獲割当管理区分における漁獲量等に係る報告)、法第30条(漁獲割当管理区分以外の漁獲量等に係る報告)、法第52条(大臣許可漁業に係る資源管理の状況等の報告)、法第58条で準用する法第52条(知事許可漁業に係る資源管理の状況等の報告)、法第90条(漁業権者に係る資源管理の状況等の報告)に規定する漁獲報告については、様式を定める場合はフォーマットを共通化し、国や都道府県に対する漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムを構築する。また、法第57条の都道府県知事による漁業の許可などの手続について、データ様式を統一し、電子的に行うことができるシステムを農林水産省として構築する。 システムの運用に当たっては、報告の方法などについて漁業者に対して十分な周知を図る。 b 上記の報告について、漁協の代理報告を認める場合であっても報告の責任は漁業者にあることを明確にする。 c 法第58条で準用する法第52条に基づく報告について、国が統一的に把握できるよう一定の事項について国が都道府県から報告を受けよう手当てする。 d 上記の報告事項について、漁業者に記録を残すよう求める。	a: 漁獲報告に関するシステムの構築については、令和2年度に開発に着手、令和3年度に200市場を目的に漁獲量の収集体制を整備、令和4年度措置 b~d: 令和2年度措置	農林水産省	a 1. 漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムについては、令和2年度において、構築に向けた実証を完了し、構築に向けて必要な予算を令和2年度3号補正予算及び令和3年度予算で措置したところ。 2. 都道府県知事による漁業許可などの手続に関するシステムの構築については、現在、農林水産省が開発に着手しているところ。令和4年度において、都道府県による活用が可能となるシステムの提供開始を予定している。 b 令和2年10月28日、漁獲報告について代理報告をする場合であっても漁業者に報告義務があることを明記した、資源管理に関する事務処理基準の通知を発出した。 c 令和2年10月15日に告示した「資源管理基本方針」において、都道府県知事は漁業者からの報告により収集した情報を農林水産大臣に提供する旨を規定した。 d 漁業者に対して報告事項に関する記録を残すよう、次のように対応している。 ・法第90条報告(漁業権に関する報告)については、令和2年6月30日に発出した「海面利用制度等に関するガイドライン」においてその旨を記載した。 ・その他の報告(法第26条・30条・52条・58条で準用する52条報告)については、令和2年10月30日に発出した資源管理に関する事務等の取扱いの通知においてその旨を記載した。	a 1. 漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムについては、令和3年度に200市場を目的に漁獲量の収集体制を整備し、令和4年度の措置となるよう取り組む。 2. 都道府県知事による漁業許可などの手続に関するシステムの構築については、引き続き、令和4年度の措置となるように取り組む。 b~d 既に措置済み。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				(10)水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検								
令和2年7月17日	農林水産分野	16	水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検	<p>a 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態を網羅的に調査すべく、卸売業者(荷受人)、仲卸業者(仲買人)、商社等の流通業者、漁業者及び水産加工業者に対し直接アンケート調査を行う。特に、水産物については、天然漁獲物と養殖水産物で流通形態が異なることを考慮し、それぞれ別に調査を行う。</p> <p>b aの調査において、養殖資材に係る産地間流通の機能について実態を明らかにする。</p> <p>c aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。</p> <p>d 不適正な取引を未然に防止するため、法律家などの専門家、漁業者を加えた検討体制を構築し、水産物・水産加工品と種苗・餌料の取引を含む養殖業のそれぞれについて、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する。「取引適正化のためのガイドライン」は、aの調査で明らかになった不適正事案や、規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ等において指摘のあった「実際に流通に關与していない者による、合理的理由のない口利き料・仲介手数料の徴収行為」、「養殖業に新規参入をしようとする者に対し、餌問題等の養殖資材取扱業者が合理的理由なく取引に応じないといった行為」、「餌問題が養殖業者に対して、他社(当該餌問題以外)からの餌の購入を禁止する行為」、「餌問題が養殖業者に対して、他社(当該餌問題以外)への養殖魚の取売を禁止する行為」等の不適正事案について盛り込む。また、「取引適正化のためのガイドライン」は随時改訂を行う。</p> <p>e 漁網・漁船などの漁業生産資材については、価格低減を推進すべく、海外の漁業生産資材の価格、流通構造について調査し比較をすとともに、規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ等で指摘のあった「漁協や漁連による漁業資材発注取りまとめによる価格の硬直化」などの不適正事案の発生を未然に防止するため、引き続き実態を調査した上で、水産業協同組合連合会に基づく指導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>f 「取引適正化のためのガイドライン」の周知徹底を図るため、策定後1年以内に、該当の取引がある全都道府県、漁業者及び水産加工業者、流通事業者などを対象とした説明会を開催する。</p> <p>g 以下の養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルが漁業法上問題ないという解釈を明確化し、都道府県に文書で通知する。 ・A漁業協同組合に免許された区画漁業権の範囲内において魚類養殖業を営むB(A漁業協同組合の組合員と、組合員以外のF人)が委託契約を結び、Bが、その所有する生簀において、C所有の魚を一定期間養殖する。(Bは養殖に要する全ての餌料をCから提供を受けるとともに、契約の範囲内において養殖方法に関するCの指示を受ける。また、Cはこの対価として、毎月、契約に定める額をBに支払う。) ・D漁業協同組合に免許された区画漁業権の範囲内において魚類養殖業を営むE(D漁業協同組合の組合員と、組合員以外のF人)が委託契約を結び、Eが、Fの指定する一定品質の養殖魚を生産する。このとき、Eは契約の範囲内において養殖方法に関するFの指示を受ける。契約上、養殖の結果、養殖魚が契約に定める一定品質以上となった場合に、Fは契約に定める価格で養殖魚を買い取る義務があるが、養殖魚が一定の品質に達しなかった場合には、Fは養殖魚の買取りを行わないことができることとなっている。</p> <p>h 養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力するよう、dで作成のガイドラインに記載する。</p>	<p>a～d: 令和2年措置 e: 令和2年度措置 f: 令和3年措置 g: 措置済み h: 令和2年措置</p> <p>a,b,d～h: 農林水産省 c: 農林水産省 公正取引委員会</p> <p>ab 1 水産加工業者への調査については、平成31年3月に水産加工業者を含む産地仲買人514社に対して実態調査を実施し、コスト増加を反映しない価格決定(131社)や不合理な物流センターフィー等の負担(62社)などが取引上の問題として明らかになった。また、令和2年2月に、既存の流通業者が合理的な理由のない仲介手数料の徴収を行っているかについて、水産加工業者を含む産地仲買人に追加アンケート調査を実施し(125社から回答)、合理的な理由のない仲介手数料を要求されたことがある旨の回答が1件あった。</p> <p>2 漁業者・養殖業者へのアンケート調査については、令和2年2月に実施。漁業(284経営体)において、水産物の取引上問題がある(コスト増加を反映しない価格決定等)と回答したのは40経営体、生産資材の取引上問題がある(一方的に著しく高い価格での資材取引を強制等)と回答したのは2経営体であった。養殖業(58経営体)において、水産物の取引上問題がある(短納期での発注、発注のキャンセル等)と回答したのは16経営体、生産資材の取引上問題がある(一方的に著しく高い価格での資材取引を強制等)と回答したのは3経営体となっており、25経営体については生産資材の取引手が養殖生産物の販売相手にもなる産地商社であり、このうち9経営体が水産物の取引上問題があるとの回答だった。</p> <p>3 令和3年2月1日の農林水産WGにおける漁業関係者からのヒアリング事例についても詳細調査を実施。</p> <p>c 公正取引委員会には令和2年までに実施した調査結果を示し、不適正な取引を未然に防止するためのガイドライン案を連携して検討してきたところ。漁業関係者からのヒアリング事例の調査結果についても共有し、連携して対応していくこととしている。</p> <p>d,h 水産物・水産加工品については、アンケート調査及びヒアリング事例調査結果を踏まえ、公正取引委員会とも調整しながら「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成中。 養殖業については、アンケート調査を踏まえ公正取引委員会と調整した結果、産地商社による商慣行は下請法の対象とならないため、養殖業者と産地商社・販売業者の双方が取り組むべき適正な取引方法や協業のあり方等について示す「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」を独自に作成中(養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力することについても記載。)</p> <p>e 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査、漁船・漁連の購買事業についての調査をそれぞれ実施した。 (海外調査結果) ・漁船: 国内では漁業者が国内造船所にオーダーメイドで注文することが一般的である。海外(欧州)では、人件費などの建造コストが低いトルコ、中国等で船体の大部分を建造した後、欧州内の造船所で組立てを行うことで建造コストを低減している事例があった。 ・漁網: 国内では大型漁網については漁業者が国内漁具メーカーにオーダーメイドで注文することが一般的であり、小型漁具は漁具販売店を介して国内製造又は東南アジア等から輸入した既製品を注文している。海外でも国内と同様に、漁業者が求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入するほか、日本製の高性能・高価格な漁網を輸入している事例があった。 (購買事業調査) ・主要資材(漁網、ロープ、A重油)の仕入価格の動向を調査したところ、漁連・漁協はそれぞれの判断で、取引先との間で、主に漁網・ロープは年1回程度、A重油は月2回程度、価格の改定を行っているため、漁連・漁協間で価格は一定ではなく、年次変動もある状況。 ・資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を調査したところ、共通して使用する資材の規格を統一化し、予約とりまとめにより価格を低減する事例や、漁業者ニーズを反映した機器や網、配合飼料等の商品開発、海外からの輸入等を実施している事例があった。 ・漁協の購買事業について、価格の低減や業者選定の透明性確保のため、複数の調達先を比較するなど、漁業所得や生産性の向上に向けた取組を促進するよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知)」の改正案をパブリックコメント中。</p>	<p>abcd 漁業関係者にヒアリング事例の調査結果を踏まえて、事実関係を公正取引委員会に連絡するとともに、公正取引委員会と連携し、令和3年2月1日の農林水産WGにおける委員からの意見も盛り込んだ「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」案を作成する。 なお、ヒアリング事例のうち公正取引委員会が独自禁止法違反と認めたものについては、公正取引委員会の処分に合わせて、水産庁・都道府県も水協法に基づく指導を行う。</p> <p>ガイドライン案については、「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取し、パブリックコメントを行った上で、内容を決定して、水産庁HP等により公表・周知を図る。</p> <p>ガイドラインの策定を受けて、漁協への実効性のある監督・指導のために、水産庁・都道府県とより取り組む。 ① 水産庁において、漁業者に対するアンケート調査を実施し、漁業者の漁協への評価(不適正な行為が行われていないかという点も含む。)を確認していくほか、ガイドラインに関する相談窓口を設置し、漁業者から情報提供を受け付け、指導・是正につなげる。 ② 都道府県や系統組織に対する説明会等を通じたガイドラインの周知・指導を行うとともに、毎年、水産庁において都道府県・漁連のヒアリングを実施し、漁協への指導状況等をフォローアップする。</p> <p>e 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査で得られた価格低減の取組事例(漁協が漁業者の求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁網を輸入)を含む、漁船・漁連の購買事業における資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を取りまとめ水産庁HPで紹介している。また、価格の低減や業者選定の透明性確保の向上に向けた購買事業の取組を促進するよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知)」を改正する。</p>	検討中	継続F	dfh:ガイドラインが発出されるまで引き続きフォロー c:問題の是正や公取の措置につき引き続きフォロー a,b,e:フォロー終了			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(1)漁獲証明制度の創設について												
令和2年7月17日	農林水産分野	17	漁獲証明制度の創設について	a 国内で流通する水産物(指定水産動植物)、輸出する水産物(指定輸出水産動植物)、輸入する水産物(指定輸入水産動植物)のいずれにおいても、違法又は過剰な採捕の実態をデータで把握し、これに基づき、対象魚種の指定基準を明らかにした上で、違法又は過剰に採捕が行われるおそれのある魚種について順次対象を拡大する。そして、その指定に関するロードマップとスケジュールを明確化する。 b 漁獲証明や取引記録の保存、漁獲証明番号の伝達を簡易かつ適切に行うことができる電子的な方法の具体像とその導入に向けたスケジュールを明確化する。 c 漁獲証明を実施する登録証明機関となるための要件とされる「組織体制や知識・技能、経理的基礎等の要件を満たす者」という基準を具体的かつ透明な基準として明らかにする。また、これらの要件を継続的に充足しているかモニタリングする仕組みを構築する。 d 指定輸入水産動植物については、輸入に際し、漁船の所属国発元の漁獲証明書の真正性を担保する具体的な措置を明確化する。	a:令和3年度上期以降継続的に措置、ただし魚種指定のロードマップとスケジュールの明確化に係る部分については令和3年度上期措置 b:令和2年度措置 c,d:令和3年度上期措置	農林水産省	a,b,c,d 令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)が公布され、令和4年12月までに施行することとされた。 なお、c,eの登録証明機関を含む漁獲証明制度については、①漁協は売買にも参加するため、公平性・中立性の確保のための監督措置が必要となり、複雑な制度となること②適法性を確認する機関としては、行政機関の方が適当であること、から漁獲証明を行う形での制度創設ではなく、代わって流通適正化の基本である取引記録の保存や、漁業者等が行政に届け出た後に通知される番号を含む漁獲番号などの譲渡の際の伝達を骨格とする水産流通適正化制度を導入することとしたところ。	a 具体的な魚種の指定に当たっては、学識経験者や生産・加工・流通団体などの実務関係者で構成される検討会で議論を行い、最終的に対象魚種については、水産政策審議会への諮問も経て省令で指定することとしている。 b 水産流通適正化制度における記録の保存、漁獲番号の伝達等を電子的に行う方法について、令和2年度中に産地市場を運営する事業者によるアンケート調査を行う等して、生産・加工・流通現場で利用されているシステムの現状と電子化に向けた課題を把握。専門家の意見も聴きつつ検討を行い、令和3年度上期までに検討し、結論を得次第、予算事業も活用しつつ措置を実施。 c 登録証明機関については設置しないこととなった。 d 特定第二種水産動植物については、輸入時に、外国政府機関等による適法に採捕されたものであることを証明する書類の添付が義務付けられたところ。今後、外国政府等と連携を取りながら、証明書の記載事項等真正性を担保する措置について検討することとしている。	検討中	継続F	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー	
(2)魚病対策の迅速化に向けた取組												
令和2年7月17日	農林水産分野	18	魚病対策の迅速化に向けた取組	a 適用外使用による魚病対策の迅速化のため、令和元年6月の規制改革実施計画に基づいて作成された、魚病に詳しい獣医師のリスト(以下、本項において「獣医師リスト」という。)について、特に、魚病の診断ができる獣医師が不在又は不足している都道府県に対して、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにする(オンラインによる診療も含む。)など、獣医師が魚病の診断を迅速に実施できる体制を早急に構築する。 b 獣医師リストについて、常時アップデートをし、掲載獣医師を拡充する。 c 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に定める基準(以下、「使用基準」という。)について、成魚・稚魚別の用量や経口投与に加えて薬浴による用法について、養殖業者のニーズを調査し魚病対策促進協議会での検討を経て、必要な追加を行なう。 d 使用基準について、毎年養殖業者のニーズを確認し、見直しを行う。 e 感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病の対策については、ワクチン接種の義務化などの対策のあり方について、ノルウェー等の諸外国の取組も踏まえ、魚病対策促進協議会にて検討をする。	a:令和2年度措置 b:令和2年度以降継続的に措置 c:令和2年度検討・結論、令和3年度措置 d:令和2年度以降継続的に措置 e:令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに実施	農林水産省	a 「魚病対策の的確な実施に向けた取組等について(通知)」(令和3年3月26日消費・安全局長通知)及び「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年3月26日消費・安全局長通知)を发出し、養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者による情報共有体制の構築等を推進するとともに、遠隔診療の積極的な活用を促すなどし、獣医師が魚病の診断を迅速に実施できる体制を構築した。 b 令和2年度、農林水産省は獣医師の公募、魚病学に関する研修を実施し、魚病に詳しい獣医師を72名に拡充したところ。獣医師本人への意向確認結果を踏まえ、計70名を掲載した獣医師リストを令和3年3月に都道府県に共有した。 c,d 令和2年度は、令和2年6月から12月まで、都道府県を通じて養殖業者に水産用医薬品のニーズに関するアンケート調査を実施した。調査結果に基づき、魚病対策促進協議会において用法用量や使用基準の見直しを検討した結果、令和3年度以降、プリ属のα溶血性レンサ球菌症、マダイのエドワジエラ症及びプリ属の細菌性溶血性黄疸への対応に取り組むこととなった。 e ノルウェーを始めとする国内外の状況の調査結果等を踏まえ、ワクチン接種の義務化などの魚病対策の在り方について魚病対策促進協議会において検討したところ、ワクチン接種の義務化は養殖業者の権利を制限して負担を増大させることから、全漁場で接種しなければ被害が全国に広がるなど、任意の接種では政策目的が達成できないことが求められると指摘があった。また、ワクチン接種の義務化よりも、複数の防疫措置を組み合わせて感染症対策を最適化するという方向性が示された。	b 引き続き、獣医師の公募、獣医師への研修の実施等により魚病に詳しい獣医師を拡充し、リストの更新(年1回程度)を行う。 c 魚病対策促進協議会で決定された「取り組むべき事項」について、令和3年度に医薬品の承認、上市、開発に向けて必要な対応を進めて行く。 d 毎年度、養殖業者へのニーズ調査を行うとともに、魚病対策促進協議会において農林水産省が今後取り組むべき事項の検討を行い、必要な見直しを行なう。 e 感染症対策については、協議会の方向性を踏まえ、疾病発生状況、被害率等に留意しつつ、効果の高いワクチン使用を推奨するほか、養殖場の衛生管理の推進など複数の防疫措置の組合せにより取り組む。	検討中	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)行政手続コスト20%削減等												
令和2年7月17日	デジタルガバメント分野	1	商業登記等	a 商業登記等に係る事業者の行政手続コストを可及的速やかに平成30年度の計測値から20%以上削減する。 b web上でのAPI公開、ID・パスワード方式の導入などにより、使い勝手の良いオンライン申請システムを実現する。	a: 遅くとも令和3年度措置 b: 令和2年結論、可及的速やかに措置、API公開については遅くとも令和2年度措置	法務省	a 令和2年10月から運用が開始された行政機関間における情報連携により、他の行政手続における登記事項証明書の提出が不要となることから、これにより十数%程度の行政手続コストが削減されることを想定している。 b 本年2月15日に登記・供託オンライン申請システムのホームページ上でAPI仕様を公開した。また、同日の商業登記規則の改正により、①オンラインによる商業登記申請における印鑑提出の任意化、②公的個人認証サービス電子証明書の利用場面の拡大、③いわゆるリモート署名や利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵により電子署名を行うサービスで作成した添付書面情報の許容などオンライン申請の利便性向上に係る取組を行った。 さらに、本年2月26日から、法人設立ワンストップサービスに定款認証及び設立登記が追加され、マイナポータルから登記申請することができるようになった。	a 左記に加え、QRコードを活用した書面申請等の方策によって申請書の作成等に係るコストの削減が見込まれることから、取組期間(令和3年度末まで)において、最終的に20%以上の削減が達成されることを想定している。 b 現在、当省が提供するソフトウェアを使用してオンライン申請を行うためには、ソフトウェアを利用者のPCにダウンロードして使用する必要があるが、この方式に加えて、webアプリケーションを用いてオンライン申請を行う方式を導入する予定であるところ、その仕様については、利用者目線での画面構成や操作性を考慮して検討を進めていきたいと考えている。また、本人確認の手法については、今後、デジタル庁における検討を注視しつつ、引き続き検討を進めていきたいと考えている。	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー	
令和2年7月17日	デジタルガバメント分野	2	行政への入札・契約に関する手続	a 行政への入札・契約に関する行政手続コストを可及的速やかに20%以上削減する。 b バックオフィス連携を図ること等により、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)及び納税証明書(写し)の削減を実現する。財務諸表についても、関係機関と削減に向けた検討を進め、必要な措置を講じる。 c 経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンストップの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。	a: 令和2年度措置 b: 登記事項証明書については令和3年度措置、納税証明書については遅くとも令和4年度措置、財務諸表については令和2年度検討開始、早期に結論 c: 令和2年度検討、遅くとも令和4年度措置	a: 総務省 国土交通省 b: 総務省 c: 国土交通省	a. 行政への入札・契約に関する行政手続コストを可及的速やかに削減する取り組みとして、調達総合情報システムにおける、競争参加資格申請時に必要な営業経歴書及び誓約書・役員等名簿の添付書類について、平成30年11月から申請書本体への一本化を実現、また、半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所の的確な表示により操作性を改善、さらに政府電子調達システムの添付ファイル上限サイズの拡大(3MBから10MB)及びオンラインによる提出済書類の差し替えを可能とし手続き作業の簡素化を図ることにより、行政手続きコストを20%以上削減することができた。 競争参加資格申請において、独自の申請様式を使用していた一部機関が統一様式に変更したことにより、作成書類の削減を行った。また、一部機関にて統一様式以外に別途提出を求めていた書類を提出不要とした。以上取組の結果、行政手続コストの32.0%削減を実現した。 b. 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)については、法人番号等を活用した行政機関間(法務省)とバックオフィス連携による提出省略を行うこととして、現在、システム改修に着手しており、当初、令和3年12月としていたものを、前倒しを行い、令和3年5月には添付を省略可能とする予定である。納税証明書の写しについては、国税庁が納付情報の添付の自動化を実現するための仕組みを提供することで、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時には不要とし、令和5年1月末までにはシステム改修を行い、添付省略を実現する見込みとして着手している。財務諸表については、他府省庁システムとの連携を前提に令和3年度中に検討を行う。 c. 令和4年度中に申請手続をオンライン化すべく、電子申請システムの構築に向けた検討を進めているところ。システムの構築にあたっては、申請者にとって利便性の高いシステムとなるよう、他省庁等とのバックヤード連携により、提出資料をさらに簡素化する方策についても併せて検討を行っているところ。	a. 令和2年度に民間企業に対してアンケート・ヒアリングを行った調査結果及び分析結果をもとに引き続き行政手続きコストの削減に努めていく。 b. 登記事項証明書については、令和3年5月に確実に添付省略が可能となるよう、法務省側と連携テストを行っていく。納税証明書については国税庁と連携しながらシステム改修の設計に取り組んでいく。 c. 左記の通り、申請者にとって利便性の高いシステムを構築し、令和4年度中に申請手続をオンライン化するために、引き続き検討を進める。	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	デジタルガバメント分野	3	保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	<p>a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印の省略が望まれることについて、地方公共団体に対し分かりやすい通知等を発出する。</p> <p>b 令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、工程表を策定の上、必要な措置を講じる。</p> <p>c デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、各地方公共団体における活用状況(独自様式と並行して標準的な様式の提出を認める場合を含む)等について調査を実施し、更なる普及に向けた取組を推進する。</p>	<p>a: 令和2年度上期措置</p> <p>b: 令和2年に工程表を策定し、令和3年度中に措置</p> <p>c: 令和2年度以降継続的に措置</p>	内閣官房 内閣府 厚生労働省	<p>a. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市区町村に対して、令和2年5月19日付け事務連絡、令和2年6月18日付け事務連絡及び令和2年8月31日付け通知において、就労証明書等保育所等の入所に係る手続き等に要する書類について、押印を不要化する検討を促してきた。その結果、令和2年10月1日時点で、政令市・特別区の約3分の2が押印不要(条件付き不要を含む)とする対応をしている。</p> <p>b. 令和2年中に、デジタルで完結する仕組みのイメージ案を示すとともに令和2年度から令和4年度にかけての工程表を策定。令和2年12月25日の子ども・子育て会議において、方針を報告した。また、令和3年2月に行った子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会において、工程表及び今後の方針を示し、自治体への周知を図った。</p> <p>c. 標準的な様式について、各市区町村における活用状況等についての調査を実施した。当該調査において、標準的な様式の活用状況は令和3年4月1日時点で約56%(人口カバー率にすると約62%)、活用している市区町村においても、項目の加除等のカスタマイズの状況があること、押印不要とする市区町村の割合が全国的に見ると依然として低いこと、様式を電子媒体で配布していない市区町村も2割弱見られることなど、電子的作成に資する対応が進んでいない実態が明らかとなった。電子申請に対応している自治体でも実際の活用率は1%にも満たない状況であることが分かった。</p>	<p>a. 令和3年6月頃に公表する予定の就労証明書の改定様式において、押印欄を削除し、市区町村の押印不要化を更に後押ししていく。</p> <p>b. 工程表に基づき、デジタルで完結する仕組みのイメージの実現に向けて、着実に取組を進めていく。</p> <p>c. 調査結果に基づき、就労証明書の標準的な様式を市区町村に更に活用してもらうため、令和3年6月頃に、市区町村の活用状況も踏まえたデジタル化に対応しうる改定様式を公表する。また、様式の電子的な配布についても市区町村に促し、積極的な普及啓発を行う。</p>	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー
令和2年7月17日	デジタルガバメント分野	4	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	<p>a 飲食店等の食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定める34業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継について、省令改正等を実施することにより、提出書類の簡略化・削減を行うとともに、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不要化、手数料の額の引下げなどについて地方公共団体に働きかけを行うなど、事業者負担軽減の観点から、手続の簡素化を実施する。</p> <p>b 上記aの分野に係る個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。</p>	<p>a: 令和2年措置</p> <p>b: 遅くとも令和3年度措置</p>	厚生労働省	<p>a: 事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減を行い、手続の簡素化のため、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第140号)により、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)、クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)の改正を行うとともに、「食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和2年7月14日付け生食発0714第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)により、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不要化、手数料の額の引下げなどについて地方公共団体に働きかけを行った。</p>	<p>b: 法律案の提出について検討中</p>	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	デジタルガバメント分野	5	地方公共団体における書式・様式の改善	<p>a 競争入札参加資格審査申請書について、令和元年度に取りまとめた案をベースに、各地方公共団体や事業者の意見を聴取しつつ、標準書式を取りまとめる。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。</p> <p>b 納税証明書の交付申請書(競争入札参加資格審査申請書用)の統一様式について、全地方公共団体で受付可能となるよう取組を進める。</p> <p>c 地方公共団体における標準様式の普及率、標準様式の加工状況など地方公共団体における様式の活用状況や、地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準様式の受理状況等について、規制所管府省は適切に実態を把握し、その結果を踏まえ更なる標準様式の普及に向け取り組む(注1)。</p> <p>d 地方公共団体における実情を把握しつつ、申請手続の完全オンライン化及びオンライン利用の普及に向け取り組む(注2)。</p> <p>(注1) 認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請書・実績報告書、保険契約照会様式、給与等照会様式、事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書、法人設立等届出書、給与支払報告書・特別徴収切替届出書、給与所得者異動届出書、給与支払報告書(総括表)、特別徴収切替届出書、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書、危険物保安監督者選任届出書、卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書、毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書、麻薬小売業者の役員の変更届出書、指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書、屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書、道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書、道沿掘削施行協議書、臨時運行許可申請書、産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書</p> <p>(注2) 自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書、競争入札参加資格審査申請書、個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等、自動車税の申告書、事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書、法人設立等届出書、給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、給与支払報告書(総括表)、特別徴収税額通知書、特別徴収切替届出書、給与支払報告書(総括表)、特別徴収税額通知書、特別徴収切替届出書、産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書</p>	<p>a: 令和2年度以降、速やかに措置</p> <p>b: 令和3年度措置</p> <p>c: 令和2年度措置</p> <p>d: 令和2年度以降、順次措置</p>	<p>内閣府 警察庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 環境省</p>	<p>これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)</p> <p>内閣府 c 認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請書・実績報告書の標準様式の普及に向け、令和2年度に委託調査研究事業を実施し、地方公共団体における標準様式の活用状況や地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準様式の受理状況等の実態を把握し、当該書類の標準様式案を作成した。</p> <p>警察庁 d 自動車保管場所証明書の交付については、44都道府県警察において、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を利用して電子申請が可能となっている。当該電子申請の導入に至っていない3府県警察に対しては、平成31年2月及び令和元年7月に、OSSを全国展開すべく、予算確保や導入計画に関して対面で指導・助言を実施する機会を設けた結果、令和2年度予算において、いずれの府県警察においてもOSS警察共同利用型システムの維持管理に必要な予算を確保した。</p> <p>また、自動車保管場所届出(軽自動車)については、オンライン提出を可能とするべく、他の行政機関、軽自動車検査協会等の関係機関との連絡会議に参加して今後の連携等を確認するとともに、OSS推進警察協議会に対して、今後予定されるシステム更改において対象手続の拡大に対応できるよう、指導を実施した</p> <p>総務省 a: 標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、実務上の課題や必要な事項を整理・検討することを目的として、「競争入札参加資格審査申請に関するワーキングチーム」を開催。本ワーキングチームの議論等を踏まえ、「競争入札参加資格審査申請書の標準書式(案)」を作成。本案の内容について各地方公共団体に提示するとともに、意見照会を実施。</p> <p>b 地方共同法人である地方税共同機構に設置されたワーキンググループ(令和元年度3回開催。総務省もオブザーバー参加。)において、統一様式がとりまとめられるとともに、令和3年度から当該様式による申請を全地方団体で受け付けるようにすべきとの報告書が取りまとめられた。</p> <p>総務省からは、地方団体に対して通知を发出すること等により、当該統一様式による申請を受け付ける準備を行うよう要請した。また、個別の問い合わせにも対応した。</p> <p>さらに、事業者が必要に応じてダウンロードできるよう、当該統一様式を総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>c 法人関係税の申告等でeLTAXの対象となっているものについては、全ての地方団体において、全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、事業者、税理士会等にその活用の働きかけを行っている。</p> <p>また、「保険契約照会様式」及び「給与等照会様式」については、標準様式の普及が事業者・地方団体の負担軽減に繋がるものと考えており、機会をとらえて、地方団体へ導入への働きかけを行っている。本年1月に各地方団体に対し調査を行ったところであり、各地方団体の予算措置の状況を踏まえ、導入の検討をいただいているところ。</p> <p>「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書」及び「危険物保安監督者選任届出書」については、全国消防長会危険物委員会を通じて各自治体における活用状況等を把握するとともに、各自治体に対して標準様式の活用について呼びかけを行った。</p> <p>d 地方税務手続のオンライン化については、納税者、地方団体や関係団体からのニーズが高いものや申請件数の多いものから、主として法人向けの手続を中心に、全国共通でeLTAXの仕組みを通じて順次電子化を拡大してきたところ。</p> <p>令和3年度税制改正においては、eLTAXを通じた電子納税の対象税目の拡大やeLTAXの対象となる申請等の範囲の拡充など関係者の合意を得て進めることとしている。</p>	<p>今後の予定 (令和3年3月31日時点)</p> <p>警察庁 d OSSについては、令和4年度までに全都道府県に導入される予定となっていることから、今後も引き続き、OSS未導入の3府県に対して、OSSの導入に向けた指導・助言を継続する。</p> <p>自動車保管場所届出のオンライン提出を可能とするためには、OSS警察共同利用型システムを改修する必要があるが、令和4年度に同システム更改が予定されており、OSS推進警察協議会においては、当該更改に合わせて、自動車保管場所届出を対象手続に加える方向で検討がなされていることから、今後も引き続き、関係省庁や団体と連携し、OSS推進警察協議会に対して、システム更改に向けた指導を実施する。</p> <p>総務省 a: 令和2年度に実施した競争入札参加資格審査申請書の標準書式(案)に係る地方公共団体への意見照会の結果や経済関係団体等の意見を踏まえ、令和3年度以降、速やかに標準書式を取りまとめる。</p> <p>取りまとめ後は、地方公共団体における電子申請システムへの標準書式の反映に向けて、地方公共団体に対し積極的に周知する。</p> <p>b 各地方団体で統一様式による申請受付がスタートしている。</p> <p>c 標準様式の普及については、引き続き、地方団体へ導入の働きかけを行うとともに、「保険契約照会様式」及び「給与等照会様式」については、各地方団体に対し調査を行い、実態把握を行い、標準様式へ導入への働きかけを行う。</p> <p>d 既にオンライン化している手続については、引き続き、利用の促進を図るとともに、今後も更に地方税務手続の電子化を拡大していく方針である。</p>	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
							<p>厚生労働省 c)について 指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書について、指定申請関連文書の標準化の状況に関して実態を把握し、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の様式例について自治体及び事業者からの意見を踏まえながら見直しを行った。また、エクセルの指定申請書の様式例について、入力しやすいに関する改善要望があったことから、あわせて見直しを行い、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の様式例とあわせて令和3年3月30日に事務連絡を発出し、周知した。標準様式の活用状況については、「保険者機能強化推進交付金」の取組項目に追加し、自治体における標準様式の活用について後押ししている。</p> <p>卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書、毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書、麻薬小売業者の役員の変更届出書について、医薬品医療機器等法施行規則等において定められている申請・届出様式について厚生労働省ホームページに掲載するとともに、各地方公共団体に対して、各地方公共団体で示す様式のほか、施行規則等で定められた様式により申請等が行われた場合であっても受理するよう周知を実施した。</p> <p>国土交通省 【臨時運行許可申請書関係】 「臨時運行許可申請書様式の統一について(平成31年3月25日国土交通省自動車局自動車情報課長通達)」により、地方公共団体へ周知を回ったところであるが、その後の実態を把握するため、令和3年2月に、①普及率、②標準様式の加工状況など地方公共団体における様式の活用状況、③地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準様式の受理状況についての調査を実施し、臨時運行許可事務を行う1324の地方公共団体のうち、883団体から回答を得た。 調査の結果、 ①については、「導入済み」の415団体に加え、「導入予定」が432団体で計847団体と相当程度の普及が図られていた。 ②については、「標準様式を加工して使用」が54団体であったが、「内部決裁欄の追加」等の行政手続きコストの削減の妨げとならない範囲のものであった。 ③については、「独自の様式を定めている場合(標準様式を導入予定だが現時点で未導入を含む)に、標準様式での申請を受理しない」が121団体であったが、上記①のとおり、「導入予定」が多く見込まれることから、これについては、今後、減少していくものと考えられる。 標準様式の導入にあたっては、現行様式の在庫が残る場合等、当面現行様式の継続使用を認めているところ、「導入予定」が半数近くあることから、今後、更なる標準様式の普及が見込まれる。</p> <p>【屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書】 屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書の標準様式を作成し、平成30年9月27日付けで地方公共団体に通知した。また、令和2年7月に様式活用状況の調査を依頼し、令和2年9月に各地方ごとに実施された地方ブロック屋外広告物担当者会議において、調査結果を共有するとともにそれを踏まえた標準様式の周知を改めて行った。 ○調査結果 調査対象：屋外広告業登録の事務を実施する地方公共団体計127団体(都道府県、政令市、中核市) 調査時点：令和2年8月 様式改正済団体 8団体 未改正団体(うち標準様式での申請を受理可能) 60団体 未改正団体(うち標準様式での申請を受理不可能) 59団体</p>	<p>国土交通省 【屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書】 定期的な活用状況の調査を行うとともに、それを踏まえて地方公共団体へ必要な情報提供を行う。</p> <p>【道路工事施行承認申請書】 令和3年4月以降速やかに、十分な期間を設けて調査を行い、その結果を踏まえ標準様式の普及に向けた取組を検討する。</p> <p>【道路占用許可申請書】 令和3年4月以降速やかに、十分な期間を設けて調査を行い、その結果を踏まえ標準様式の普及に向けた取組を検討する。</p> <p>【沿道掘削施行協議書】 様式の統一に向け、定期的に区市町村に対し周知を行い、様式統一を促していく。</p> <p>様式統一の目安：令和6年度中</p> <p>環境省 c、dともに実施済みであるため、特になし。</p>			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
							<p>【道路工事施行承認申請書】 平成31年3月19日付け事務連絡「道路工事施行承認申請書の統一の徹底について」において①他の様式を用いている場合の統一様式使用の徹底、②統一様式での申請があった場合においても書式の変更を求めないよう徹底する旨周知を行ったところ、当該事務連絡を受けた地方公共団体における取組状況に係るフォローアップ調査について、調査様式を準備しつつ、日本全国の情勢を鑑み、地方公共団体の負担にならないよう依頼時期を検討。</p> <p>【道路占用許可申請書】 平成31年3月19日付け事務連絡「道路占用許可申請書の様式の統一の更なる徹底について」において①他の様式を用いている場合の統一様式使用の徹底、②統一様式での申請があった場合においても書式の変更を求めないよう徹底する旨周知を行ったところ、当該事務連絡を受けた地方公共団体での取組状況に係るフォローアップ調査について、調査様式を準備しつつ、日本全国の情勢を鑑み、地方公共団体の負担にならないよう依頼時期を検討。</p> <p>【沿道掘削施行協議書】 ■平成31年3月6日に平成31年3月6日付け事務連絡「東京都内における沿道掘削施行協議書について」及び都の様式、国の事務連絡等を区市町村に送付。 ■令和2年4月3日に区市町村に都の様式を送付するとともに、改善状況について調査を行った。 調査結果 ・都と同じ様式を使用している自治体 6 ・都と異なる様式を使用している自治体 44 ・その他(沿道区域の定めなし、または様式の定めなし) 12 ■調査結果を受け、令和2年5月26日に、平成31年3月6日付け事務連絡「東京都内における沿道掘削施行協議書について」及び都の様式を区市町村に再度送付。</p> <p>令和2年の調査結果から、区市町村において沿道掘削施行協議書の手続を独自のシステムで運用されていることが判明し、関連様式の統一については、それらのシステム変更等が課題となる。 また、各道路管理者において定め、長年使用してきた様式を変更することによる影響の検討に時間を要している。 そのため、東京都としては各道路管理者に対し、粘り強く周知を行う必要があると考える。</p> <p>環境省 c 産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書(以下「処理計画書等」という。)については、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について」(平成31年3月29日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)により、都道府県・政令市宛てに規則様式の使用を厳に遵守するよう通知した。環境省が平成30年度に実施した調査(「平成30年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の各種様式における自治体の運用等調査」)において、約8割の都道府県・政令市にて規則様式が用いられており、平成30年度時点で規則様式を使用していなかった自治体について、令和2年度に調査を行ったところ、概ね規則様式を基本とした運用が行われていることが確認されている。</p> <p>d 処理計画書等は、事業者から自治体に対して電子メールにより送付することが可能と考えており、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について」等により、紙媒体のみでの受付ではなく、電子データでの受付も可能とするなど、引き続き電子化を進めるよう自治体に依頼している。特に、産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、電子マニフェストを利用した場合は報告書の提出手続自体が不要であり、既にオンライン化が実現している。</p>				

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(3)新たな取組												
令和2年7月17日	デジタルガバナメント分野	9	地方公共団体のデジタル化	地方公共団体と事業者等との手続に係る法令を所管する府省は、手続の性格や申請者の構成等を踏まえ、入力データ等の標準の設定や情報システムの整備等を通じて、地方公共団体と事業者との手続のオンライン化を抜本的に推し進めるためのプラットフォームを国が統一的に整備することについて、地方公共団体のデジタル化等を推進するIT総合戦略本部、総務省等と連携をしつつ、検討を進めるべきである。 プラットフォームの統一的な整備を進めるに当たって、地方公共団体と事業者等との手続に係る法令所管府省は、既存の制度・運用を機械的にオンラインに移し替えるのではなく、最新のデジタル技術を前提として、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返って業務の在り方の見直しを行うべきである。 あわせて、法令所管府省は、プラットフォームの統一的な整備を行うことを前提に、申請項目や書式・様式などを含め、地方公共団体と事業者との間のインターフェイスを標準化する取組を推進すべきである。この場合に、標準化が進まないときは、インターフェイスに関して、一定の法的拘束力のある基準の策定についても取り組むべきである。その際、地方行政のデジタル化に関して国が果たすべき役割について地方制度調査会が示した考え方も参考にすべきである。 規制改革推進会議は、事業者等の要望がある手続等に係る分野において、法令所管府省に検討を促すとともに、デジタル化を阻む制度や運用の見直しや、事業者の負担にもなる、バラバラのインターフェイスの標準化等を求めていく。また、その際には、IT人材の育成を含めて地方公共団体のデジタル化を総合的に推進していく視点から、関係機関・組織と連携・協力し、取組を進めるものとする。	令和2年度検討開始	全府省	警察庁 警察庁では、書面や対面を必要とする手続を減らすべく、行政手続のオンライン化について検討している。まずは、試行的な取組として、道路使用許可等の一部の行政手続を対象に、メールによる申請を可能とするシステムを構築中。 原子力規制庁 原子力災害対策特別措置法関連の手続について、受け手となる関係地方公共団体に対し、法令を共管する内閣府と連携して、電子メールによる受理を可能とするよう要請する方針で調整した。 経済省 都道府県における経営革新計画のデジタル化については、複数の自治体において電子申請手続の実証実験を実施し、事業者・支援機関に対するアンケート等の実施により、デジタル化を行う上での課題発掘・整理等を行った。 総務省 消防庁においては、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止するため、令和2年12月に消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)等を改正するとともに、全ての消防本部に対して手続のオンライン化を促す通知(「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について(通知)」(令和2年消防総第812号))を発出した。 さらに、火災予防分野の各種手続のオンライン化を進めるため、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」を立ち上げ、令和3年3月23日に第1回検討会を開催した。 国土省 建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査報告については、令和2年度中に特定行政庁に対しオンライン化の実施について通知を発出。 内閣府(共助) ○特定非営利活動促進法関係手続のオンライン化(内閣府) ウェブ報告システムの構築に向けて、仕様の詳細を検討した。 農水省 農林水産省では、地方公共団体が審査機関として経由するものも含め、所管する法令や補助金等の行政手続について、令和4年度までに全てオンラインで申請できるようにすることを目標としている。 これに向けて、地方公共団体も利用する統一的なプラットフォームとして、令和元年度から「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」の整備を進めてきた。行政手続のオンライン化に当たっては、事業者や地方公共団体職員等の意見も踏まえ、eMAFFの利用を前提として、重複する記載事項や添付書類の削減等の業務の抜本的な見直しを実施している。 eMAFFの整備に当たっては、SaaSを採用し、統一感のあるインターフェイスを提供するとともに、地方公共団体間で異なっている申請様式・申請項目の標準化を推進している。これにより、申請者にとっては、異なる地方公共団体に対する申請であっても、同様の申請画面により手続が可能となる。 令和2年度においては、引き続きeMAFFの整備を進めるとともに、認定農業者制度等の一部の手続について先行的にオンライン化を実施した。 厚生労働省・IT室 国家資格等とのマイナンバー連携として、優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る資格について、住民基本台帳法及びマイナンバー法等を改正する法律案を2021年の通常国会に出す。	警察庁:一部の行政手続を対象に、メールによる申請を可能とするシステムの運用を令和3年度の早い時期に開始する。併せて、行政手続全般のオンライン化について、令和3年度に調査研究を実施する。 原子力規制庁:原子力災害対策特別措置法関連の手続について、受け手となる関係地方公共団体に対し、法令を共管する内閣府と連携して、電子メールによる受理を可能とするよう要請する。 経済省:令和2年度に実施した実証実験の結果等を踏まえ、参加自治体を拡大して、経営革新計画の電子申請の実証実験を行い、具体的なシステムのあり方等について検討を進める。 総務省:令和3年度までに、マイナンバー・びったりサービスを活用した申請・届出の標準モデルを構築し、令和4年度以降、大規模消防本部を皮切りに、速やかな拡大を目指す。 国土省:建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査報告については、令和3年度以降、可能なものから速やかにオンライン化について措置する予定。 内閣府(共助):構築業者を調達し、ウェブ報告システムの構築に取り組む。 農水省:農林水産省が所管する法令に基づく行政手続及び補助金・交付金について、令和4年度までにオンライン化率100%を目指す。 令和7年度までに、オンライン利用率60%を目指す。 厚生労働省:IT室:各種免許・国家資格等の範囲等に関する調査・研究を実施後、共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの設計・開発・構築をし、2024年度よりデジタル化を開始	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)ドローンの活用を阻む規制の見直し												
令和元年6月21日	農林分野	3	電波法に基づく規制	<p>a 総務省は、平成30年度に行った実証試験の結果を踏まえ、ドローンの携帯電話の電波利用を拡大させるために、遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とできるように必要な制度改正を行う。</p> <p>b 総務省は、実証試験の結果を踏まえ、低空を飛行するドローンの携帯電話の電波利用の簡便性を地上での携帯電話利用に近づけるべく、実用化試験局免許について携帯電話事業者による台数の把握等が行われることを条件に総務省が包括的に免許を発出すること等、ドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築する。</p> <p>c 制度開始までの間においても、携帯電話事業者による手続も含む申請から許可までの期間を原則1か月以内とするなど、より簡易に携帯電話の電波を使用できる仕組みを構築する。</p> <p>d 携帯電話の電波が農業用ドローンにとって使いやすいものとなるように、総務省、農林水産省、関係事業者、農業者等からなる場を立ち上げ、実用局制度の在り方、実用化試験局制度の運用等につき定期的に議論を行う。</p>	<p>a~c: 総務省 a: 令和2年中措置 b,c: 令和元年度中措置 d: 令和元年中速やかに立ち上げ、以降継続的に措置</p>	<p>a. 携帯電話を上空で利用するための関連規定を令和2年12月1日に施行し、利用手順に要する期限の短縮が可能となった。</p> <p>b. 高度数m以下で運用され、他の携帯電話に対して干渉を与えないように電力制御が可能な携帯電話を利用するドローンについては、柔軟かつ迅速な運用が可能となるように、運用エリア・運用時期が確定する以前から、移動範囲を「全国」とした実用化試験局の免許を、数百局単位で事前に与えた。</p> <p>c. 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会における検討結果を踏まえ、実用化試験局の申請書類に記載すべき項目の簡素化を行い、免許申請を行うために必要な事前準備期間(携帯事業者とドローン利用者間で調整する期間)の短縮を図った。</p> <p>d. 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会の下に上空利用検討作業班を設置し、農業分野から農林水産省、農業団体、機体メーカー等が参画。農業用ドローンメーカーからの携帯電話利用に関するニーズ等を踏まえつつ、これまでに計6回の作業班を開催し、実用局制度の技術的条件や運用等について議論した。</p>	<p>d. 5G周波数での利用等、今後も必要に応じて議論を行う。</p>	措置済	フォロー終了			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
				(3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し								
令和元年6月21日	農林分野	5	高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し	<p>a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるものの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速15km以下で走行すること等、どのような措置を講じれば道路運送車両法(昭和26年法律第185号)上適合するかを明確化した上で、当該措置を講じたものについては、車幅によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確化し、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>b 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法(昭和27年法律第180号)上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が不要であること並びに国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は既に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。</p> <p>c 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法(昭和35年法律第105号)等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により牽引される農機や除雪機への制動装置の設置を始めた既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。</p> <p>d 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの公道走行に関し、現状として道路管理者の特段の許可を必要とされており、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。</p> <p>e 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講ずる。</p> <p>f 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確保することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。</p> <p>g ほかの検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大形化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。</p>	<p>a～c: 農林水産省 国土交通省</p> <p>d, h: 警察庁 農林水産省 国土交通省</p> <p>e: 農林水産省</p> <p>f, g: 警察庁 農林水産省</p>	<p>【警察庁】 f. 農林水産省の施策に併せて、都道府県警察に通告を発生し、都道府県内の農業大学校等と連携を密にし、出張試験等に協力するとともに、運転免許試験場等においても受験者の増加や農耕車を持ち込んでの試験実施機会の増加の可能性があることを踏まえた対応を指示した(「大型特殊自動車免許の受験機会の拡大について(通達)」(令和元年9月11日付け警察庁丁運発第93号)、「牽引免許の受験機会の拡大について(通達)」(令和元年12月26日付け警察庁丁運発第195号))。 g. 農機が安全に走行できる最大の積載量を確認する。実機を用いた走行テストの結果について、(一社)日本農業機械工業会から報告を受けた。当該積載量までの積載を認める法令改正を行う方向で検討中。(※農林水産省と合議済み)</p> <p>【農林水産省】 a 国土交通省が通達した、道路運送車両法に係る作業機を装着した農耕トラクタの基準緩和の内容を、令和元年3月に都道府県農業担当部局等に周知。(「農耕作業用トラクタ等に対する基準緩和の活用について」(令和元年12月25日付け元生産第1445号)) d 国土交通省の告示改正等で通達した、道路運送車両法に係る農耕作業用トラクタの基準緩和の内容を、令和元年12月に都道府県農業担当部局等に周知。(「農耕作業用トラクタ等に対する基準緩和の活用について」(令和元年12月25日付け元生産第1445号)) e 「農耕トラクタ等の公道走行について」(令和元年10月11日付事務連絡)において、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの公道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされており、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知。 f. 大型特殊免許、牽引免許の取得機会の拡大について令和元年9月及び12月に、警察庁及び各都道府県に依頼するとともに、令和元年度補正予算において都道府県等における免許取得に向けた研修会等の開催経費を支援。(「農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年9月9日付け元生産第857号))、「農耕車に係るけん引免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年12月25日付け元生産第857号-1))、「農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年9月20日付け元生産第922号))、「農耕車に係るけん引免許の取得機会の拡大について」(令和元年12月27日付け元生産第922号-2)) g (一社)日本農業機械工業会が、農機が安全に走行できる最大の積載量について実機を用いた走行テストを実施してそのテスト結果を警察庁に報告した。 h 作業機付き農業機械の公道走行に関する検討チームにおいて検討しており、引き続き規制の洗い出しを行う。</p> <p>【国土交通省】 a: 国土交通省から通達(「農作業機を装着した農耕トラクタに対する基準緩和の活用について」(平成31年3月28日、国自技第277号))を地方運輸局等関係者に発出し、一定の要件により公道走行可能であることを周知した。 b: 国土交通省から通達(「農耕トラクタに農作業機を装着した際の安全性の取扱いについて」(令和元年12月25日国自技第169号))を地方運輸局等関係者に発出し、モデル式策定結果や適合機種の公表方法等について周知した。 c 自動車局からの通知を受けて、平成31年4月1日に、農機を装着することで道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの通行について、特殊車両通行許可手続が必要である旨を道路管理者に周知した。 令和2年1月17日に、道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とすること、国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合には、既に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。 d: 自動車局からの通知を受けて、令和元年12月25日に、農機を牽引したトラクタの公道の走行が可能となり、当該トラクタが道路法上の特殊車両に該当する場合には、特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知した。 令和2年3月31日に、道路法上の特殊車両に該当することとなる農作業用トラクタをけん引するトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とすること、国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合には、既に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できること等について、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。 h: 検討の結果該当なし。</p>	<p>【警察庁】 g. 報告を踏まえ速やかに必要な措置を講じる。</p> <p>【農林水産省】 a～e 引き続き周知を行う。 f 引き続き、免許の取得機会の拡大を推進する。 g 警察庁との検討が済み次第、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。 h 引き続き規制の洗い出しを行う。</p> <p>【国土交通省】 引き続き関係省庁と連携して周知に取り組む。</p>	検討中	継続F			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(5)農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革												
令和元年6月21日	農林分野	7	利用集積・集約化に係る手続の改善と体制の一体化	a 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入れと転賃を一括で策定できる仕組みを設ける。 b 農用地利用配分計画案の縦覧については、今まで意見書提出の実績がないことも考慮し、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。 c 受け手から農地中間管理機構への利用状況報告は、農業委員会の利用状況調査と重複することから廃止する。 d 農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地集約を一体的で使いやすい仕組みにより行う観点から、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画案の策定を認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。	a,b,c 措置済み d 令和元年度措置	農林水産省	a~d 農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。令和2年4月1日に完全施行。 具体的には、 a 農用地利用集積計画のみで借入・転賃を一括して行うことができる仕組みの創設 b 配分計画案の縦覧手続の廃止 c 利用状況報告の原則廃止 d 農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化・配分計画案の作成主体に実績のある旧円滑化団体を追加措置。		措置済	継続F	実際の運用状況について要フォロー	
令和元年6月21日	農林分野	8	地域における農業者等による協議の場の実質化	人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現状把握(マップ化)、及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるよう措置する。	令和元年度措置	農林水産省	・人・農地プランの実質化を推進するため、地域の話し合いに関し、市町村が農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供するよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化すること等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。人・農地プランの実質化に係る規定は令和元年11月1日に施行。 ・上記法改正を踏まえ、人・農地プランの実質化の要件や作成上の留意事項等を市町村、都道府県、関係団体に周知するため、「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付付元経営第494号農林水産省経営局長通知)を发出。 ・令和元年度・2年度予算において、人・農地プランの実質化に必要なアンケート、地図の作成及び地域の話し合いに要する経費について支援(人・農地問題解決加速化支援事業)するとともに、農業委員会による農地の貸付意向等の調査、話し合い、農地情報公開システムの改良等への支援(機構集積支援事業)、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動への支援(農地利用最適化交付金)を措置 ・令和元年6月14日に全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国土地改良事業団体連合会、全国農地保有合理化協会の参加の下、農地バンク、都道府県、農業委員会、JA、土地改良区が一壁に会し、今後一体となって人・農地プランを核に農地集積・集約化を推進するための機運を高めるため、農地バンク5年後見直し推進総決起大会を開催。 また、都道府県段階、市町村段階で関係機関が連携して人・農地プランの実質化に取り組むよう市町村、都道府県、関係団体に要請。	・都道府県、市町村、関係団体と連携・協力しながら、人・農地プランの実質化を推進。 ・令和3年度予算において人・農地プランの実質化に必要な経費を措置。 ・全国各市町村の人・農地プラン実質化の取組状況を把握し、必要な助言・支援を実施。 ・農業委員・農地利用最適化推進委員による人・農地プランへの協力状況を把握する。	措置済	継続F	実際の運用状況について要フォロー	
令和元年6月21日	農林分野	9	その他の措置	a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。 b 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有資格法人の役員について、農業への従事日数(150日以上)要件を見直し、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。 c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないよう転賃許可基準を見直す。	令和元年度措置	農林水産省	a 認定農業者制度について、従前、市町村長を認定主体としていたところ、農業者の営農区域に応じて国(農林水産大臣)又は都道府県知事が認定できる仕組みを創設することを内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。認定農業者制度に係る改正規定は令和2年4月1日に施行。 ・上記法改正も踏まえ、国・都道府県による認定事務に係る留意事項を市町村、都道府県等に周知するため、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について」(令和2年3月31日付付元経営第3193号農林水産省経営局長通知)を发出。 b 役員グループ会社間での兼務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有資格法人について役員農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みを設けること等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布、同年11月1日に施行。 c 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行により、農地転用の不許可要件として、担い手への農地の利用の集積に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加し、関係政省令とともに、令和元年11月1日に施行した。	a 引き続き、都道府県、市町村担当に対し、担当者会議等を通じて、法改正の趣旨を丁寧に説明し、円滑な制度運用が行われるよう努める。 b 制度の周知に努める。 c 農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、引き続き、研修等において制度の周知徹底を図る。	措置済	継続F	実際の運用状況について要フォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(6)農協改革の着実な推進												
令和元年6月21日	農林分野	10	農協改革の着実な推進	農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。	令和元年度以降、継続的に措置	農林水産省	・令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表)。 ・平成30年2月から令和2年11月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組)。 ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表) ・農業関連事業等が黒字である総合農協に対する調査を実施し、その結果を公表(令和2年5月)等により自己改革を促している。	・今後とも、農業者の所得向上に向けた自己改革の取組を促進する。	検討中	継続F		
(7)肥料取締法に基づく規制の見直し												
令和元年6月21日	農林分野	11	公定規格	a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。 b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類の大きくり化、簡素化を行う。 - 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和 - 副産物肥料について使用できる原料の拡大 - 有害成分の最大量について大きくり化	a:令和元年措置 b:令和3年措置	農林水産省	a 肥料の規格について、海外との比較を行い、相違点の分析について農林水産省HPIに公表した(令和元年12月)。 b 公定規格については、複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和、副産物肥料について使用できる原料の拡大及び有害成分の最大量について大きくり化等の内容を含んだ改正案を作成し、パブリックコメントを実施した(令和3年2月～3月)。	a - b パブリックコメントを踏まえた上で、令和3年12月に施行予定。	検討中	継続F		
令和元年6月21日	農林分野	12	肥料の混合	普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壌改良資材の混合を原則認めることとし、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについては限定列举する。	令和元年上期検討開始、令和3年措置	農林水産省	令和元年12月に公布された「肥料取締法の一部を改正する法律」(令和元年法律第62号)において、普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壌改良資材の混合を原則認めることとした。また、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについて、限定列举する形で、省令で規定した(令和2年12月)。	-	措置済	解決		
令和元年6月21日	農林分野	13	保証成分量	a 保証成分量について、諸外国の運用を参考に許容範囲を可能な限り緩和する方向で見直す。 b 指定配合肥料については、現行の届出制のもとで保証成分量を計算するに当たり、原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とする。	令和2年措置	農林水産省	a 保証成分量について、諸外国の運用も参考に、最新の科学的知見に基づき、許容範囲を緩和する見直しを行った(令和2年12月)。 b 原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とするよう見直しを行った(令和2年12月)。	a - b -	措置済	解決		
令和元年6月21日	農林分野	14	保証票	a 細かく規定されている表示のサイズについてより小さなサイズを認めるなど見直しを行う。 b 原料の種類を大きくり化し、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、保証票の見直しをスマート農業戦略の一環と捉え、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。 c その他、現在保証票に記載を義務付けられている事項について、農家と肥料メーカーの要望や諸外国との比較を踏まえ、記載の必要性を再検証した上で必要な見直しを行う。	a,c:令和2年措置 b:令和元年上期検討開始、令和2年上期方向性につき結論、令和3年上期措置	農林水産省	a 表示サイズについては、保証票の大きさに係る規定を文字サイズの規定に改め、小さな保証票のサイズも認める見直しを行った(令和2年12月)。 b 原料表示については、動植物質に関する原料を大きくり化し、構成比率の低い原料について括弧を付して記載順を順不同とする等記載を簡略化し、括弧内の表示をウェブ表示に代替させることができることとする見直しを行った(令和2年12月)。 c 保証票に記載を義務付けられていた材料の一部について、保証票への記載を省略可能とするなどの、簡素化する見直しを行った(令和2年12月)。	a, c - b ウェブサイトのシステムについて、試行や研修等の準備を終え次第令和3年上期中に活用開始予定。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
令和元年6月21日	農林分野	15	登録・届出等の手続とその運用	a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力不要とし、手続を電子化する等、手続を合理化する。 b 肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。 c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けるとし、周知する。 d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、必要に応じ運用の統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。 e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考にしつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。	a:令和3年上期措置 b:令和2年上期措置 c,d:令和元年措置 e:令和3年措置	農林水産省	a 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく届出手続を電子化し、都度の会社情報の入力や本人確認の省略といった手続の合理化を行った(令和2年4月)。 b 会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とし、FAMICにおいて、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」に明記するなど周知した(令和元年12月)。 c 本社又は工場所在地を管轄するFAMICでも登録の申請を受け付けられることについて、FAMICにおいて、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」に明記するなど周知した(令和元年12月)。 d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対して無記名アンケートを実施し、アンケート結果を農林水産省HPに公表(令和元年12月)。 また、アンケート結果をFAMICに通知し、結果を踏まえ、肥料の種類や安全性データの提出を求める場合での指導等について、運用を統一。FAMICは、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」を更新し、運用の明確化と統一を図った(令和元年12月)。 e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、原料規格が設定された原料の使用や原料等の表示などを勘案し、過度に制約的なものにならないものとするを旨として、改正案を作成し、パブリックコメントを実施した(令和3年2月～3月)。	a～d - e パブリックコメントを踏まえた上で、令和3年12月に施行予定。	検討中	継続F		
(2)改正漁業法の運用について												
令和元年6月21日	水産分野	3	生産性の高い許可漁業の推進	a 許可又は起業の認可の適格性についての判断基準である、「漁業を適確に営む生産性」の判断基準について、漁業種類・魚種ごとに明確化する。 b 改正漁業法において、農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」としている。漁業調整のためには、漁獲報告の迅速化や報告内容の正確性の向上が特に必要であり、また漁業者の負担軽減のためにも漁獲報告の電子化が望ましいことから、電子機器の備付けに明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMS(Vessel Monitoring System:衛星船位測定送信機)等の備付けの義務化を行う。	令和2年度措置	農林水産省	a)について 令和2年6月に、許可等に係る適格性の漁業を適確に営むに足りる生産性を判断するための基準として「漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の方針」を定め、水産庁長官名で通知した。 b)について 1. 特定水産資源の採捕をしたときは、原則、電子情報処理組織を使用する方法により漁獲報告を行うよう省令(漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第16条第3項及び第19条第3項において、特定水産資源の漁獲量等の報告は、機器の異常等やむを得ない事由がある場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うこととして規定)で定めた。同省令が施行した令和2年12月1日から、電子報告システムの本格運用を開始した。 2. VMSについて、地域漁業管理機関等の国際的な枠組みにおいて決定された措置その他漁業調整のために特に必要となる漁業に対し、漁業法に基づきVMSの備付け及び常時作動を義務付けることとしており、令和2年度中に大臣許可漁業の全許可船舶への設置が完了した。	a, b 既に措置済み。	措置済	フォロー終了	a:フォロー終了 b:規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー	
令和元年6月21日	水産分野	4	海面を最大限活用しうる仕組みの確立、漁業権制度の運用の透明化	a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。 b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っていること公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するのか具体的な事例に即して明らかにする。 c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人や海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。 d aの漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。 e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む。	a～c:e:令和2年度措置 d:令和2年度以降継続的に措置	農林水産省	a 「海洋状況表示システム(海しる)」において漁業権に係る情報(漁場の位置、漁業(養殖業)種類、操業(養殖)時期、免許有効期間等)が掲載されており、令和元年11月に、水産庁ホームページからも海しるのサイトが利用できるようリンクを掲載した。 また、令和3年3月、関係者間で調整し、海しる上に、過去設定されていて現在は取り消されている漁業権(共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権)の情報を追加表示した。 b,c,e 令和2年6月30日、左記で指摘された事項を盛り込んだ「海面利用制度等に関するガイドライン」を制定した。 d 平成30年度に沿岸漁場の利用状況調査を実施したところであり、次回、令和5年度の漁業権の一斉切替の際に、新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を実施し、その調査結果を踏まえて、漁場の活用に関するKPIを公表する。	a,b,c 既に措置済み。 d 令和5年度の漁業権の一斉切替の際に、新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を実施し、その調査結果を踏まえて、漁場の活用に関するKPIを公表する。 e 都道府県が新たな区画漁業権を設定する際の、関係者との調整などの手順・スケジュールなどについて明確化するため、現在、都道府県の意見も聞きながら水産庁内で案を検討しているところであり、令和3年上期までに都道府県に提示する予定。	措置済	継続F	a:規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー b:フォロー終了 c:規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー d:継続フォロー e:規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和元年6月21日	水産分野	5	漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化	a 漁協の全ての収入内容(漁場行使用料、協力金等)と、全ての支出内訳、役員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。 b a)の調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく措置を講ずる。 c 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、都道府県に対して、客観的な資料による判定を含む明確なガイドラインを示した上で、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる。	令和元年度検討開始、令和2年度措置	a,c:農林水産省 b:公正取引委員会 農林水産省	a 漁協の組合員数、役員数、事業別の収入・支出、事業外の収入・支出、販売取扱高、委託販売手数料等の経営状況の調査を実施した。 (調査の結果概要) ①水産政策の改革において、漁協がその役割を一層発揮していくためには、漁協の事業・経営基盤の強化が必要。そのための課題は次のとおり。 ①事業実施体制 ・小規模漁協は、職員が少なく、事業実施体制が脆弱。また、組合員一人当たりの賦課金・漁業料は高くなる傾向。 ②事業損益 ・全体の66%が赤字。小規模漁協ほど赤字割合が高い。 ・事業損益の赤字は事業外収益で補てんされ、経常損益は81%が黒字。 ③会計処理 ・事業外収益の「雑収益」(他の科目に属さないもので、事業外収益の総額の10%以下の場合に使用する科目)が事業外収益の過半を占める漁協が40%。 ②これらの課題への対応方向は次のとおり。 ①安定した事業運営を実現するためには合併による事業基盤の強化が必要。特に小規模漁協の合併を強力に推進。 ②組合員の所得向上に向けた販売事業の強化を推進。 ③金銭徴収の適正化を図るため、適正な会計処理を推進。 (漁協の経営に関するKPI) 漁協の経営に関するKPIについては、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間目標を設定するなど、適切なKPIの体系を設定すべく検討中。 なお、調査結果を踏まえ、漁協の事業・経営基盤の強化を図るために行政が指導すべき事項を「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水産第341号水産庁長官通知)」に加える改正を実施。 b a)の調査では独禁法上の問題は見つかっていないが、別途、令和2年7月17日閣議決定の「水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検」において、水産物・水産加工品の不適正な取引について調査し、公正取引委員会と連携し、不適正な取引を未然に防止するための「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」の策定に向けて検討中。 c 漁協における組合員資格審査について、都道府県が不適正と認めた組合数、その内容と要因等について調査を実施した。 (調査の結果概要) ・調査対象の935沿海地区漁協中42漁協において、資格審査委員会が未設置又は年1回以上の資格審査が未実施となっている ・審査を行っている693漁協のうち約3割に当たる300漁協において審査方法等が一部不適切となっている状況があったが、都道府県が改善指導を行い、そのほとんどが改善済みとなっている。 調査結果を踏まえ、資格審査が適切に行われるよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水産第341号水産庁長官通知)」を改正し、定期的に資格審査を実施していない場合や内容が不適切な場合には水産業協同組合法に基づく報告徴求命令や必要措置命令を发出することを明記し、また、「漁業協同組合定款附属書組合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について(平成20年4月1日付け19水産第3943号水産経営課長通知)」を改正し、漁業を営む日数の算定に当たっては、漁業法第90条第1項に基づいて共同漁業種者である漁協が都道府県知事に対して行う漁場の活用状況の報告に関し、漁業権を行使する組合員から徴求した資料等も活用して確認するよう明記した。	a 漁協の経営に関するKPIについては、新型コロナウイルス感染症による漁協経営への影響も踏まえながら、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間目標を設定するなど、適切なKPIの体系を検討、設定する。 b 今後、令和2年7月17日閣議決定の「水産物及び漁業生産資材の流通」に関する総点検において対応。 c 組合員資格審査が適切に行われるよう、令和3年度から都道府県セアリングにおいて、以下の事項についても報告を求め、実施状況を確認する。 ①漁協の役員等を対象とした研修会等の実施状況 ②ヒアリングや常例検査を通じた資格審査の実施状況の確認結果 ③不適切事例に対する改善指導の状況	措置済	継続F	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項(に基づき継続的にフォロー)

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				(5)魚病対策の迅速化に向けた取組について								
令和元年6月21日	水産分野	8	魚病対策の迅速化に向けた取組について	a 養殖業における魚病の種類とその対策、当該対策を講ずる場合の獣医師の役割や都道府県ごとの魚病に詳しい獣医師の充足状況等、魚病対策に関する実態の調査を行う。 b aの調査を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。)に定める動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種ごと(成魚・稚魚を含む。)の魚病対策が可能となるような見直しを講ずる。 c 適用外使用による魚病対策の迅速化のため、aの調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。 d cに加え、魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義(一定時間内に獣医師の診療を受けられる等)を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。 e 国としての魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的確保を行うべく、水産試験場等でのインターンプログラムの活用や、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラムの受講等により、魚病に詳しい獣医師の人数の拡充を行う。 f 魚病に詳しい獣医師の質的確保を行うべく、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する等、スマート漁業にふさわしいオンライン診療の在り方について検討の上、必要な対策を講ずる。 g 魚病対策に関する情報の共有化や学術交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立する。 h 当該協議会にてb～dの措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施する。 i 獣医師業における、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、gの協議会において、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促す。 j hの評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策にかかる法制度を踏まえ、獣医師資格取得のためのカリキュラムについて見直しを行うことを始め、魚病対策の迅速化に向けた追加策について継続的に検討の上、公表などを行う。	a 令和元年度措置 b 令和元年度検討・結論、令和2年度措置 c 令和元年度措置 d～f: 令和2年度措置 g 令和元年度措置 h 令和2年度以降順次措置 i 令和元年度措置 j 令和3年度以降継続的措置	農林水産省	a 都道府県の水産防疫担当部署を通じて、所管の養殖業者を対象に、水産用医薬品の使用状況や獣医師の診療実態に関するアンケート調査を行い、魚病対策促進協議会で当該調査結果について報告し、本調査の結果を踏まえ取組む項目(b,e)に対応する際の基礎資料とした。また、本調査の結果を含む魚病対策促進協議会の資料について、ホームページで公表した。 b 魚病対策促進協議会において使用基準の見直しに当たっての基本的な考え方を整理し、aの調査結果に基づき、サケ科魚類の冷水病治療薬及びブリのペコ病治療薬の使用基準の見直し並びにマグロのイリドウイルスワクチンの開発について、今後取り組むこととした。 このうち、サケ科魚類の冷水病治療薬については、令和2年9月にアユの冷水病の治療薬であったフロルフェニコールの効能拡大を行い、サケ科魚類の冷水病に使用可能とした。 ブリのペコ病治療薬は、アルベンダゾールについて令和3年3月に農林水産省内での審議を終了した(3月22日に内閣府食品安全委員会で審議され、その後、厚労省での審議を経て承認予定)。マグロのイリドウイルスワクチンについては、ブリ属ワクチンをマグロに魚種拡大するための効果検証研究等を実施しているところ。 c 魚病対策促進協議会において、リストの対象となる獣医師の条件を、「水産動物を対象とする診療経験のある獣医師又は今後養殖場における魚病診療に協力する意思のある獣医師」と定め、農林水産省ホームページにて公募を行い、令和元年度は獣医師20名からなるリストを作成し、各都道府県水産防疫担当に提供した。 d 魚病対策促進協議会において、かかりつけ獣医師を「養殖業者が一定時間内に診療を受けることができる」とともに、日常的に相談ができる相手先として連絡先を確保した獣医師」と定義し、養殖業者が「かかりつけ獣医師」を設定してその連絡先を確保するよう「魚病対策の的確な実施に向けた取組み等について(通知)」(令和3年3月26日消費・安全局長通知)を发出した。 e 魚病対策促進協議会において、我が国やノルウェーの体制や産業規模等を基に検討し、魚病に詳しい獣医師(水産動物の診療経験が1年以上あり、又は農林水産省が実施する研修を受けた獣医師)の拡充目標を2030年に100名とし、当該目標を令和3年2月1日の規制改革推進会議農林水産ワーキンググループで公表した。 獣医学生向けのインターン実施機関として、水産研究機関等2施設を確保した(令和2年度は新型コロナウイルスの影響でインターンは未実施)。また、魚病に詳しい獣医師を育成するための研修プログラムを、令和2年度に実施した(座学(WEB)研修:71名申し込み、実技研修27名参加)。 f 有識者からなる検討会を開催して水産分野におけるオンライン診療の在り方等について検討し、遠隔診療の積極的な活用を促す「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年3月26日消費・安全局長通知)を发出した。 g 養殖業者、製薬メーカー、研究者、都道府県、消費者団体等から構成される魚病対策促進協議会を令和元年9月に設立。令和3年3月末まで協議会の下に設置したワーキンググループを含め、計7回開催した。 h gで設立した魚病対策促進協議会において、b～dの措置に対する評価を実施したところ、 1. 迅速化の方向性は示されており、その内容は魚病対策促進協議会の議論を反映した妥当なものである。ただし、迅速診断体制の構築措置は進められている最中であり、農林水産省は引き続き遂行したい。 2. リスト獣医師が迅速診断に活用されるよう、農林水産省は指導通知の发出を行うなど養殖業者、都道府県の魚類防疫員、獣医師が連携できるように取り組むことが必要。 3. 獣医師及び魚類防疫員双方の人材育成にも積極的に取り組むこととされ、農林水産省の措置事項について、一定程度の評価が得られた。 i 魚病に詳しい獣医師の事業者団体の在り方や今後の課題について協議会で検討し、団体設立のスタートアップとして、獣医師を対象とした研究会を令和3年3月に開催した。	b ブリのペコ病治療薬の使用基準の見直し及びマグロのイリドウイルスワクチンの開発について、引き続き、医薬品の上市、開発に向けて必要な対応を進めていく。 j hの評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、追加策について継続的に検討する。	措置済	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)医療等分野におけるデータ利活用の促進												
令和元年6月21日	医療・介護分野	1	個人が自らの健康情報を活用するための環境整備	a 健診情報について、データ利活用の必要性や活用方針を明確にし、公表する。 b 民間サービス事業者を含む、契約当事者となり得る関係者の意見を参考に、データ利活用の目的や契約の類型に応じて、契約の課題や論点を提示しつつ、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示す。	令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置	厚生労働省	a 第2回国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会（PHR検討会）において、健診情報等の取扱いについて必要な検討を行う上で踏まえるべき事項を整理した「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」を取りまとめた（令和元年11月）。本留意事項も踏まえ、PHR検討会の下に設置した各健（検）診関連作業班や民間利活用作業班において、PHRとしての情報提供の在り方等について検討を進めている。 b 該標準的なデータ形式や、契約条項例を示すため、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」を改正した（令和2年2月）。本指針において、健康増進事業実施者や実施機関は、健診結果等情報を提供する際には別途定める標準的なデータ形式を原則用いるよう努めることを定めるとともに、受診者本人が健康診査の結果にアクセスしやすくなるよう、健康増進事業実施者と実施機関との委託契約の中で、実施機関が受診者本人の請求に基づき健康診査の結果を直接開示できることを明記する等の工夫を図るよう努めることを規定した。	a 民間利活用作業班で策定した「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）」について、関係者と調整の上、令和3年度早期に確定版を公表予定。これらを踏まえ、官民連携したデータの利活用を推進する。 b 健診結果の取扱いに関する委託条項例について令和3年度早期に示す予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
令和元年6月21日	医療・介護分野	2	データ利活用のための「標準規格」の確立	a 全国各地の医療機関や保険者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重し、かつ国内外での相互運用性（様々なシステムが相互に連携可能なシステムの特性）を意識して、医療分野における標準規格の基本的な在り方を早急に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。 b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局間において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。 c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえた上で、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用上の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定案を策定する。	令和元年度検討・結論・措置 ただし、bの「マイナポータル」を活用したPHRサービスに係る部分については、令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置	a.c.厚生労働省 b.厚生労働省 内閣府 総務省 経済産業省	a: 医療分野における標準規格の基本的な在り方については、標準的医療情報システムに関する検討会（内閣官房健康・医療戦略室）において、令和元年11月29日に「技術面からみた今後の標準的医療情報システムの在り方について」をとりまとめ公表した。また、運営体制の構築については、前述のとおりも踏まえ、標準規格の普及に向けた施策や今後の官民の役割分担等について官民が共に検討を行う体制として、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループを立ち上げたほか、「保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みに係わる調査事業」内において、医療機関等の関係者に幅広く参加いただき、保健医療情報を確認できる仕組みや情報連携に有用な医療情報項目、それらに必要な標準規格やその普及施策について、意見収集を行った。また、令和元年度、HL7-FHIRにかかる海外調査を行い、学識者、医療機関等の関係者、ベンダー等の参加の下議論を行い、仮にHL7-FHIRを日本で活用する場合の検討事項等について整理した。さらに、標準規格を実装した電子カルテの普及を支援する方策として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」において医療情報化支援基金を創設した。令和2年度、電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、「健康・医療・介護情報利活用検討会」及び「医療等情報利活用ワーキンググループ」において、医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいて標準化を進めるため、HL7-FHIRの規格を用いることを検討することとされた。 b: 医療等情報については、令和2年3月26日の健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて、PHRを含めた全国の医療機関等で保健医療情報を確認できる仕組みにおけるミニマムデータセットの考え方及びこれらのデータ項目における標準規格の考え方について示した。健診情報等については、第2回PHR検討会で取りまとめた「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」に基づき、PHR検討会の下に設置した各健（検）診関連作業班や民間利活用作業班において、PHRとしての情報提供の在り方や民間事業者におけるPHRの利活用及び必要なルール等について、関係省庁と連携して検討を進めている。 c: クラウド技術の進展等を踏まえた上で、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定案を策定し、令和2年3月26日の健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて公表した。	a: 引き続き、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ等において、標準規格の普及方策等について検討。 b: 自治体検診（がん検診、歯周疾患検診など）については、作業班での検討を踏まえ、関係者と調整の上、令和3年6月を目途に標準様式を公表予定。また、民間利活用については、作業班で策定した「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）」について、関係者と調整の上、令和3年度早期に確定版を公表予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和元年6月21日	医療・介護分野	3	データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備	医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自らの健診情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他産業の事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、「各々が自らの健診情報を利活用するための環境整備」「データ利活用のための『標準規格』の確立」の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。	令和元年検討開始、令和2年度結論	厚生労働省	国民・患者の保健医療情報を本人自身が活用して予防・健康づくり等に活用すること、保健医療情報を本人同意のもとに医療現場で役立てることについては、令和2年3月に立ち上げた健康・医療・介護情報利活用検討会において、一体的に検討を進めている。国民・患者の保健医療情報を本人が電子的に把握する仕組みや全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進に向け、令和2年6月の経済財政諮問会議においてデータヘルス集中改革プランを発表し、同プランに基づき、着実に取組を実施することとしている。なお、海外におけるPHR制度や保健医療分野の個人情報保護法制について調査を行った。		未措置	継続F	データヘルス集中改革プランの具体的な取組が確認できるまで、継続的にフォローする。
令和元年6月21日	医療・介護分野	4	傷病名を含む医学用語の統一	a 地域医療連携ネットワークにおける地域医療圏の取組等の支援に当たっては、国際基準にも準拠した傷病名マスターの採用を原則とする。 b 外国人医療における自動翻訳・AI問診・医学論文解析など医療分野におけるイノベーション基盤として必要となる、傷病名を含む「包括的な医学用語集」の構築に向けて、民間企業の意見も取り入れ、優先度の高い領域について検討に着手する。	a 令和元年検討開始、令和2年結論・措置 b 令和元年検討開始	厚生労働省	a 令和2年度医療介護総合確保基金(ICTを活用した地域医療情報連携 ネットワーク基盤の整備事業)の事業実施にあたり、国際基準にも準拠した傷病名マスターの採用を原則とすることとした。 B 厚生労働科学研究において、 ・救急対応、精神科診療の用途に対応する医療用語辞書の編纂 ・電子カルテの項目呼び出しと薬剤添付文書呼び出しの実用化に向けた、電子カルテ項目名称の呼称統一案の作成および薬剤名辞書の編纂 ・医療面接の自動テキスト化を目的とした辞書・言語モデル・音響モデルの改定作業や新たな構築作業 ・整形外科、皮膚科領域も部分的にカバーする形の身体所見記載用語辞書の編纂を行った。		措置済	解決	
令和元年6月21日	医療・介護分野	6	健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放	a 今国会で成立した、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号。以下「健保法等改正法」という。)によるNDBの利用目的等を定める高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号以下「高確法」という。)の改正に併せて、民間企業における新薬開発や安全評価等の医療品質の向上等、公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるように、民間企業の具体的な利用ニーズも踏まえ、提供にかかる審査基準・手続等を検討し、ガイドラインとして公表する。 b 健保法等改正法による高確法及び介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に併せて、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供について、民間企業における新薬開発や安全評価等の医療品質の向上等、公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるように、民間企業の具体的な利用ニーズも踏まえて、提供にかかる審査基準・手続等を検討し、ガイドラインとして公表する。	令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置	厚生労働省	令和2年10月に施行した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びそれに伴う下位法令の内容を踏まえ、「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」を作成・公表した。		措置済	解決	
令和元年6月21日	医療・介護分野	7	患者本人による診療録等の個人情報開示請求の適切なあり方	患者本人の診療録等、個人情報の開示請求に当たっては、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で手数料の額を設定することが求められるところ、高額の開示手数料等によりその請求が不当に制限されることにならないよう、ガイドライン等において、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続を明かにする。	令和元年度検討・結論・措置	厚生労働省	「医療機関における診療記録の開示に要する費用に関する実態調査について(協力依頼)」(令和2年1月31日付け各都道府県衛生主管部(局)長宛て厚生労働省医政局医事課長事務連絡)により、医療機関における診療録の開示に係る実態調査について、質問項目を変えて改めて実施。加えて、開示手数料を安く抑えている病院における事務コスト削減の工夫を調査するため、開示手数料を2000円以下に抑えている地域医療支援病院(10病院程度を想定)に対して、別途ヒアリング、アンケートを実施。調査結果の分析結果に基づいて、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続に係る通知について、新型コロナウイルス感染症への対応により、手続きや関係団体との調整に遅れが生じており、継続して検討中である。	診療記録の開示については、令和3年3月22日の規制改革推進会議医療・介護WGにおいて新たに開示申請の方法等に係る提案をいただいでおり、診療情報の提供等に関する指針の改正を視野に入れ、検討を進めることとしていることから、本件についても、これらの事項と併せて必要な検討を進める。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(5)日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化												
令和元年6月21日	医療・介護分野	11	日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化	a 研究事業に係る各種手続について、e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の機能向上等の改修による統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を進めるなど、何度も同じ情報を求める重複をなくし、提出書類を簡素化する。 b 研究機関が再委託契約を締結する際の事務を効率化する方策として、再委託契約書のひな型を提示する。 c 研究開発参加者リストの変更届について、その提出を求める頻度を見直すなど簡素化する。 d 公募情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類について、研究機関からの意見聴取及び各規制所管府省との調整を行い、可能なものについて統一化を図る。	令和元年度検討・結論、令和2年度措置	内閣府	a e-Radの応募申請の改善に向けて、関係府省間で協議を行い、統一申請様式でのオンライン入力への移行に向けた調整を実施するとともにAMEDの申請様式の見直しを進めた。 b 「再委託契約書ひな型」については、令和2年2月よりホームページに公開済みである。さらに、令和3年度用の「再委託契約書ひな型」についても、令和3年度用「委託研究開発契約書ひな型」の改訂に合わせて整備を行い、令和3年2月にホームページにて公開済みである。 c 研究開発参加者リストの変更届については、平成29年度に押印廃止、令和2年度に提出集約化等の研究機関の事務を簡素化のための配慮を行い、周知を実施している。このうち、令和2年度に措置した提出集約化については、令和3年度用の委託研究開発契約事務処理説明書において、よりわかりやすく説明を改めた。 d 内閣府が実施した研究機関等へのアンケート結果等に基づき「競争的研究費に関する関係府省連絡会」において「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」が令和3年3月5日付けで申し合わせとして取りまとめられた。AMEDでは同申し合わせに沿って令和3年度の委託研究開発契約事務処理説明書を改定し、研究機関等にホームページを通じて周知するとともに、説明動画をYouTubeのAMED公式チャンネル上で公開した。	a 次期e-Radにおいて応募申請の改善内容に合わせ、AMEDの応募要領(雛形)見直し等を含め必要な措置を講じる。e-Radの機能向上等の改修が完了次第、システムの連携を図る。 b ホームページや事務処理説明等を通じて周知する。 c ホームページや事務処理説明等を通じて周知する。 d 競争的研究費に関する関係府省連絡会の活動に沿って、事務手続きの統一化を進める。	未措置	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
(6)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し												
令和元年6月21日	医療・介護分野	12	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	a 審査事務局におけるレセプト事務点検業務等を、全国地域に10程度設置予定の審査事務センターへ集約する計画について、その具体的な工程を明らかにし、公表する。 b コンピュータチェックルールの本部集約による「支部間の不合理な差異の解消」及びコンピュータチェックルールの公開に関する実績・効果等について、実施状況を確認し、公表する。 c 支払基金と国保中央会等の審査支払機能の効率的な在り方について、その担い手となる各都道府県の審査委員会の役割と必要性や審査支払システムの整合的かつ効率的な運用の可能性に特に留意しつつ、その具体的な方針・対象業務・工程を明らかにし、公表する。	a、b: 令和元年度検討・結論・措置、 c: 令和元年度検討・中間報告、令和2年度結論・措置	厚生労働省	a)「審査事務集約化計画工程表」 b)「各支部で設定しているコンピュータチェックルールの見直し及びコンピュータチェックルールの公開の取組状況」について、令和2年3月31日に公表。 c)審査支払機能の効率的な在り方について、「審査支払機関改革における今後の取組」を整理した。また、有識者による審査支払機能の在り方に関する検討会を開催し、「審査結果の不合理な差異の解消」及び「審査支払システムの整合的かつ効率的な在り方」等について議論し、その結果を踏まえ、令和3年3月に具体的な工程表を策定。		措置済	フォロー終了		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)放課後児童対策(いわゆる「小1の壁」の打破)												
令和元年6月21日	保育・雇用分野	2	多様な人材(担い手)の活用	a 放課後児童支援員を志す者が大学及び専門学校卒業後、速やかに有資格者として就職できるよう研修の在り方を検討する。 b 都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修の受講人数枠が不足している場合、受講人数枠及び研修回数を拡大するよう、都道府県に通知する。また、研修の受講に当たっては、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブからの申請者を優先するよう、都道府県に周知する。 c 対象者が、時間や場所に縛られず、容易に研修を受講できるよう、通信形態による研修を提供することを検討する。 d シルバー人材センターの会員が放課後児童支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する。	a:令和2年度措置 b:措置済み c:令和2年度措置 d:措置済み	厚生労働省	a「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の一部改正について(令和2年3月27日付け子発0327第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、大学及び専門学校の卒業見込みの者等が研修を修了した場合、都道府県等が当該者が大学及び専門学校を卒業等したことを確認した後、修了証を発行することとし、令和2年4月1日から適用。 b「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について」(令和元年10月3日付け子発1003第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)において、認定資格研修の実施に当たって、関係市町村等と十分な連携を図り、認定資格研修の受講人数枠及び研修回数等について、都道府県等の実情に応じた受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的に円滑な実施について依頼。 c 令和元年度に、放課後児童支援員認定資格研修におけるe-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究を、令和2年度には、放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究を実施。 d「シルバー人材センター事業の更なる推進に向けて」(平成31年3月15日付け職雇高発0315第1号・子発0315第1号厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長・子ども家庭局子育て支援課長通知)において、シルバー人材センター事業の更なる推進について、全国シルバー人材センター事業協会に通知済み。	a,b,d 発出した通知等を踏まえ、引き続き自治体への周知・支援に取り組む。 e 令和元年度及び令和2年度に実施した調査研究の結果を踏まえて、令和3年度に自治体への周知に取り組む。	措置済	解決		
(3)ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化の検討												
令和元年6月21日	保育・雇用分野	4	ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化の検討	a「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等を導入する企業に対し、勤務地(転勤の有無を含む。)、職務、勤務時間等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面(電子書面を含む。)による確認が確実に行われるよう、以下のような方策について検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。 ・労働基準関係法令に規定する使用者による労働条件の明示事項について、勤務地変更(転勤)の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策 ・労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する就業規則の記載内容について、労働者の勤務地の限定を行う場合には、その旨が就業規則に記載されるような方策 ・労働契約法(平成19年法律第128号)に規定する労働契約の内容の確認について、職務や勤務地等の限定の内容について書面で確認できるような方策 b 無期転換ルールの適用状況について労働者や企業等へ調査するなどして、当該制度の実施状況を検証する。 c 無期転換ルールが周知されるよう、有期労働契約が更新されて5年を超える労働者を雇用する企業は当該労働者に対して無期転換ルールの内容を通知する方策を含め、労働者に対する制度周知の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	a:令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b,c:令和元年度中調査を実施し、その結果を踏まえ検討開始	厚生労働省	a 令和元年度に、無期転換ルールの見直しと多様な正社員の雇用ルールの明確化等について検討を行うことを目的として令和3年3月24日に立ち上げた「多様化する労働契約のルールに関する検討会」において、多様な正社員の雇用ルールの明確化について検討することとした。 b 平成30年4月から本格的に無期転換申込権が発生していることが見込まれる中、令和元年度に労働政策研究・研修機構(JILPT)において、企業及び労働者を対象に「無期転換ルールへの対応状況に関する調査」を実施した。 c 無期転換ルールの適用状況についての調査結果を踏まえて、令和2年12月に公表した「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」(※)において、無期転換申込権が発生したタイミングで、申込権発生の旨を対象の有期契約社員に周知することは、労働者が忘れずに申込権を行使することにつながる旨を記載し、厚労省HPやメールマガジン等で周知している。 (※)無期転換ルールに対応した社内制度整備・周知を支援するため、演習を交えながら必要な取組を解説したもの。	a 令和3年3月24日に立ち上げた「多様化する労働契約のルールに関する検討会」において、多様な正社員の雇用ルールの明確化も含めて検討する予定。 c 令和3年3月24日に立ち上げた「多様化する労働契約のルールに関する検討会」において、引き続き労働者に対する無期転換ルールの制度周知の在り方も含めて検討する予定。	検討中	フォロー終了	今後、令和3年度実施事項において引き続きフォロー	
(4)介護離職ゼロに向けた対策の強化												
令和元年6月21日	保育・雇用分野	6	介護をしながら働く労働者への情報共有の徹底	a 労働者が介護保険の第2号被保険者になる時点(40歳)で、両立支援制度や介護保険制度に関する周知について、医療保険者等に対し「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度周知について」(平成30年10月1日付老介発1001第2号)を发出し、協力を依頼しているが、改めて通知を发出し、周知の徹底を図る。家族介護者の介護負担軽減のための相談窓口として地域包括支援センターが活用できることを労働者に周知されるよう、両立支援制度関係のパンフレット等において、地域包括支援センターの記載を行う。 b ケアマネジャーが、就労している家族の勤務実態も踏まえてケアプランを作成できるよう、セミナーの開催やその受講を評価する仕組みを通じて、ケアマネジャーへの情報提供や支援を行う。	a:令和元年措置 b:令和2年度措置	厚生労働省	a 自治体から介護保険の第2号被保険者に配布されるリーフレットの内容を更新し、地域包括支援センターが両立支援の相談にも対応している事を記載した。その上で、当該リーフレットを「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度の周知について」(令和元年12月24日付事務連絡)において、各自治体へ周知した。 b ケアマネジメントを行う介護支援専門員(ケアマネジャー)が、職場における仕事と介護の両立支援の制度や実態を学ぶことができるよう、ケアマネジャー向けの研修カリキュラムを策定し、各自治体へ配布、周知した。	a - b -	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(5)日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備												
令和元年6月21日	保育・雇用分野	7	企業支援(就労のための日本語教育)	a 外国人の就労に必要な基礎レベルの日本語能力を身につけるためのモデルカリキュラムとして、「外国人就労・定着支援研修事業」の認知度を高める工夫をし、また、その研修カリキュラムの概要を、外国人を雇用する企業等へ公表する。 b 「外国人就労・定着支援研修事業」の成果を踏まえ、日本語能力の向上を必要とする外国人就労者が当該研修を受講できるよう、対象者数等の拡大を検討する。	令和2年度措置	厚生労働省	a 「外国人就労・定着支援研修事業」についてハローワーク等での周知に努めるとともに、本研修のカリキュラムについて、「外国人就労・定着支援研修事業 令和2年度カリキュラム」を、令和3年3月に公表した。 b 「外国人就労・定着支援研修事業」については、令和2年度において以下のとおり対象者数及び実施地域を拡大するため予算等を確保した。なお、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の影響等により、開始の遅れや開催規模の縮小を余儀なくされた。 ・対象人員 5,000人 → 5,500人(500人増) ・実施地域数 100地域 → 110地域(10地域増)	a 「外国人就労・定着支援研修事業」について、引き続きハローワーク等での周知に努める。 b 措置済(令和3年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえながら、できる限り多くの地域及び対象者に対して研修を実施する。)	措置済	解決		
令和元年6月21日	保育・雇用分野	8	地方自治体支援(就労のための日本語教育)	a 多文化共生総合相談ワンストップセンターで外国人相談者や外国人を受け入れている企業等の求めに応じ、日本語教育組織の情報提供が行われるよう促す。 b 地方自治体における多文化共生総合相談ワンストップセンターの運営状況を検証し、同センターの機能充実に向けた策を講ずる。 c 文部科学省は未来を見据え、その体制を強化し、在留する外国人が生活する全ての地方自治体が、地域の実情を踏まえて積極的に関わっていきけるよう、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の改善・充実を図り、その活用を促進し、地域社会における日本語教育の重要性を周知する。 d 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の実施地域における成果を踏まえて優良事例を活用するための策を講ずる。	a 令和元年措置 b 令和2年度措置 c,d 令和2年度、できるだけ早期に措置	a,b:法務省 c,d:文部科学省	a 一元的相談窓口の運営経費の一部を支援している外国人受入環境整備交付金の交付条件の一つとして、「外国人を受け入れていく機関等からの外国人への情報提供を目的とした相談にも応じること」とし、併せて「一元的相談窓口において、相談者の求めに応じ、日本語教育組織の情報提供を行うよう努めること」としていることとし、促している。 b 一元的相談窓口における相談事例について、本庁において取りまとめ、地方公共団体に提供(令和元年度以降5回の情報提供を実施)。 c 令和元年9月から外国人受入環境整備交付金の交付対象を全自治体としたことから、相談窓口の運営・体制の参考となる事例等のマニュアルを作成し、自治体に提供。 ・相談窓口が法テラスの「指定相談場所」となり得る旨の情報提供を日弁連と連携し、自治体に周知。 ・一元的相談窓口の相談員が円滑・適切に相談対応できるよう、関係省庁の協力を得てQ&Aを作成し、地方公共団体に提供。 ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を文化庁とともに策定(令和2年8月)し、地方公共団体の多文化共生担当部局の職員を対象とした「やさしい日本語ガイドライン」に基づく研修を実施(令和2年10月)するなど、地方公共団体におけるやさしい日本語の活用を促進。 c 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の活用がない都道府県等を個別に訪問して事業説明や意見交換を行うとともに事業説明会に合わせて個別相談会を設けるなど周知・相談対応を充実させた結果、令和3年度事業の応募団体は41件と増加している。(令和元年度:17団体、令和2年度:36団体) d 本事業を通して、地域における日本語教育の重要性を周知する取組をはじめとする日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を促進している。また、令和3年度は市町村の日本語教育の取組を支援するための予算を新たに計上するとともに、市町村が実施する日本語教育の取組に係る2分の1の予算負担分に対して令和3年度から新たに地方財政措置を行うことにより本事業を充実させた。 e 文化庁の主催事業である日本語教育大会において本事業の優良事例の共有を行った。また、全ての都道府県・政令指定都市を対象として都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議を開催し、各団体で行う日本語教育施策に関する情報共有や地域日本語教育の総合的な体制づくり推進に関する意見交換を行うとともに、本事業の実施団体の担当者や、事業の総括を行う総括コーディネーターを対象に、先行事例や課題共有を行う情報交換会を開催した。また、本事業の活用事例集を新たに作成した。	a 特になし b 相談事例については概ね四半期ごとに展開を行う予定。 c 引き続き、まだ本事業を実施していない都道府県等に訪問して、本事業を活用した地域日本語教育の総合的な体制づくりを働きかけるとともに、都道府県等との意見交換を踏まえて更に事業を充実していく予定である。 d 引き続き、文化庁の主催事業や本事業の意見交換会等や本事業の活用事例集の提供を通じて、優良事例等の共有を図り、都道府県等に地域日本語教育の総合的な体制づくりのための情報やノウハウを提供していく予定である。	措置済	解決		
令和元年6月21日	保育・雇用分野	9	教育に関わる人材(担い手)の育成・確保	a 「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を更に展開し、就労者に対する日本語教師のための研修カリキュラムの一層の普及に努め、その効果を検証する。 b 求職者支援制度により、定年退職者等の離職者や子育てを終えた者等を含めた就労のための日本語教育者の育成プログラムが実施可能であることを民間教育訓練機関に周知し、上記制度の積極的な活用を図る。	a 令和2年度措置 b 令和元年度措置	a:文部科学省 b:厚生労働省	a 平成31年3月に文化審議会国語分科会できりまとめられた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」改定版に示された日本語教育人材の教育内容・モデルカリキュラム等に基づき、就労者に対する日本語教師をはじめとする日本語教育人材の養成・研修カリキュラム等の開発、実施、検証を行っている。また、令和2年度からは開発したカリキュラム等の優良モデルを活用した研修を全国に展開する普及事業を新たに実施している。 b 求職者支援訓練の認定機関であるJIEDを通して、当該訓練において就労のための日本語教育者の育成プログラムが実施可能である旨、民間教育訓練機関に対して周知を行った。	a 引き続き、日本語教育人材の養成・研修カリキュラム等の開発するとともに、令和3年度からは普及事業において日本語教育人材の分野を追加して研修を実施し、その効果を検証しつつ、引き続き、普及を行う予定である。 b 積極的なコース設定に努める。	措置済	解決		
令和元年6月21日	保育・雇用分野	10	教育内容の質の確保	a 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準(日本版CEFR)のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。 b 就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。	a 令和3年度措置 b 令和2年度措置	a:文部科学省 b:厚生労働省	a 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において令和元年から「日本語教育の参照枠」の策定に向けて審議を開始し、国民への意見募集を経て令和2年11月20日に「日本語教育の参照枠」一次報告を取りまとめた。並行して「日本語能力の判定等に関するワーキンググループ」を設置し検討を行い、令和3年3月12日に「日本語教育の参照枠」二次報告(日本語能力評価について)を取りまとめた。 b 令和2年度に「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」を作成した。	a 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等を作成することとしており、令和3年度中に一次報告・二次報告を併せて「日本語教育の参照枠」最終報告として取りまとめる予定である。 b 作成したツールの普及促進に努める。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(6)年休の取得しやすさ向上に向けた取組												
令和元年6月21日	保育・雇用分野	11	年休の取得しやすさ向上に向けた取組	a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、制度を導入している企業の具体的事例の周知等を通じて制度の啓発及び普及に取り組む。 b 年休の時間単位取得について盛り込まれた平成20年の法改正から相当程度の期間が経過していることを踏まえ、労働基準法第39条第4項に定める労働者の年休の時間単位取得について、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する。 c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討する。加えて、企業の自主的な情報開示の促進に資するため、当該情報を女性の活躍推進企業データベースにも反映することも検討する。	a:令和元年度措置 b:令和元年度調査開始、調査結果を得次第、検討・結論 c:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、令和元年10月、企業の導入事例を記載したリーフレットを作成し、労働局、労働基準監督署のほか、200を超える労使団体(経済団体を含む。)、都道府県に配布し、積極的に周知していただくよう依頼を実施。また、当該リーフレットを、厚生労働省ホームページ、働き方・休み方改善ポータルサイト及び年次有給休暇取得促進特設サイトに掲載し、周知を行っているところ。 b 年休の時間単位取得について、取得日数などの利用の実態を把握するため、令和2年1月より企業向け・労働者向けのアンケート調査を開始した。現在、調査結果の集計・分析を実施している。 c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討し、情報公表項目に労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する社内制度の概要等を追加し、その制度の1つとして年次有給休暇の時間単位取得制度を位置付けることが適当とされた。これを踏まえ、令和元年12月27日に関係省令を公布した。	a - b 調査結果を得次第、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する。 c -	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
(7)高校生の就職の在り方の検討と支援の強化												
令和元年6月21日	保育・雇用分野	12	高校生の就職の在り方の検討と支援の強化	a 高卒で就職した者が現在の採用選考の仕組みをどう評価しているか、また早期離職の背景にどのような要因があるかについて早急の実態の分析を行う。 b 企業説明会や企業見学など、生徒の企業理解に資する材料や機会が適切かつ十分に提供されるよう、高校の現場が生徒に対する教育・指導に活用できる方策を検討する。 c 都道府県等と協力しながら、早期離職者の対応を含め、高卒就職者の定着支援を行う仕組みを整える。	a:令和元年度措置 b.c:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省 厚生労働省	a 厚生労働省及び文部科学省においては、「高等学校就職問題検討会ワーキングチーム報告」において、採用選考の仕組み及び早期離職の背景に係る要因分析を行い、報告の趣旨を各都道府県に周知を図るとともに、各都道府県高等学校就職問題検討会議の場で、同報告の趣旨に基づき、「一人一社制の在り方」及び「民間職業紹介事業者の就職あっせん」の在り方について、生徒の主体性を尊重しつつ、地域や学校の特性等を踏まえた検討・協議を行うよう促したところ。 b①高卒就職情報WEB提供サービスにおける求人情報提供について職場画像情報の導入を行うなど生徒がより企業イメージを持ちやすくなるよう工夫するとともに、②高校生の企業選択に役立つような求人情報の見方を取りまとめたリーフレットを作成した。 c 早期離職者等への対応や定着支援を強化するため、担当職員を拡充した。	a:令和元年度措置済み b.c:令和2年度措置済み	措置済	解決		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
				(2)モバイル市場における適正な競争環境の整備								
令和元年6月21日	投資等分野	1	モバイル市場における適正な競争環境の整備	<p>a 総務省は、携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえつつ、以下d～gに掲げる措置を含め、平成30年度内に包括的な解決策の全体像を示す。ただし、これを待たずに対応が可能な措置から迅速に実施する。</p> <p>b 公正取引委員会は、これまで検討された携帯電話市場における競争政策上の課題への対応について、各国の競争政策との比較も踏まえて検証し、必要な対応を実施する。</p> <p>c 消費者庁は、携帯電話サービスの契約や販売広告が消費者にとって分かりにくい状況を解消するため、携帯電話等に係る適正表示に関するルール整備・運用改善を行う。</p> <p>d 総務省は、端末購入補助によって発生する端末購入の有無等による利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて、通信料金と端末料金の完全な分離を図る。あわせて、現状において規制の対象となっていない販売代理店による端末の販売・広告に対応するため、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備する。さらに、通信役務と携帯端末をセットで購入する利用者に対して、一定期間の支払総額を契約時に明示させる措置をとる。これらにより、通信役務及び通信役務の契約と一体となつて行われる携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能とする。</p> <p>e 総務省は、接続料や卸契約の料金水準の一層の適正化・透明化を図るとともに、MNOグループのネットワーク提供に係る不当な差別的取扱いの有無等について検証と必要な対応を行い、あわせて、期間拘束契約と自動更新、解約時の違約金の水準、契約時の手続き時間の長さなど、MNOによるMVNOとの競争を阻むスイッチングコストを抜本的に引き下げ、健全な競争環境を整備する。</p> <p>f 総務省と公正取引委員会はMNOが下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないか端末流通実態について直ちに調査し、その後も必要に応じて調査を行う。問題がある場合には、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき必要な是正措置を講ずる。</p> <p>g 総務省は、設備面での競争を促進しつつ、携帯電話業界における設備投資負担を軽減するため、設備共有の環境整備のためのガイドラインを整備し、ネットワークの円滑な整備を推進する。</p>	<p>a:措置済み b:措置済み c:消費者庁 d:総務省 e:総務省、公正取引委員会 f:総務省、消費者庁 g:総務省</p>	<p>a:モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、2018年10月からモバイル市場の競争環境に関する研究会を開催し、2020年2月に最終報告書を取りまとめた。なお、同研究会が2019年1月にモバイル市場において早急に取り組むべき事項を整理した「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を踏まえ、2019年3月に電気通信事業法の一部を改正する法律案を提出した(同法案は2019年5月に成立、同年10月に施行した。)</p> <p>(b)について 公正取引委員会は、引き続き、海外における競争政策の動向を注視し、携帯電話市場の競争政策上の課題について、必要な対応を検討することとしている。</p> <p>(c)について これまで消費者庁では、以下の通り、携帯電話に係る広告表示の適正化に向けて、景品表示法上の考え方を明らかにするとともに、関係事業者及び事業者団体に対する改善要請等を実施。 ○「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等」を公表(平成30年11月13日) ○「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について～携帯電話端末の店頭広告表示とMNPにおける違約金の問題への対応～」を公表(令和元年6月25日) ○「携帯電話端末の店頭広告表示に関する注意喚起等について～安さを強調した広告表示に惹かれて契約した場合における想定外の不利益に御注意ください～」を公表(令和元年9月26日) ○関係事業者及び事業者団体に対し、消費者が適切な選択ができるよう、誤解を与えない分かりやすい表示に向けて、速やかに広告表示の改善に取り組むよう要請(令和元年6月及び9月) ○携帯電話に係る広告表示に特化した、景品表示法の違反被疑情報を受け付ける専用のオンライン通報窓口、「携帯電話に関する景品表示法違反被疑情報オンライン通報窓口(被疑情報提供フォーム)」を消費者庁ウェブサイト上に設置(令和元年9月) ○総務省と共同で「携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起～携帯電話端末の購入を検討している方へ～」を公表(令和2年11月10日) ○総務省及び公正取引委員会と連携して令和2年12月9日から「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」を開催し、表示の総点検を実施(令和2年12月～) d:2019年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律により、通信料金と端末料金の完全分離を実現した。 また、同法により、電気通信事業法における電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為が拡大されるとともに、販売代理店に対する届出義務が導入されたことを受け、総務省ではその詳細を定める省令やガイドラインの整備を行った。また、拘束期間全体にわたる総支払額の目安を明示するようガイドラインを改定した。 e:接続料や卸契約の料金水準の適正化・透明化やMNOグループのネットワーク提供に係る不当な差別的取扱い等については、有識者会合において検証と必要な対応について検討を行っており、具体的な取組として、当該会合からの指摘を踏まえ、総務省では、2019年12月に全国BWA事業者を新たに二種指定事業者として指定するとともに、2019年1月より接続料の算定方法に将来原価方式を導入するなど、関係省令の改正やガイドラインの改定を行った。 期間拘束契約と自動更新、解約時の違約金の水準については、2019年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律において違約金等を伴う契約期間や違約金等の額の上限を定めることにより、不当な囲い込みの是正を行った。 契約時の手続き時間の長さについては、携帯電話事業者が行っている来店予約の利用促進や動画等を用いた説明分散などの時間短縮の取組について、総務省においてその取組を促すとともに実施状況を確認した。 (f)について 総務省と公正取引委員会は、MNOが下取りした中古端末について、売却先の事業者に対し販売先の制限を行っていないかなどの観点から調査し、令和元年10月1日に「中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について」を公表した。 e:インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電波法(昭和25年法律第131号)の適用関係について明確化を図るためのガイドライン(移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン)を平成30年12月に策定。</p>	<p>a:措置済み b:実施済み (c)について 携帯電話に係る商品・役務に関し、消費者が自主的かつ合理的な選択ができるよう、消費者にとつて分かりやすく、誤解を与えない、適切な広告表示の更なる確保に向けて、引き続き注視をしていく予定。 d:措置済み e:引き続き、事業者間の競争を阻むスイッチングコストを引き下げる取組についてフォローアップしていく。 f:実施済み</p>	措置済み	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
(4)フィンテックによる多様な金融サービスの提供												
令和元年6月21日	投資等分野	3	資金移動業者の口座への資金支払	資金移動業者の口座への資金支払について、資金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保全が確実に行われているかを管理する仕組み(資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など)やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講ずる。その際、確実な資金保全の必要性を越えた規制や、資金保全のための規制と重複した資本規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないよう留意するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じてモニタリングを行う必要がある。	令和元年度、できるだけ早期に検討・結論措置(資金保全の実現が前提)	内閣府 金融庁 厚生労働省	規制改革実施計画において協議・検討することとされていた、「資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度」について、令和2年3月10日の規制改革推進会議投資等WGで内閣府から資料を提出し、議論が行われた。令和2年8月27日の労働政策審議会労働条件分科会において、議論を開始したが、令和2年9月に発生した資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案を受けて、議論を中断した。金融庁において、本事案に対応した「事務ガイドライン(資金移動業者関係)の一部改正案」等のパブリックコメントが令和2年12月25日から令和3年1月25日までに実施されたことを踏まえ、令和3年1月28日の労働政策審議会でも議論を再開し、2月15日、3月16日の審議会でも議論を行い、課題の整理を行ったところ。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。		
令和元年6月21日	投資等分野	6	中小零細企業の資金調達	a 中小零細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、利息と手数料の関係を含む海外の法制度の調査を行う(令和元年度前半まで)。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に応えられるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。 b 研究開発型企業など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。	a:令和元年度検討・結論 b:令和元年度実施	a:金融庁 消費者庁 法務省 b:金融庁 経済産業省	a 中小零細企業に対しアンケートを行い、短期の資金ニーズを調査した。また、諸外国における、利息と手数料の関係を含む法制度について調査した。 金融庁は、フィンテックを活用した新たな取組を行いやすくするための環境整備を進めてきたところであり、こうした取組は、中小零細企業の資金調達の多様化に資するところ、今後も継続することとされた。 b 【金融庁】 東京証券取引所は、先行投資型バイオペンチャー企業が上場に向けた準備を進めやすくするため、「上場の考え方と審査ポイント」を明確化し、 ・「過去の審査事例などを踏まえ一般的に想定される事例」 ・「先行投資型バイオペンチャーの上場についての考え方と審査ポイント」を公表した。 また、東証は、新興市場において、研究開発型の企業のように長期間にわたって売上高等が計上できない企業であっても、高い成長可能性を有することが第三者により確認できる企業については上場を維持することができるよう、規則を改正した。 【経済産業省】 創業型バイオペンチャーの資金調達を円滑化するためには、投資家が企業の実力や成長性を理解するために必要な非財務情報を分かりやすく発信していくことが重要である。日本の創業型ベンチャーで特に情報開示が不足している開示内容、投資家目線での情報開示の必要性などを開示のイメージとともに整理した、「バイオペンチャーと投資家の対話促進のための情報開示ガイドブック」を策定した。	【経済産業省】 これまで研究会で議論してきた事項について、フォローアップのための研究会を実施する。今年度策定した情報開示ガイドブックの周知、利活用促進にむけた活動ふくめ、引き続きバイオペンチャーの資金調達の環境整備を推進する。	検討中	継続F	bについて、経済産業省の対応状況を要フォロー。	
令和元年6月21日	投資等分野	7	本人確認手続の効率化	a 取引の性質を踏まえつつ、本人確認の委託を行うことができる取引にクレジットカードの発行契約を加えることについて検討し、措置を講ずる。 b 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第13条第1項第1号及び第2号の規定に基づき顧客の本人確認を行った事業者に委託して行う取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第13条第1項第1号の規定により本人確認を要しないこととできるか否かについて解釈を明確化し、適切な方法で公表する。 c 直ちに、金融庁と警察庁とで協議し、正確な法令解釈を明らかにし、公表・周知する。 d 本人確認のみ委託が認められないとの法令解釈が確定した場合は、関係業界からのかねてからの要望や本件の経緯を踏まえ、適切な措置を早急に講ずる。	a:令和元年度検討・結論 措置 b:令和元年度上期中速やかに措置 c:即時 d:令和元年内できる限り早期	a:警察庁 経済産業省 b,c,d:警察庁 金融庁	a 令和3年2月17日に公布・翌日施行された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第32号)により、取引時確認に係る規定の適用が除外される特例の対象となる取引に、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結を追加する措置を講じた。 b 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第13条第1項第1号又は第2号に規定する方法により顧客等の取引時確認を行った他の特定事業者に委託して行う取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第13条第1項第1号の規定を適用することは許容され得るとの解釈を明確化し、令和元年10月4日、警察庁ウェブサイトにおいて公表した。なお、第2回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ(令和元年12月10日)において、当該項目についてのフォローアップが行われ、「実施計画に沿った対応が図られている」と整理された。 c 警察庁・金融庁で協議の上、令和元年10月7日、金融庁ウェブサイトにおいて、「どのような委託関係があれば、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第13条第1項第1号の規定を適用し得るか」を明確にするとともに、同月、警察庁・金融庁合同で、関係する事業者団体向けに説明会を開催し、公表・周知した。なお、第2回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ(令和元年12月10日)において、当該項目についてのフォローアップが行われ、「実施計画に沿った対応が図られている」と整理された。 d 令和元年10月、警察庁・金融庁合同で、関係する事業者団体向けに説明会を開催したほか、事業者や事業者団体から個別の照会があれば、関係省庁で丁寧に対応している。なお、第2回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ(令和元年12月10日)において、当該項目についてのフォローアップが行われ、「実施計画に沿った対応が図られている」と整理された。	措置済	解決			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(5)電力小売市場の活性化												
令和元年6月21日	投資等分野	10	ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設	大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグループの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監視することが重要であり、産業用(大量の電力を使う工場など)の小売価格も参照しながら、その妥当性を確認する。	令和元年度検討・結論	経済産業省	第33回電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(2019年7月25日)において、大手電力会社等における入札行動に係る予見可能性を高めるべく、「産業用(大量の電力を使う工場など)の小売価格」の明確化を図るため、「産業用の小売価格」として考えられる価格について提示。	2019年度に実施された2020年度受渡分のベースロード市場における大手電力会社等の入札行動の監視については、2020年度の電力の取引実績(産業用の小売価格含む)を踏まえ、2021年度中に電力・ガス取引監視等委員会が実施。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	
令和元年6月21日	投資等分野	11	新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築	非化石価値取引市場において発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進に用いる。	令和元年度措置	経済産業省	第36回電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(2019年12月6日)において、発電事業者に対して、非FIT非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくとともに、証書の販売収入をどのように用いているか、毎年7月末を目途に定期的な報告を求め、審議会において報告内容を公表することと整理。	報告様式等も含めて、報告内容の詳細について、制度検討作業部会で検討。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
(3)各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大												
令和元年6月21日	その他重要課題	3	各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大	a 保育士、介護福祉士の登録証については、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする。 b 教員免許状については、各都道府県教育委員会に対し、申請書の様式等を定めた教育委員会規則の改正を要請した上で、必要なシステムの改修を行うとともに、免許状の様式を定める文部科学省令の改正により旧姓併記が可能である旨を明確化する。 c 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名については、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日)等を改定し、旧姓の使用が可能である旨を明確化する。 d 保険募集人の登録については、保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請し、金融庁においても必要なシステムの改修を行うとともに、申請すべき登録事項等を定めた大蔵省令の改正により旧姓の登録を可能とする。 e 准看護師については、各都道府県に対し、看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請する。	a,c,e:令和元年度措置 b,d:令和元年度検討開始、速やかに措置	a,e:厚生労働省 b:文部科学省 c,d:金融庁	a 保育士登録証について、様式に関する厚生労働省令を改正し、令和2年4月1日から旧姓併記を可能とした。介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 b 免許状の旧姓併記が可能である旨を明確化するため改正省令案についてパブリックコメントを実施中。 c,d 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名について、保険募集人の希望に応じて旧姓を使用できるよう改正した監督指針を、令和元年9月6日から施行。 また、当庁及び生保業界において必要なシステム改修を完了するとともに、令和2年12月23日公布の無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(令和2年内閣府令第75号)により、保険募集人の登録申請書等の当庁への届出書類において、旧姓の記載を可能とするよう、保険業法施行規則等の改正(令和3年4月1日施行予定)を行った。 e 准看護師については、各都道府県に対し、令和元年5月下旬に開催した都道府県看護行政担当者会議において看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請した。	b 今後、パブリックコメント等の意見も踏まえ、速やかに改正省令の公布・施行を行う。 d 令和3年を目途に、損保業界において必要なシステム改修を行う予定。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(4)副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し												
令和元年6月21日	その他重要課題	4	副業・兼業の促進	厚生労働省は、労働者の健康確保や企業の実務の実効性の観点に留意しつつ、労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しをすることについて、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」における議論を加速化し、結論を得た上で速やかに労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。	令和元年に検討会で結論、結論を得次第労働政策審議会で議論を開始し、速やかに結論	厚生労働省	副業・兼業の場合の労働時間管理及び健康管理について、令和2年9月1日に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、労働者の申告等による副業先での労働時間の把握や、簡便な労働時間管理を示すなど、ルールを明確化した。	令和2年度措置済み	措置済	解決		
令和元年6月21日	その他重要課題	5	テレワークの促進	a 時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者のニーズ調査を実施する。 b aも踏まえつつ、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日厚生労働省)で長時間労働対策として示されている手法において、所定労働時間内の労働を深夜に行うことまで原則禁止と誤解を与えかねない表現を見直す。	a:令和元年度着手、令和2年度措置 b:令和2年度措置	厚生労働省	(a、bについて) 令和2年度に「令和2年度テレワークの労務管理に関する総合実態調査」(委託事業)を実施し、テレワーク時の労働者の時間外・休日・深夜労働に対するニーズを含め、テレワークの際の労務管理等に係る実態調査を行った。 (bについて) 「令和2年度テレワークの労務管理に関する総合実態調査研究事業」における調査結果等も踏まえ、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日厚生労働省。以下「旧ガイドライン」という。)を、令和3年3月25日付けで「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に改定した。当該ガイドラインにおいて、長時間労働対策に関する旧ガイドラインの該当記載について、表現の見直しを行った。	対応済	措置済	解決		
(5)日雇派遣におけるルールの見直し												
令和元年6月21日	その他重要課題	6	日雇派遣におけるルールの見直し	日雇派遣に関して、労働者保護に留意しつつ、雇用機会を広げるために、「副業として行う場合」の年収要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。	令和元年度検討開始、速やかに結論	厚生労働省	労働者派遣制度の見直しについては、令和元年6月から、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、「副業として行う場合」の日雇派遣の年収要件の見直しを含めて、平成24年・27年の改正労働者派遣法の施行状況を踏まえた議論を行い、その結果として当面現行制度を維持することが適当であるとの結論を得た(「労働者派遣制度に関する議論の中間整理」(令和2年7月14日労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会))。	労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において出された「労働力派遣制度に関する議論の中間整理」に基づき対応。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
(2)卸売市場を含めた流通構造改革												
平成30年6月15日	農林分野	1	卸売市場を含めた流通構造改革	a「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日(改訂)農林水産業・地域の活力創造本部)に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。 b 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。 ・食品流通構造が多様化する中であっても、不公正な取引が把握されは正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。 ・新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限ること。 ・卸売市場の運営に係る実務的ルールの公表等、商慣行等の見直しを促進すること。 ・食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。	a措置済み b:平成30年度以降措置	農林水産省	a 平成30年6月、第196通常国会において「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第62号)が成立し、同月公布された。この改正に伴い、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)は、法律の名称を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「食品等流通法」という。)に変更。 b-1平成30年10月に施行された「食品等流通法」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産省のホームページに相談サイトを開設する等、食品等流通調査を開始。 b-2 卸売市場に関する規制は、法令に基づくものに限ることとし、関連通知は令和2年6月の「卸売市場法」の施行に併せて廃止した。 b-3 売買取引の方法、決済の方法等、卸売市場法で定める公表事項のほか、開設者が独自に遵守事項を定める場合には、当該遵守事項と理由を公表。 b-4 「食品等流通法」に基づき、農林水産大臣が認定した食品等流通合理化計画に対して、出資等の支援措置を実施。	令和2年6月に施行された「卸売市場法」に基づき、農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受け、卸売業者等の業務の状況を把握するとともに、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずることにより、卸売市場における公正な取引を確保する。	措置済み	継続F	実際の運用状況について要フォロー	
(3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し												
平成30年6月15日	農林分野	2	農地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いについて	a「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出する。改正法案の検討に当たっては、以下の点に留意する。 ・コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる「植物工場」などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。 ・施設を設置しようとする際に、設置しようとする者は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設が否かを事前に把握し、上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討する。 b 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、上記と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。	a措置済み b:平成30年度以降措置	農林水産省	a 床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする等と内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。 b 法律の施行以前に、農地を転用して農作物の栽培施設の底地を全面コンクリート張りとしたものについては、当該施設が改正法の施行以前に農地転用許可を得て転用されたこと、農地法令に規定する施設の基準を満たすこと等の要件に適合し、これを農業委員会に届け出た場合には、新たに設置する場合と同様に栽培施設で行う栽培を耕作とみなして取り扱うこととした(「農地法第43条及び第44条の運用について」(平成30年11月20日付け30経営第1796号経営局長通知)を令和2年7月に改定)。	a- b-	検討中	継続F	実際の運用状況について要フォロー	
平成30年6月15日	農林分野	3	相続未登記農地等の農業上の利用の促進について	a「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」(平成29年11月29日)に基づき、関係法律を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。 関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。 ・所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人について、あらかじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確定できない場合にも、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設ける。 ・上記の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、資料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。 ・上記と併せて、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5年を超えないもの」から「20年を超えないもの」に延長する。 b 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討する。	a措置済み b:平成30年度以降措置	農林水産省	a 所有者不明農地について簡易な手続で農地中間管理機構に長期間貸し付けることを可能とする等を内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。 b 農地の相続等があった場合の農業委員会への届出義務については、ポスターを作成し、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構等の関係機関や、法務局、司法書士会連合会、行政書士会連合会等に配付し、掲示いただいているところ。また、所有者不明の農地となることを防ぐ観点において、登記制度や土地所有権の在り方といった根本的な課題については、政府全体で検討した結果、相続登記の義務化等を内容とする民法等の一部を改正する法律案が令和3年3月5日に閣議決定された。	a- b-	検討中	継続F	実際の運用状況について要フォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(5)農業の発展に資するその他の改革												
平成30年6月15日	農林分野	5	農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第2条に基づき、施行後5年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。 ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。 ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。	平成30年度結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	・農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立。令和2年4月1日に完全施行。 ・農地所有適格法人の要件については、平成28年の農地法改正による農地所有適格法人の要件緩和や養父市国家戦略特区の特例の活用実績、農地所有適格法人の要件に関する新たなニーズの有無を踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人が役員をグループ会社で兼務する場合に役員は農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みの創設を上記法律案に盛り込んだ。		措置済	継続F	農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化に向けて、以下の点について要フォロー ・利用集積・集約化に係る手続の体制一体化についての運用状況 ・人・農地プランの作成状況および農地利用最適化推進委員等の参加状況	
(6)林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革												
平成30年6月15日	農林分野	8	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成	a 集積・集約化により林業生産林として整備していくべき人工林の面積や、整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらには、川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関し、適切なKPIを用いて、時期を明示した目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた施策の工程表を明らかにする。 b 上記aにおいて定めた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。	a: 措置済み b: 平成30年度以降、継続的に実施	農林水産省	a 平成30年4月18日未来投資会議構造改革徹底推進会議「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第10回)・第15回規制改革推進会議農林ワーキング・グループ合同会合、平成30年5月17日未来投資会議(第16回)において、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、①集積・集約化された私有人工林の割合、②集積・集約化された私有人工林の管理等に必要路網整備量、③集積・集約化された私有人工林からの供給量、④私有人工林にかかる林業全体の付加価値額について、それぞれ今後10年後のKPIを設定し、その実現に向けた施策の工程表を示した。 b 令和元年11月22日未来投資会議構造改革徹底推進会議「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第14回)で、工程表の進捗状況とともに、森林組合制度についての連携手法の多様化に向けた検討状況や、ICTや自動化機械を活用したスマート林業等(林業イノベーション)の取組を報告した。さらに、森林組合については、製材工場等の大規模化に対応するとともに、輸出の拡大に寄与するため、販売体制の強化に向けた検討を行い、事業譲渡、吸収分割及び新設分割などの組合間の連携手法の多様化等を内容とする「森林組合法の一部を改正する法律案(令和2年3月6日閣議決定)」を第201回通常国会(令和2年通常国会)に提出し、令和2年5月28日に成立した。林業イノベーションについては、引き続き令和3年度予算に林業イノベーション推進総合対策として反映した。	a,b 森林組合法の一部を改正する法律(令和2年法律第35号)が、令和3年4月1日に施行されることあり、改正法に基づき森林組合の経営基盤強化を図る。	措置済	継続F	実際の運用状況について要フォロー。	
平成30年6月15日	農林分野	10	林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革	a 木材の需要拡大・利用促進を図りつつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケットインの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を促進する。 b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)についても所要の措置を講ずる。	a: 平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b: 平成30年度措置	a: 農林水産省 b: 内閣府 農林水産省	a 効率的なサプライチェーンの構築に向け、川上から川下までの関係者間での需給情報の共有・マッチング等を行うために整備した木材サプライチェーンマネジメント(SCM)支援システムを運用・改良するとともに、SCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラムを全国12地域(令和元年度に7地域、令和2年度に5地域)に設置。 b 樹木採取権制度を措置した「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第31号)」が令和2年4月1日より施行。これに併せて樹木採取権制度ガイドライン及び樹木採取区指定に係る関連通知を発出し、ホームページ上で公表。令和3年3月、新規需要開拓に取り組む事業者の動向等を把握するため、マーケットサウンディングを開始。	a SCM推進フォーラムの設置箇所を拡大。木材SCM支援システムを拡充し、SCM推進フォーラムにおいて川上から川下までの関係者間での需給情報等の共有・マッチングの取組を推進。 b 令和23年4月以降、国有林の資源状況やコロナ禍からの木材需要の回復動向を見極めつつ、全国で10箇所程度の区域をパイロット的に順次指定。	措置済	継続F	実際の運用状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(2)漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現											
平成30年6月15日	水産分野	1	新たな資源管理システムの構築	以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。 a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを旨とする。このため、生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。 b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(以下「MSY」(Maximum Sustainable Yield)という。)の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。 d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできている主要魚種ごとに、順次、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」(MSYが得られる資源水準)と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。 e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量(以下「TAC」(Total Allowable Catch)という。)を設定する。TAC対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。 f 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当(以下「IQ」(Individual Quota)という。)を導入する。IQの導入に当たっては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合(%)を割り当てる方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定するものとする。資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。 g IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。 h IQだけでは資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。 i 上記の資源管理を着実に実施するため、 ・漁業者に対し、TAC対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。 ・逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。 ・IQの超過に対しては、罰則やIQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティを講ずる。 j 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。 k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や体漁措置などに対する支援を行う。 l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	aからkについて 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布され、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。その後、改正法に係る政省令や「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」等、施行に向けての法令等の整備を行い、令和2年12月1日に改正法が施行された。 lについて 新たな資源管理システムの導入をはじめ、水産政策の改革を後押しするため、予算措置で実施している漁業収入安定対策事業(積立ふらす)について、漁業災害補償法に基づく漁業共済制度と併せて見直しを行い、法制化に向けて検討を進めている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等が多くの漁業者の経営に及んでいる現状においては、その経営安定を図ることが急務であることから、制度の見直しに優先し、漁業経営のセーフティネットとして漁業収入安定対策事業による対応を行っている。	aからkについて 既に措置済み lについて 新型コロナウイルス感染症の影響等を十分に見極めつつ、引き続き制度の見直しの検討を進めていく。	検討中	継続F	a~k: 規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー l: 継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
平成30年6月15日	水産分野	2	栽培漁業の在り方の見直し	a 従来実施してきた栽培漁業に関する事業については、資源造成効果を検証し、資源造成の目的を達成したもや効果の認められないものは実施しないこととする。 b 資源造成効果が高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は、広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。	令和元年度措置	農林水産省	a)について 令和元年度から、種苗放流等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえ、種苗放流等による資源造成の目的を達成したもや効果が認められないものについては、国の支援対象外とした。 b)について キンメダイ等の広域種の種苗生産等の技術開発を行い、得られた知見等については、都道府県に情報共有を行った。また、複数の都道府県による効率的かつ効果的な種苗放流を推進するため、トラフグについては、令和4年度までに遺伝子解析による放流効果検証手法の確立を予定している。	a)について 既に措置済み。 b)について 資源造成効果の高い手法や対象種について、都道府県と適切に役割分担し、広域種の技術開発を実施した。(措置済み。) 広域種であるトラフグについて、令和4年度までに遺伝子解析による放流効果検証手法を確立し、複数の都道府県が共同で種苗放流を実施する取組を促進する。	未措置	継続F		
(3)漁業者の所得向上に資する流通構造の改革												
平成30年6月15日	水産分野	3	漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	a マーケットインの発想に基づき、以下の取組等を強力に進める。 ・物流の効率化(加工業者との連携による低コスト化、高付加価値化等) ・ICT等の活用(取引の電子化、AI・ICTを活用した選別・加工技術の導入等) ・品質・衛生管理の強化(新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)対応等) ・国内外の需要への対応(輸出の戦略的拡大等) b 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、そのために必要な漁港機能の再編や集約化、水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保を進める。 c 資源管理の徹底、IUU(Illegal Unreported Unregulated:違法・無報告・無規制)漁業の撲滅、輸出促進の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするともに、ICT等を最大限活用したトレーサビリティの取組を推進する。 d 漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船、漁網等の主要資材の調達先、調達方法等の見直し等を進める。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	a及びb)について 平成30年度補正予算、令和元年度補正予算、令和2年度補正予算によって「水産物輸出拡大連携推進事業」を措置し、戦略的に輸出に取り組む生産者、加工・流通業者、輸出入業者により構成されるグループの支援を行った。 また、令和元年度から「水産バリューチェーン事業」、「産地市場統合・機能強化促進事業」、「水産物集荷機能集約・強化事業」を創設し、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革に必要な予算を措置した。 c)について 令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)が成立し、公布された。 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査、漁協・漁連の購買事業についての調査をそれぞれ実施した。 (海外調査結果) ・漁船: 国内では漁業者が国内造船所にオーダーメイドで注文することが一般的である。海外(欧州)では、人件費などの建造コストが低いトルコ、中国等で船体の大部分を建造した後、欧州内の造船所で組立を行うことで建造コストを低減している事例があった。 ・漁網: 国内では大型漁網については漁業者が国内漁具メーカーにオーダーメイドで注文することが一般的であり、小型漁具は漁具販売店を介して国内製造又は東南アジア等から輸入した既製品を注文している。海外でも国内と同様に、漁業者が求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入するほか、日本製の高性能・高価格な漁網を輸入している事例があった。 (購買事業調査) ・主要資材(漁網、ロープ、A重油)の仕入価格の動向を調査したところ、漁協・漁連はそれぞれの判断で、取引先との間で、主に漁網・ロープは年1回程度、A重油は月2回程度、価格の改定を行っているため、漁連・漁協間で価格は一定ではなく、また、年次変動もある状況。 ・資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を調査したところ、共通して使用する資材の規格を統一し予約とりまとめにより価格を低減する事例や、漁業者ニーズを反映した機器や網、配合飼料等の商品開発、海外からの輸入等を実施している事例があった。 漁協の購買事業について、価格の低減や業者選定の透明性確保のため、複数の調達先を比較するなど、漁業所得や生産性の向上に向けた取組を促進するよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知)」の改正案をパブリックコメント中。	a及びb)について 既に措置済み c)について 今後、学識経験者や生産・加工・流通団体などの実務関係者で構成される検討会で議論を行い、最終的に対象魚種については、水産政策審議会への諮問も経て省令で指定することとしている。 d)について 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査で得られた価格低減の取組事例(漁連が漁業者の求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁網を輸入)を含む、漁協・漁連の購買事業における資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を取りまとめ水産庁HPで紹介する。また、価格の低減や業者選定の透明性確保のため、複数の調達先を比較するなど、漁業所得や生産性の向上に向けた購買事業の取組を促進するよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知)」を改正する。	未措置	継続F	a, b: フォロー終了 c: 規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー d: 継続フォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(4)漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資のための環境整備											
平成30年6月15日	水産分野	5	養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の見直し	<p>養殖・沿岸漁業に係る制度については、以下の考え方に基き再構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 養殖・沿岸漁業は限定された水域(漁場)を活用して営み漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。 その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようとする観点から、漁業権付与のプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。 加えて、都道府県が沿岸漁場の管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。 漁業権付与の前提となる漁場計画については、都道府県は、従来と同様、原則として5年又は10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権(定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の3種類)の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。また、必要に応じ、随時改定を行う。 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるように留意し、可能な場合は、養殖のための新市区画の設定を積極的推進する。 沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に対し、新たな区画を設定するよう指示等を行う。 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者が始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。 漁業権の種類は、従来と同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを希望する場合には、漁業者団体(漁協)に付与する。 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体(漁協)に付与する。 個別漁業者に付与する漁業権(個別漁業権)は、当該漁業者の経営展開等に必要範囲で、都道府県の関与の下で、振当権の設定等を可能とする。 漁業者団体に付与する漁業権(団体漁業権)については、漁業者団体がそのメンバーたる個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整(費用の徴収等を含む。)を漁業権行使規則に基づいて行う。漁業権行使規則はメンバー以外には及ばない。 団体漁業権に関する個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を当該団体の中に常設し、当該地区部会が漁業権行使規則を制定し運用する。 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に係る漁業の生産力の維持発展に向け、協業化、法人化等の方策を含めた計画を策定するものとする。 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として以下の事項を法定する。 <ul style="list-style-type: none"> 既存の漁業権を受けた者(以下「漁業権者」という。)が、水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。 上記以外の場合は、地域の水産業の発展に資すると総合的に判断される者に付与する。 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告する。都道府県は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、改善指導、勧告、さらには漁業権の取直しを行う。 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定する。その上で、都道府県は、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程には、漁場管理に要する費用の使途、負担の積算根拠を明示することとし、毎年度その使途に関する収支状況を公表するものとする。 <p>養殖業発展のための環境整備として、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売、輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。 技術開発については、魚類養殖種のポテンシャルとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発と供給体制の整備を進化する。 国際競争力ある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。 特種水域が少ない我が国において養殖適地を拡大するため、大規模特種水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。また、養殖場として、漁港(水域及び陸域)の有効活用を積極的に進める。 拡大する国際市場を見据え、HACCP対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。 	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	<p>aからpについて 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布され、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。その後、改正法に係る政省令や「海面利用制度等に関するガイドライン」等、施行に向けての法令等の整備を行い、令和2年12月1日に改正法が施行された。</p> <p>qについて 国内外の需要を見据えた戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を内容とする養殖業成長産業化総合戦略を令和2年7月に策定した。 また、養殖業発展に向け、低コスト・高効率飼料の開発や優良系統の作出のための技術開発、大規模沖合養殖等の実証、養殖適地の開発、輸出促進のための環境整備等の支援を実施した。</p>	aからqについて既に措置済み	検討中	継続F	a～p: 規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー q: 継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)オンライン医療の普及促進												
平成30年6月15日	医療・介護分野	9	オンライン診療に係るデータ収集の推進	オンライン診療の一層の充実を図るために、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進める。	平成30年度検討・結論	厚生労働省	平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成30年度調査)及び各診療領域におけるICT活用に関する学会アンケート(厚生労働省保険局医療課・医政局医事課・医政局研究開発振興課において実施)を実施。(ともに平成31年3月とりまとめ)	—	措置済	フォロー終了		
平成30年6月15日	医療・介護分野	10	次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討	ガイドラインの内容を踏まえ、新設されたオンライン診療料等の普及状況を調査・検証しつつ、患者目線に立ったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等の見直しについて、検討を進める。	令和元年度検討・結論	厚生労働省	令和2年度診療報酬改定において、オンライン診療料の要件のうち、事前の対面診療の期間を6月から3月に見直すとともに、オンライン診療料の対象疾患に慢性頭痛の患者等を追加する等の見直しを行った。		検討中	フォロー終了		
平成30年6月15日	医療・介護分野	11	オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現	オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中でのかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬品分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせを行うことについて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論、令和元年度上期措置	厚生労働省	遠隔診療の状況を踏まえ、テレビ電話等による場合であって薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる場合に、オンライン服薬指導を行うことができることとする内容を盛り込んだ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年9月に施行された。また、現在、令和2年4月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な扱いについて」により、新型コロナウイルス感染拡大を鑑み時限的措置として、電話等を用いた服薬指導の実施が可能となっている。	時限的措置による電話等を用いた服薬指導の実施状況等を踏まえ、改正法に基づくオンライン服薬指導の具体的な要件の見直しを検討予定。	措置済	フォロー終了		
平成30年6月15日	医療・介護分野	12	電子処方箋実務の完全電子化	オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方せん運用ガイドライン」を改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。	平成30年度上期検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省	平成30年度に電子処方箋の運用に関する実証事業を実施し、その結果を踏まえ、新たな工程表を作成し、公表した。令和元年9月に「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」において「電子処方せん運用ガイドライン」の改定に向けた検討を行い、令和2年4月30日に当該ガイドラインを改定した。	改定したガイドラインの周知及び電子処方箋の普及のために必要な方策を引き続き実施。経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)等において「電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目処に運用を開始する」としている。	措置済	継続F	改訂後ガイドラインに基づく運用状況及び2022年夏を目途に運用を開始する電子処方箋の検討状況についてフォローを行う。	
(4)独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化												
平成30年6月15日	医療・介護分野	21	医薬品添付文書の電子化	医薬品添付文書について、最新の添付文書は紙媒体での添付を省略し、インターネット上での公表をもって代えることを認めることの可能性について必要な調査・検討を行った上で、運用上の課題等を整理する。	平成30年度検討・結論、令和元年度措置	厚生労働省	本内容を含む医薬品医療機器等法改正案医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案を第198回通常国会に提出し、同法案が第200回臨時国会において成立、令和元年12月に公布された。本内容の具体的な規定について、令和3年1月に省令を公布した後、運用の詳細について2月に通知を発送済み。	令和3年8月からの施行に向けて、今後、医薬関係者への周知等を行っていく予定。	未措置	継続F	令和3年8月の施行に向けた取組等、具体的な取組が完了するまで継続的にフォローする。	
平成30年6月15日	医療・介護分野	23	海外機関のGCP査察結果の活用	海外規制当局(米国及びEU)がGCP(Good Clinical Practice)適合として承認した新医薬品について、当該医薬品が我が国で承認申請された際の海外治験施設に係るGCP適合性調査については、これらの規制当局の査察結果を活用して効率化することを検討する。	平成30年度検討	厚生労働省	欧米のGCP関係の協働枠組みであるGCP initiative に我が国もパイロット参加していたが、平成31年1月より本格参加しており、海外規制当局による治験施設の査察結果等、査察に関する詳細な情報の継続的な入手が可能となっているところ。令和2年11月には、パイロット参加期間の情報交換等に関する実績について、三局で報告書「EMA-FDA and PMDA GCP Pilot Collaboration Report (June 2017-December 2018)」を取りまとめ、PMDAのホームページに公表した。また、入手した査察情報・結果は、海外調査の実施の要否や、実施する場合の海外治験施設の選定(重複を避ける)など、我が国における調査方針の検討に活用している。	引き続き、海外規制当局による査察情報を継続的に入手し、その活用に取り組んでいく。	措置済	解決		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(7)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し											
平成30年6月15日	医療・介護分野	29	新コンピュータシステムの開発プロセスにおける内閣情報通信政策監との連携	社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。 a 以下の要件が新システムで実現されているか確認するため、今後の開発プロセス(基本設計、開発、総合試験)の各段階において、内閣情報通信政策監(政府CIO)と連携しながら推進する。 ・支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。 ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式(インターフェース)を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。 ・レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。 ・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。 ・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいくこと。 ・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに設置されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。また、最適な情報技術を有効活用し、審査の効率化を推進すること。 ・新システムの維持費用は、できる限り効率化を図るとともにセキュリティ対策を強化すること。 b コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。	a 基本設計については令和30年措置、開発については令和元年度までに措置、総合試験については令和2年秋までに措置 b 令和2年度までに措置	内閣官房 厚生労働省	【内閣官房】 支払基金からは、引き続き必要に応じて情報連携並びに相談を受けており、適宜IT室においても報告を受けている。 また、新システム実現に向けて入札仕様書作成に関するアドバイスやチェック、入札における技術評価委員をIT室から出すなどの具体的な連携も行ってきた。 令和元年度より、システムを受付領域、振分・コンピュータチェック領域、審査委員会機能領域及び請求支払システム領域に分割し調達を実施。業者確定後も、支払基金と連携しながら適宜アドバイスを行っている。 aの具体的な要件に関しては、モジュール化、適切なインターフェース、コンピューターチェックの充実、外部連携にも適したデータの標準化、使いやすいインターフェース、支部サーバーの一元化、セキュリティ強化について、それぞれ具体的な措置を支払基金と共に検討を実施。結果は、入札仕様書にまとめ、現在、それをもとに開発を推進しており、現在各事業者の開発領域を跨いだ統合試験を実施中。 bのレセプト形式の見直しおよび標準規格への準拠については、引き続き厚生労働省と歩調を合わせつつ検討を進める。 【厚生労働省】 a) 政府CIOと連携し、規制改革の指摘を踏まえたシステムを開発するため、機能毎に分類したシステムの分離調達を実施 ・一部再調達による調達の遅れが発生したため、関係機関等の了解を得た上で、システムの稼働開始時期を令和3年9月に見直し、令和元年度は、受付領域、振分・コンピュータチェック領域、審査委員会機能領域、請求支払システム領域、工程管理支援(後期)等について事業者を決定し、順次開発した。令和2年度は、各事業者で開発を進め、令和3年1月に各事業者における総合試験を完了し、2月から各事業者の開発領域を跨いだ統合試験を実施中。 b) 平成30年度の診療報酬改定において、レセプトの一部の摘要欄にコメントが必要な請求について選択方式を採用し、令和2年度の診療報酬改定において、摘要欄にコメントが必要な617項目のうち、587項目(95.1%)が選択方式として採用したところ。今後の改定時に拡充していく予定。 ・また、病名については、現在もコード化を行っているところ、引き続き、国際的な規格に準拠しつつ、更なるコード化を進める。	【内閣官房】 令和3年9月の新システム稼働に向け、令和3年度は、統合試験等を実施。 【厚生労働省】 引き続き、令和3年9月の新システム稼働に向け、政府CIOと連携し進める。	措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	医療・介護分野	30	新コンピュータシステムに係る投資対効果の開示	新コンピュータシステムに係る投資対効果について、試算を国民に分かりやすく開示する。	平成30年措置	厚生労働省	規制改革会議医療・介護WG等において、新システム稼働後のシステム開発経費等の軽減効果(クラウドの採用による開発経費減等)について説明。 また、「審査事務集約化計画工程表」において、IT化推進経費積立預金等を試算し令和2年3月31日に公表。		措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	医療・介護分野	31	支部の最大限の集約化・統合化の実現	今年度を実施するモデル(実証)事業においては、支部の最大限の集約化・統合化を前提に、集約化の在り方(集約可能な機能の範囲、集約化の方法、集約化に伴う業務の在り方等)を早急に検証し、結論を得た上で公表する。あわせて、その検証結果を踏まえた法案を提出する。	平成30年検討・結論、令和元年度措置	厚生労働省	平成31年通常国会に組織の見直し等に係る社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を提出し、令和元年度5月15日に成立。 ①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化[法改正事項:令和3年4月1日施行] ・現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止[法改正事項:令和3年4月1日施行] ※本部の事務執行機関を設置[基金内部規程事項] ②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国14か所程度の審査事務センターに順次集約[基金内部規程事項:令和4年10月から] ③審査委員会は、本部のもとに設置(現行は支部のもとに設置)[法改正事項:令和3年4月1日施行] ※地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県に設置[基金内部規程事項] 令和3年4月1日施行分について、各諸規程の見直しを実施。	支払基金において、業務フローや組織の見直しの具体化等を審査事務集約化計画工程表に基づき検討。 令和6年度末時点で800人程度の定員を削減	措置済	フォロー終了	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
平成30年6月15日	医療・介護分野	32	審査の一元化に向けた体制の整備	審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について、引き続き検討を進め、結論を得る。 a「各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、具体的な差異の内容を把握するとともに、作業完了までの具体的な工程表を示す。 b「データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する」仕組みについて具体的に検討し、結論を得る。 c「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」(以下「計画工程表」という。)の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。 ・審査支払機関の法的な位置づけやガバナンス ・審査委員会の三者構成の役割と必要性 d「計画工程表」の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。 ・保険者の審査支払機能の代行機関としての支払基金と国保中央会等の最も効率的な在り方 ・各都道府県に設置されている審査委員会の役割と必要性	a:平成30年度上期 結論・措置 b,c:平成30年度検討・結論 d:平成30年度検討開始、令和元年度中間報告、令和2年度までに結論	厚生労働省	a)各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、本部チェックルールへの移行、廃止等に向けて見直し作業を実施し、新システム稼働時に作業を完了 b)支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化する見直しを行う社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を国会に提出し、令和元年5月15日に成立したところ[法改正事項:令和3年4月1日施行] ・新システム稼働時に導入する自動的なレポート機能差異の解消に活用。 c)社会保険診療報酬支払基金法の改正法案において、 ①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化[法改正事項:令和3年4月1日施行] ・現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止[法改正事項:令和3年4月1日施行] ※本部の事務執行機関を設置[基金内部規程事項] ②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国14か所の審査事務センター(仮称)に順次集約[基金内部規程事項:令和4年10月から] ③審査委員会は、本部のもとに設置(現行は支部のもとに設置)[法改正事項:令和3年4月1日施行] ※地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県に設置[基金内部規程事項] ④審査委員は三者構成とし、審査委員の機動的確保を可能とするため、現行の同数規定を診療担当者代表と保険者代表のみ同数とするよう改正した。 d)社会保険診療報酬支払基金法の改正法案において、支払基金と国保連との有機的な連携の推進について、法律上に規定した。 ・審査支払機能の在り方については、有識者による審査支払機能の在り方に関する検討会を開催し、「審査結果の不合理な差異の解消」及び「審査支払システムの整合的かつ効率的な在り方」等について議論し、その結果を踏まえ、令和3年3月に具体的な工程を策定。 ・審査委員会の役割と必要性等について、社会保険診療報酬支払基金法改正(令和元年5月15日成立)に係る附帯決議により、地域医療の特性を踏まえ、引き続き47都道府県に設置。	審査支払機能の在り方に関する検討会の報告書及び改革工程表を踏まえ、策定された工程表に記載された取組を行う。	措置済	フォロー終了		
平成30年6月15日	医療・介護分野	33	手数料体系の見直し	手数料体系の見直しについて、新システムの導入による事務コストの軽減、審査プロセスの見直し、保険者自身によるシステムの利用及び審査プロセスの外部事業者への委託等を踏まえ、法改正を含めて検討し、結論を得る。あわせて、検討結果を踏まえた所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、令和元年度までに措置	厚生労働省	・現行手数料においては「レセプトの枚数」を基準に設定していたものを、レセプトの枚数や審査の内容等を勘案し設定出来るように改正する社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を国会に提出し、令和元年5月15日に成立。 ・簡便なコンピュータチェックで完結する判断が明らかなレセプトについて、他の手数料とは別途の手数料を設定することなどを盛り込んだ新手数料体系を検討中。今後、令和4年度からの開始を目指し、保険者団体等との協議を進める。	令和4年度からの開始を目指し、保険者団体等との協議を進める。	検討中	フォロー終了		
(8)患者申出療養制度の普及に向けた対応												
平成30年6月15日	医療・介護分野	34	制度の趣旨に沿った運用改善策の検討	患者からの申出を起点とするという制度趣旨に鑑み、患者が新たな治療を希望した場合には、安全性・有効性等が確認される限り原則として制度を迅速に利用できるよう、具体的な運用改善策を検討し、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討、結論を得次第措置	厚生労働省	・患者が新たな治療を希望した場合に、制度を迅速に利用できるよう、今後申請がなされる可能性が高いがん遺伝子パネル検査後に想定される患者申出療養について、国立がん研究センター中央病院において、臨床研究計画書等を予め作成し、治療開始までの期間短縮を図り、令和元年10月1日から患者申出療養が適用開始となり、令和3年1月には対象を小児患者へ拡大することが認められた。 ・患者からの申出に係る相談に対する質の高い相談体制を構築するため、医療機関の相談員に対する研修会の実施や医療機関間で効果的に情報共有するための患者申出療養相談窓口ネットワークを構築した。 ・制度の運用改善につなげるため、臨床研究中核病院からのヒアリングを実施した。	・遺伝子パネル検査後の患者申出療養については、今後も使用できる薬剤の追加を行っていく。 ・今後患者申出療養として申請がなされる可能性が高い技術については、これまでの取組と同様に、治療開始までの期間短縮を図る方法を検討する。 ・相談員研修や臨床研究中核病院へのヒアリングについては、必要に応じて、今後も実施していく予定。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(2)日本で学ぶ留学生の就職率向上											
平成30年6月15日	保育・雇用分野	5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。 b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果(ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか)を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。 c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。	a:平成30年度検討、令和元年度結論、結論を得次第速やかに措置 b:c:平成30年度検討・結論、令和元年度措置	a,b:文部科学省 c:厚生労働省	a 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)附則第2条に規定する日本語教育機関の類型化等と併せて検討することとし、「日本語教師の資格の在り方について(報告)」(令和2年3月10日文化審議会国語分科会)を踏まえ、制度の詳細について有識者会議において検討するとともに、日本語教育関係団体・機関等との意見交換を実施している。 b 留学生就職促進プログラムに取り組む中で、実施大学から得られた成果等を文部科学省ホームページで公表するとともに、シンポジウムを開催し、取組の成果や課題等について周知を図った。 c 令和元年度において、我が国で就職する外国人留学生を対象とした「外国人留学生定着支援コース」を新設・実施し、令和2年度においても引き続き実施した。	a 令和3年度通常国会への法案提出も視野に、制度の詳細について引き続き有識者会議における検討や関係団体・機関等との意見交換を実施。 b 措置済 c 措置済(外国人雇用サービスセンターにおいて、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を適切に実施していく。)	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(2)電波制度改革											
平成30年6月15日	投資等分野	1	公共部門の割当状況の「見える化」	公共部門の割当状況について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考に、より積極的に公表する。	既に検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施	総務省	公共周波数の割当て・用途の開示については、これまで非公表としていた公共業務用の無線局の情報に関し、通信の傍受、妨害等による業務への影響を配慮した上で、令和2年4月より公表を実施。	措置済	措置済	解決	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	2	効果的な利用状況調査の実施	電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充する。その際、重点的に調査対象とすべき帯域を設定するとともに、発射状況調査の実施期間、時間帯、頻度、測定場所、分析手法等を適切に定め、効果的に調査する。	既に検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施	総務省	電波の利用状況調査については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)を踏まえ、利用状況をより迅速に把握するための調査周期の短縮(3区分・3年周期から2区分・2年周期)、利用状況をより正確に把握する必要があると認める周波数帯に対する重点調査及び発射状況調査の実施等を可能とするため、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成14年総務省令第110号)及び関係告示の改正を行った(令和2年4月1日施行予定)。	未措置	継続F		引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	3	周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築	電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し(返上等)を円滑に行うため、現行制度の運用状況と有効性を検証しつつ、以下の仕組みを構築する。 a 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上等の仕組み b 携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上等の仕組み	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	a 携帯電話事業者に既に割り当てられた既存周波数の有効利用を促進するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。2021年春頃に割当て予定の1.7GHz帯(東名阪以外)の割当てに当たり、既に割り当てられた周波数を使用した5G通信に係る基地局の運用計画について、事業者が最低限満たすべき基準(絶対審査基準)として評価項目を設定している。また、2020年11月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」を開催し、2021年2月に同懇談会の下に設置した「移動通信システム等制度WG」とともに、特定基地局開設計画の認定期間終了後の周波数割当てに関する課題等について議論を行っている。 b 携帯電話事業者以外の周波数の返上等の仕組みについては、令和2年度から制度見直しを行った電波の利用状況調査等の方法により利用実態を把握した上で、周波数再編アクションプランの策定等を通じ、周波数の移行・再編等の対応を適切に行う。	「デジタル変革時代の電波政策懇談会」は、2021年夏頃に報告書を取りまとめる予定。	未措置	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	7	公共部門間の周波数やシステムの共有化	公益事業を含む公共分野の各分野において、最新の技術による効率的な業務や電波利用を促す観点から、公共部門間における周波数やシステムの共有化を順次進めるため、具体的な方策を検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省	●公共ブロードバンド移動通信システム関連周波数等の共有化 公共ブロードバンド移動通信システムについて、PS-LTEとの相互補完による中継回線システムとして利用する際の技術的条件を取りまとめた。 なお、PS-LTEに求められる基本的要件・基本機能について、実際の想定ユーザー(関係省庁・地方公共団体等)による実証試験を通じて、システムの可用性や有効性を確認した。		措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	9	割当手法の抜本的見直し	新たな周波数の割当について、以下の方策を実施する。 a 新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額(周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用を含む。)を競争手続にて申請し、これを含む複数の項目(人口カバー率、技術的能力等)を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当を決定する方式を導入する(平成30年度中に法案提出して法整備)こととし、そのための検討の場を設ける。 b 入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討を継続する。	a:平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討	総務省	a 従来の比較審査項目に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に評価する割当方式を導入するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 b 諸外国における最近の周波数オークション結果及び今後予定されているオークションの実施状況やスキームについて調査・整理中。	a 措置済 b 引き続き、諸外国の電波オークション実施状況の精査を進める。	検討中	継続F	aについては、規制改革実施計画(令和2年7月閣議決定)の実施事項に基づき継続的に要フォロー。bについては、引き続き対応状況を要フォロー。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	10	新たな割当手法により生じる収入の用途	No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入の用途として、周波数移行の促進、新たな混信対策、5G等電波利用の振興、Society 5.0の実現等のために活用することとし、そのための方策について検討する。	No.9aと同時期に検討・結論	総務省	No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入をSociety 5.0の実現等のために活用するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。	措置済	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	11	提案募集の用途決定	十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の手続を進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-Highマルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続を実施する。	早期に準備が整い次第実施	総務省	総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。 なお、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。	措置済	未措置	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	12	二次取引の在り方の検討	No.3の周波数の返上等の仕組みを踏まえつつ、電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う意欲・能力を有する者が、その必要とする周波数を、多様な手段により迅速に確保できるようにする観点から、周波数の賃貸借等の在り方について検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省	○平成30年8月の電波有効利用成長戦略懇談会の報告書において、「現時点では、電波の有効利用という観点から二次取引の導入を求める積極的かつ具体的な意見はなく、関連する要望を述べた意見も、MVNOの一層の促進により、実現しようと考えられる。…(中略)…二次利用に関する具体的なニーズが顕在化した時点において、改めて必要な措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、周波数の割当てにおいて、MVNOの利用を促進する施策を実施。 ○具体的には、周波数の割当てを受けた事業者以外の者による周波数の有効利用を促進する観点から、2019年4月10日に割当ての5G用周波数や2021年春頃に割当て予定の1.7GHz帯(東名阪以外)に係る開設指針(割当方針)において、事業者が最低限満たすべき基準(絶対審査基準)及び競願時審査基準としてMVNOに関する評価項目を設定し、MVNOのより一層の促進を図ることとしている。 ○さらに、今回の周波数割当ての開設計画で記載したMVNOに関する事項について、次回の周波数割当てにおいて、計画の進捗状況等を審査基準として評価項目とする方針を公表しており、継続的にMVNOの利用を促進したいと考えている。	措置済	未措置	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	15	電波の利用に関する負担の適正化	電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。 a 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分等を見直す。 b 上記aの見直し(電波利用公益事務のコストの分担の範囲での見直し)を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。	a:平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討	総務省	a 携帯電話について、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを設けること等を踏まえ、新たに1/2の特性係数を適用するとともに、利用料負担額の割り振りに係る帯域区分を近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直すため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 b 無線局の免許人等に対し、電波利用の公益費用以上の負担を求めることについては、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書において、今回の見直しで電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえる必要がある旨提言されたことを受けて、同制度の施行後の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視している。	b 引き続き、当該制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する。	検討中	継続F	改正電波法の施行状況を注視するとともに、引き続き検討状況を要フォロー。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	16	公共用無線局からの電波利用料の徴収	電波利用料の減免の対象となっている国等が免許人となっている公共性が高い無線局においても電波の有効利用に対するインセンティブが働くよう、電波の有効利用が行われていない無線局については、電波利用料を徴収する仕組みを構築する。	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、周波数利用効率の低い技術を用いた公共用無線局を使い続けている免許人からは、電波利用料を徴収することができることとするため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。	措置済	措置済	継続F	改正電波法の施行状況を注視するとともに、引き続き対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	17	電波利用料の使途の見直し	電波利用料の使途について、電波の利用状況調査(発射状況調査を含む。)、周波数移行の促進やホワイトスペースの利用促進、異システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化など、周波数の有効利用に資する見直しを実施する。	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	規制改革実施計画や電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえ、IoT時代の課題に対応するために、5Gの導入に向けた利用状況調査、異システム間の周波数共用技術の高度化及びICTインフラの構築支援、並びに安心安全な電波利用環境の整備などの周波数の有効利用に資する取組を推進するための施策を令和元年度以降、実施してきているところ。 また、電波利用料の新たな使途として、電波伝搬異常の発生把握や予測を行うための電波伝搬の観測・分析等及び大規模な自然災害発生時にも放送の継続性を確保するための地上基幹放送等に関する耐災害性強化の支援を追加する「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出。同法案については、令和元年5月に成立・公布され、電波利用料の使途に係る規定については、同月に施行済み。	措置済	措置済	継続F	改正電波法の施行状況を注視するとともに、引き続き対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	19	新規参入の促進	放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。 b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。 c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。	a,b:令和元年度中に措置 c:平成30年度中に検討・一定の結論	総務省	(a)について 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。 (b)について 衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効活用を検証する仕組みを導入する「放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)」が令和元年5月に成立し、衛星基幹放送関連規定が令和2年3月に施行。 (c)について 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。この結果を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、平成31年4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を策定したところ、それを踏まえ、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。	措置済	検討中	継続F	a. について、「放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した」「放送用周波数の活用方策に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。」とのことだが、経済的価値を有する周波数の割当て可能性があることを鑑み、継続的にフォロー。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	21	放送事業者の経営ガバナンスの確保	放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。	平成30年度中に検討・結論・措置	総務省	「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」を開催し、放送事業者の経営ガバナンスに関する現状把握を行うとともに、ベストプラクティス等を放送事業者に対し共有することにより、放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、経営のガバナンスの向上が図られるようにした。 当該分科会において、放送事業者の経営ガバナンス強化に係る今後の方向性等が盛り込まれた「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」(令和2年6月)が公表された。	措置済	未措置	継続F	「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」について継続的にフォロー。
(4)放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用)											
平成30年6月15日	投資等分野	23	放送コンテンツの海外展開の支援	放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。 a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に実施する。 b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるような支援を行う。 c 海外の著作権等の担当当局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。 d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。 e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等で連携して検討する場を設ける。 f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。 g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。	a,b,c,f,g:平成30年度上期以降継続的に実施、 d:令和元年度通常国会までに法案提出、 e:平成30年度早期に措置	a:総務省 b:総務省 c:経済産業省 d:文部科学省 e:経済産業省 f:文部科学省 g:総務省 外務省	(a)について 放送コンテンツ海外展開強化事業として58件の放送コンテンツの国際共同制作事業を支援。 国際コンテンツ見本市において、ローカル局等の出展を支援し、海外バイヤーとの人脈形成支援イベント等を実施。 関係府庁・関係団体と連携して、放送コンテンツの海外展開に関するセミナーをオンライン配信にて開催する等、放送コンテンツの海外展開に関する取組を促進するため、地方公共団体等の関係者との情報共有等を実施。 (b)について 【総務省】 令和元年度に違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証を実施。また、違法放送コンテンツ流通対策に関する情報共有を図るため、平成31年4月及び令和2年1月に日・ASEANのワークショップを開催。 令和2年度は、業界団体において、不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会が設立されたことから、違法配信サービスに関する実態の調査結果等を情報共有し、同協議会・連絡会の活動を支援。 【経済産業省】 令和元年度予算として、インターネット上の海賊版コンテンツに対する削除要請等が民間において自主的に行われるような仕組みを構築し、削除実務を行う人員体制を強化。 (c)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において著作権保護の強化に向けた協力等を確認したとともに中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、マレーシア、タイ、ベトナム等ASEAN諸国の著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 権利者団体を通じて、各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取締強化の要請等を実施。 (d)について 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスを取った法案を作成し、第201回国会へ提出。令和2年6月に成立・公布し、令和2年10月1日に「リーチサイト規制」に関する改正事項が施行された。 (e)について 有識者、関係府省、権利者、事業者等により構成される「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」を設置して、インターネット上の海賊版に対する総合的対策について集中的に検討を行った(平成30年6月～10月)。検討状況については、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合(第1回)」で報告を行った(平成30年10月)。また、「検証・評価・企画委員会」において、インターネット上の海賊版への総合的対策メニュー案を示し、議論を行った(平成31年3月、4月、令和元年7月)。これらを受け、令和元年10月18日に「インターネット上の海賊版に対する総合的対策メニュー及び工程表について」をとりまとめ、公表した。この総合的対策メニュー及び工程表に基づき、政府一丸となって引き続き対策に取り組んだ。 (f)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において著作権保護の強化に向けた協力等を確認したとともに、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、マレーシア、タイ、ベトナムの著作権当局の間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 権利者団体を通じて、諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、侵害地国における最新の情報を継続的に把握。 (g)について (1)日本の映画コンテンツの中国進出にも繋がる「日中映画共同製作協定」(2018年5月締結、発効)について、更なる活用を進めるべく、中国政府及び関係機関との対話を実施した。 (2)中国政府との対話を通じて、外国の映像作品に対する規制緩和を要請した。日中経済パートナーシップ協議(2020年11月)においては、コンテンツ分野での交流について、外国の映像作品に対する各種規制の緩和や撤廃を含む関連法令のあり方について意見交換を深め、引き続き、映像作品の共同製作の推進、コンテンツ分野の経済交流の促進に向けて、両国間の連携・協力を強化していくことを確認。 (3)外務省の取組として、商業ベースで我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、日本理解の増進を図る。これまでに約120か国・地域、約2,300番組を放送。	(a)について 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度当初予算を着実に執行すること等により、放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に実施する。 (b)について 【総務省】 引き続き不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会の活動を支援する予定。 【経済産業省】 オンライン上の海賊版コンテンツに対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう適切な制度設計・機能強化等を検討し、試験的に実施。 (c)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行う。 【経済産業省】 引き続きエンフォースメントを実施。 (d)について 引き続き、本改正に関する事項の普及啓発に努めていく。 (e)について 令和元年10月18日に公表した「インターネット上の海賊版に対する総合的対策メニュー及び工程表について」を刷新し、これに基づいて関係府省が連携しながら対策を実施予定。 (f)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行うとともに、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策を検討する。 【経済産業省】 引き続き諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図るとともに、知的財産権侵害対策に関する情報共有や共同エンフォースメントの実施。 (g)について (1)「日中映画共同製作協定」の更なる活用を図るべく、中国政府及び関係機関との対話を継続。 (2)中国政府との対話を通じて、引き続き外国の映像作品に対する規制緩和を要請していく。 (3)引き続き、政府間文化協議の機会を捉えて働きかけを実施するとともに、国際交流基金事業を通じて、商業ベースでは放送されにくい国・地域を対象に、ドラマ、アニメ、ドキュメンタリーなど、さまざまなジャンルの質の高い日本の放送コンテンツを提供していく。	検討中	継続F	継続的にフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(5)放送を巡る規制改革(制作現場が最大限力を発揮できる環境整備)												
平成30年6月15日	投資等分野	26	コンテンツ流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合性をとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外実務を参考にする。</p> <p>b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。</p>	<p>a:平成30年度中に検討開始</p> <p>b:令和元年度結論・措置</p> <p>c:平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは令和元年度措置</p>	<p>a:総務省 文部科学省 経済産業省</p> <p>b:総務省 文部科学省</p>	<p>(a)について</p> <p>【総務省、経済産業省】 平成30年12月から開催している、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、既に試行的に同時配信等に取り組んでいる放送事業者に対しアラインメントを実施し、当該放送事業者の意見として課題を整理した。その上で、整理した課題については、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ(総情作第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)」として、令和元年11月15日に文化庁に提出し、文化審議会における検討を求めた。</p> <p>なお、本勉強会には、文化庁及び経済産業省が関係府省としてオブザーバ参加をしている。</p> <p>【文部科学省】 平成29年度より、①複数の権利情報を総合検索できるサービスが存在しない、②権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備、③許諾手続が煩雑、といった課題を解決するため、権利情報集約の基盤が一部整っている音楽の分野について、管理事業者等の有する権利情報やクリエイターが自己管理している権利情報を集約し、一括検索できる機能等を備えたプラットフォームの構築に関する実証事業として「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」を行っている。</p> <p>平成30年度では、前年度までの実証結果を踏まえ、基本データベースへの権利情報の更なる集約と、一括検索機能の充実等を行った。また、本事業のプラットフォームに権利処理機能の実装や新しい技術を活用することの可能性について、検討を開始した。令和元年度では、実証事業で構築する音楽の権利情報データベースにインディーズレーベルや個人クリエイターの楽曲をできる限り集約してきた。ブロックチェーン技術等の活用については、総務省や経産省における取組を参照しつつ、文化庁においても更なる研究や制度の運用改善として取り組むため、次年度の予算事業として予算措置した。</p> <p>(b)について</p> <p>【総務省】 「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」における検討結果を踏まえ、平成30年12月から、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、同時配信における円滑な権利処理の在り方について議論した。</p> <p>なお、同時配信等の権利処理手続において発生している課題の根本的な解決に当たっては、著作権制度の改正が必要であることから、令和元年11月15日に、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ(総情作第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁に提出し、文化審議会における検討を求めた。</p> <p>【文部科学省】 総務省において同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題が取りまとめられ、令和元年11月15日に文化庁に提出されたことを受け、文化審議会著作権分科会において、関係団体(放送事業者及び権利者団体の計6団体)からのヒアリング等を行い、本課題について具体的な検討を進めるに当たっての基本的な考え方について議論を行った。その結果、「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化(著作権隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え方(審議経過報告)として、①検討の射程・優先順位、②対象とするサービスの範囲、③権利処理の円滑化のための手法、④権利者の利益保護への配慮の4項目について考え方が整理された。その中で、法整備を含め早急に具体的な検討を行い、結論を得ることとされた。</p>	<p>(a)について</p> <p>【総務省】 措置済。運用面については、平成30年度及び令和元年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、令和2年度当初予算において実証実験を行う予定である。</p> <p>【文部科学省】 令和2年度予算案において「オーファン化防止対策事業」(29百万円)を計上し、これまでの実証事業で構築したデータベースに個人クリエイター等の楽曲を集約する方策について、ブロックチェーン技術等の活用も視野に入れつつ調査研究を行う予定。</p> <p>(b)について</p> <p>【総務省】 措置済</p> <p>【文部科学省】 整理された基本的な考え方に沿って、関係者の意向を十分に踏まえつつ、文化審議会より具体的な検討を行うい、可能なものから早急に結論を得て、法整備を行う。</p>	検討中	継続F	a)については、継続的にフォロー。 b)については、規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(6)放送を巡る規制改革(電波の有効活用その他)												
平成30年6月15日	投資等分野	27	電波の有効活用	放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。	平成30年度検討開始し、令和元年度上期に中間取りまとめ	総務省	総務省では、平成30年1月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催して検討を行い、平成30年9月に、当該検討会の第二次取りまとめを公表した。第二次取りまとめを踏まえ、令和元年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」を実施し、所要の技術基準の整備等に向けた検討を実施中。	措置済	未措置	継続F	令和元年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」を実施し、所要の技術基準の整備等を実施中であることから、引き続き検討状況についてフォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	28	新たなCAS機能の今後の在り方の検討	通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての納得が得られるよう、以下の措置を講ずる。 a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動等を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受像機に搭載される新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行う。 b 新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。	a平成30年度上期速やかに実施 b平成30年内速やかに実施	総務省	(a)について 総務省を含めた関係者において、平成30年12月より開始した新4K8K衛星放送の視聴方法に関する周知啓発の一環として、様々な機会を通じて新CAS機能(ACASチップ)に関する周知を実施した。(総務省では平成30年6月より「4K放送・8K放送情報サイト」のなかで新CAS機能に関する情報を掲載、(一社)新CAS協議会では随時HPの情報を充実させるとともにコールセンターを平成30年12月より開設し消費者からの問合せ等に対応、放送事業者では新CAS機能に関する周知啓発リーフレットを作成し平成30年9月より受信機メーカーと連携して新4K8K衛星放送対応受信機に同梱するなど、各方面から消費者に対するきめ細やかな情報提供を実施済み。) (b)について 総務省では、平成30年12月より「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置した「新たなCAS機能に関する検討分科会」において、消費者を含む幅広い関係者から意見を聴取し、検討を行った。その結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するとの報告書(令和元年9月)をとりまとめた。	措置済	検討中	継続F	b)について、継続的にフォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	29	その他	総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在りべき姿を実現する観点から、これまで会議に出された意見(※)も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。 ※規制改革推進会議第28、33、34回及び同投資等ワーキング・グループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。	令和元年内に実施	総務省	放送政策の在り方を総合的に点検を行うものとして、「放送を巡る諸課題に関する検討会」における検討状況を確認し、議論を行った。その結果、同検討会において「通信・放送融合時代における放送政策」、「これからの公共放送の在り方」及び「災害時における放送の確保の在り方」を検討している。	措置済	検討中	継続F	継続的にフォロー。
(8)エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進)											
平成30年6月15日	投資等分野	31	ガス小売市場における競争促進(現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行)	現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。	直ちに検討開始、令和元年度までに調査・論点整理の上、令和2年度結論を目指す	経済産業省	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて検討を重ね、諸外国における都市ガスの供給状況や制度設計の在り方を踏まえつつ、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の設備への影響及びこれらの対策コスト試算等を実施し、令和元年度中に論点の中間整理を行った。 ・中間整理を踏まえ、標準熱量の引き下げあるいは小さいバンド幅の選択肢について優先的に検討を行ったが、いずれの選択肢を選択した場合であっても移行には一定程度コストを要し、定量的な評価では直には効果がコストを上回らないことがわかった。 ・2020年10月に菅総理が「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことを踏まえ、メタネーションによる合成メタン(約40MJ/m ³)等脱炭素化されたガスの導管への将来的な注入可能性及びそれによって得られる低炭素化効果向上という定性的な効果も考慮しつつ、最適な熱量制度について検討を進めることとした。 ・対策コスト、移行期間、低炭素化効果、脱炭素化技術の進展状況・価格といった観点から検討を行い、熱量バンド制は標準熱量制に比べて対策コストが膨大となるため、現時点では熱量バンド制に比べて標準熱量の引き下げがより最適な熱量制度と考えられ、その上で、現時点では移行期間15～20年で標準熱量制(40MJ/m ³)へ移行することとし、2045～2050年に標準熱量の引き下げを実施することが最適な熱量制度であるとの結論を得た。	必要に応じてフォローアップを行う。	未措置	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	32	ガス小売市場における競争促進(一括受ガスによる小売間競争の促進)	一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。	平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置	経済産業省	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計6回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、新規参入者ニーズである「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」は、「需要家の代理人を通じた一括営業」により実現可能であり、同時にガス事業法上の需要家保護とスイッチング選択肢も確保できると整理された。 ・整理を踏まえ、適切な活用方法をガイドラインへ明確化することとされたため、ガスの小売営業に関する指針を改正し、令和元年9月30日に公表した。 ・また、同WGでは新規参入者から、現存する不適切な契約の是正を期限を区切って行うよう提案があった。 ・提案も踏まえ、事業者及び需要家向けの是正依頼文を平成31年3月29日付けで発出し、平成31年度中と期限を区切って対応を求めた。 ・不適切な契約の是正進捗状況を管理するため、20190422資第35号、20190926資第5号、20200203資第19号、20200318資第1号の4度にわたって、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業者宛に報告徴収を発出し、それぞれ平成31年4月30日時点、令和元年9月30日時点、令和2年1月31日時点、令和2年3月31日時点の是正進捗状況の確認を行い、令和2年3月31日時点一括受ガス状態の是正又は是正見込みの確保が完了していない案件は43件であることを確認した。	一括受ガス状態の是正又は是正見込みの確保が完了していない案件について、ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者に対して一括受ガス状態の早急な是正又は是正見込みの確保を求めると共に、是正状況の進捗確認を継続していく。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	33	ガス小売市場における競争促進(制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進)	ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同等水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて適切な措置	経済産業省	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計5回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、一定の市場規模がある供給区域において大半又は唯一の都市ガス供給能力を有する第1・第2グループの旧一般ガス事業者に、新規参入に必要な都市ガスを、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で卸す取組を求めることとした。 ・取組の活用状況について定期的に確認を行い、2021年1月31日時点で全国で7件の活用事例があることを確認した。	取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等についてフォローアップを行う。	未措置	継続F	引き続き、措置後の状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	34	ガス小売市場における競争促進(ガス託送料金の適正化)	小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価の乖離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置	経済産業省	・電力・ガス取引監視等委員会において、各ガス導管事業者の令和元年度託送収支の事後評価を行い、その結果を公表した。その結果、5社については、令和元年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過していた。また、26社については、令和元年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過していた。これらの事業者のうち、令和2年12月末日又は令和3年3月末日が料金改定の期日とされていた事業者については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため変更命令の対象外とした4社(想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者)を除き、期日までに託送料金の改定の届出が行われたことを確認した。なお、令和4年3月末日が期日とされている事業者からは、期日までに託送料金の改定を行う予定であることを確認した。	・令和3年度中に、令和2年度託送収支の事後評価を行う。	未措置	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	36	ガス小売市場における競争促進(LNG基地の第三者利用の促進)	LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。 b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。 c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。	a:平成30年度検討開始、令和元年度結論 b:平成30年度検討・結論・措置 c:平成30年度措置	経済産業省	(a) ・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、計3回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGにおいて、ガス製造事業に該当しないLNG基地について、一部事業者は利用に興味を有しているものの、これまで具体的な利用の申出あるいは利用の問合せが行われた事例がないことが確認された。 (b) ・規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)では、製造設備の余力判定等の在り方の具体化については平成30年度に検討・結論・措置、あっせん・仲裁の活用促進については平成30年度措置とされた。 ・製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、①製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方、②ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方等の項目について適正なガス取引についての指針(以下、適取GLという。)に明記する改定を行うとともに、その他の項目についても審議会を通じたガス製造事業者への要請等必要な措置を講じた。 (c) ・LNG基地の第三者利用に係るあっせん・仲裁の活用を促進する目的から、審議の際にあっせん・仲裁制度の広報を実施するとともに、適取GLにおいても、あっせん・仲裁が利用可能であることを明記した。	(a) ・具体的な相対交渉や利用希望者の事業計画の事例が蓄積する中で、「適正なガス取引」についての指針以上の制度的措置を講じる必要性が認められた場合には、具体的な措置を検討する。	措置済	解決	
平成30年6月15日	投資等分野	37	ガス小売市場における競争促進(ガス保安規制の整合化)	事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法(昭和29年法律第51号)と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置	経済産業省	・産業構造審議会ガス安全小委員会(平成30年11月、平成31年3月、令和元年11月開催)及び液化石油ガス小委員会(平成31年3月開催)において、保安規制の整合化について検討を実施し、設備実態、規制の現状、業界ニーズ等を踏まえ、「火気取扱設備との離隔距離」及び「バルク貯槽(3t未満)」について整合化を行い、令和2年3月、ガス工作物技術基準解釈例を改正・施行した。		措置済	継続F	引き続き、改正・施行状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(9)官民データ活用と電子政府化の徹底											
平成30年6月15日	投資等分野	38	地方自治体の保有するデータの活用	地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備等の整理等を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。令和元年度措置	総務省	○平成30年8月より「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。))を開催し、検討を進めてきたところ。 ○具体的には、検討会を開催し作成組織の在り方について令和元年5月に「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」として、論点を整理。 ○また、作成組織の事業採算性等についても、有識者WGIにおいて検討した。結果、現時点において、作成組織の仕組みに関しては、非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいえない難いことや、地方公共団体とのデータ受渡し等ほどの程度の調整コストを要するか等、様々な不確定要素があるため、事業採算性を明確に評価することは難しい状況にある等とされた。 ○さらに、個人情報保護委員会に対して外部から官民を通じた個人情報の取扱いに関する指摘が多数なされたことを受け、12月より同委員会において条例の法による一元化を含めた地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について懇談会が設置されたことを踏まえ、作成組織の取扱いについては、こうした検討の動向において、データ活用の推進策の観点から、検討・整理されることが適切であるとされたところ。今後は、個人情報保護委員会の検討に協力する方針。		措置済	継続F	引き続き、措置後の状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	40	マイナンバー制度に関する正しい理解の促進(周知活動)	マイナンバー制度に関する正しい理解を促進するため、これまで行ってきた周知活動を振り返った上で、マイナンバーとマイナンバーカードの違いや、マイナンバーの意義・役割・メリットについて引き続き国民・メディアに分かりやすく説明することについて検討し、実施する。	平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置	内閣府	マイナンバー広報の基本方針 ○政府広報等を活用し、一般国民及び民間事業者向けの周知・広報を総合的に展開 ○マイナンバー制度を正しく理解いただくことを重要テーマとして、マイナンバー制度やマイナンバーカードの安全対策等について丁寧かつきめ細かな広報を展開 ○引き続きマイナンバーカードの普及、マイナンバーの利用場面、民間事業者における取扱、情報連携、マイナンバーの活用促進について広報を展開に基き、以下を実施済み。 ・平成30年10月、マイナンバーポータルから就労証明書を電子的に作成できることのPR動画を制作しLHPに掲載。 ・平成30年10月、世論調査を実施。 ・平成30年10月～11月、「マイナンバー制度に係る広報普及イベント」を全国8か所を実施。 ・平成30年11月～平成31年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体等を支援するための広報グッズを作成・配布。 ・平成30年12月、リーフレット「マイナンバーでどう変わったの? Before After」を作成し、3月に300万部印刷。 ・総務省と連携し、平成31年1月版の総務省広報誌に周知広報記事を掲載。 ・平成31年3月、マイナンバー制度に係るホームページの刷新を実施。 ・平成31年3月、政府広報により、新聞記事下書き、テレビCM、WEB広告、ラジオ放送、政府広報オンライン特設ページ設置を実施。 ・通年で、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報の実施。 ・令和元年7月、10月「マイナンバーでどう変わったの? Before After」を地方公共団体等、関係団体へ300万部発送。 ・令和元年8月～令和2年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体等を支援するための広報グッズを作成・配布。 ・令和元年8月～12月、「マイナンバー制度、マイナンバーカードに関するリーフレット及びポスター」を用途、訴求対象ごとに9種類作成。 ・令和元年9月～10月、WEBサイト記事(3誌)に周知広報記事を掲載。 ・令和元年10月～令和2年1月、雑誌(3誌)に周知広報記事を掲載。 ・令和元年10月、11月、約1,760か所の大型商業施設・医療機関・薬局等においてサイネージを活用した広報動画を放映。 ・令和元年10月～令和2年3月、ポスター「これからは手放さない! マイナンバーカード」を地方公共団体等、関係団体へ80万部配布。 ・令和2年3月、リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。こんなときあつてよかった! マイナンバーカード」及び「持ち歩いて大丈夫! マイナンバーカードの安全性」計500万部を地方公共団体へ配布。 ・総務省と連携し、令和2年3月版の総務省広報誌に周知広報記事を掲載。 ・令和2年3月、約28,500か所大型商業施設等においてサイネージ等を活用した広報動画を放映。 ・令和2年3月、JR東日本9路線のトレインチャンネルを活用した広報動画を放映。 ・令和2年3月、Yahoo! リスティング広告及びYahoo! プランドパートナー広告を実施。 ・令和2年3月、約3,000か所大型商業施設等に広報用ポスター設置。 ・令和2年3月、約31,000か所大型商業施設等に広報用リーフレットを設置。 ・令和2年3月、ホームページ掲載用マイナンバー制度説明用実写動画を制作。 ・令和2年7月～11月、ポケットティッシュ(マイナンバー関係・3,000,000個)の制作・全市区町村への配布。 ・令和2年10月～11月、店舗・医療機関・交通機関(25,000以上)のデジタルサイネージでの広報(健康保険証利用・マイナンバーカード活用・びったりサービス関係の動画作成含む)、ポスター(1,000店舗以上)・リーフレット(11,000店舗以上)の印刷・発送・店舗での掲示・設置。 ・令和3年2月～3月、診療所・薬局(1,200店舗以上)・鉄道(2,000両以上)のデジタルサイネージ(健康保険証利用・マイナンバーカードの安全性・マイナンバー関係の動画作成含む)、ラジオCM(MBSラジオ)での広報を実施。 ・令和3年2月～3月、ユーザー(100万人以上のチャンネル登録者を有する)・WEB広告(GDN・YouTube・WEBキュレーションサイト)・ポスター等での広報(健康保険証利用・マイナンバーカード安全性・マイナンバー関係)を実施。 ・通年でツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報を実施。	今後も基本方針についてはこれまでと同様とし、具体的には以下を実施予定。 ・医療系デジタルサイネージを活用した広報を実施。 ・ラジオCMでの広報を実施。 ・WEB広告での広報を実施。 ・雑誌広告での広報を実施。 ・通年でツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報を実施。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	41	マイナンバー制度の活用促進(ロードマップの策定)	国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表する。	令和2年結論・措置	内閣官房	国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表済み。	今後もロードマップの更新を随時行う。	未措置	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	42	マイナンバー制度の利活用促進(利活用促進のための個別措置)	a「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)で「証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバーの利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目標に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる」とされていることを踏まえ、引き続き、関係府省及び関係業界において、マイナンバー制度の利用の在り方について具体的な検討を進め、結論を得る。 b 住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し、結論を得る。 c 公的個人認証サービスについて、早期にスマートフォン(Android端末・iOS端末)での利用を含めた利活用拡大を推進し、利便性の向上を図る。	a:平成30年度結論 b:平成30年度検討開始、令和元年度結論 c:令和元年結論・措置	a:内閣官房 金融庁 総務省 法務省 財務省 b:内閣官房 総務省 法務省 c:総務省	a.2019年通常国会において、①罹災証明書の交付に関する事務や新型インフルエンザ予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること、②戸籍に関する情報を情報連携の対象とすること、③振替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理するとともに、支払調書提出義務者からの照会に応じて加入者のマイナンバーを提供することを可能とすること等のマイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携の拡大について、関連法案が成立したことを踏まえ、所要のシステム整備等を実施している。 b.平成31年4月に取りまとめた引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの実現に向けた方策を踏まえた取組を実施。 引越しについては、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて住所変更手続を行える事業者・業種の拡大及びオンライン完結を図るため、令和2年度も継続して実サービス検証を実施した。 死亡・相続については、地方公共団体が死亡に関する総合窓口である「おくやみコーナー」を設置することを支援するためのツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等)を整備し、令和2年5月に地方自治体に対して提供を開始した。また、個人の生前の情報を、死後、遺族に電子的に継承する仕組みとして、エンディングノートのデータ標準の策定を行い、令和2年度末に提供開始。 c.スマートフォンを使ったマイナンバーカードの読み取りについて、業界への働きかけの結果、令和元年10月からiPhoneも対応が可能となり、Android端末と合わせてこれまで200機種以上が対応している。 公的個人認証サービスの利活用拡大を推進すべく、「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会」を開催し、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載等の方策について検討を実施。 また、必要な制度整備を行うため、2021年通常国会に公的個人認証法改正案を提出。	a.2023年度の戸籍関係情報の情報連携開始に向け、引き続き所要のシステム整備等を図る。 b.方策とりまとめを踏まえ、各ワンストップサービスの具体化に向けた検討を継続し、順次サービスを開始・拡充する。 c. マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の2022年度(令和4年度)中の実現や、公的個人認証サービスと紐付けられた民間事業者が発行する電子証明書(民間ID)の利活用に関する課題と対応の整理に向け、引き続き検討会での検討等を実施する。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	44	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	a 住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTAxを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。 b 住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAxを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないよう留意する。	a:平成30年度上期措置 b:平成30年度検討・結論を得る	総務省	a 電子的通知の導入をより一層推進していただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や発出文書において依頼。また、与党の税制調査会での議論を経て、令和6年度課税分から、特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられた。 b 令和2年度には、特別徴収税額通知(納税義務者用)電子化検討WGにおいて、地方団体及び企業の担当者とその実現に向け協議を実施し、与党の税制調査会での議論を経て、令和6年度課税分から、個々の納税義務者(従業員)に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられた。	a 引き続き、地方団体に対して説明会や通知によって電子的通知の推進を依頼。 b 令和6年度から市区町村に対し、電子的送付への対応が義務づけられることとなったことを踏まえ、関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行っていく。	措置済	継続F	引き続き、措置後の状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	45	所得税の確定申告手続の電子化の推進	医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。	平成30年度以降順次検討、令和2年度までに結論、結論を得次第速やかに措置	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税に係る仕組みについては、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者が発行する特定寄附金の額等を証する書類(電磁的記録を含む。)も確定申告書の添付書類として可能となるよう制度的な対応に向けて関係省庁と協議を実施。 <p>【財務省】</p> <p>国税庁ホームページで提供している「確定申告書等作成コーナー」(以下「作成コーナー」という。)においては、現在、下記の機能を提供しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険者から交付された医療費通知データを読み込み、医療費控除の明細書に自動転記する機能(平成30年1月以降) 寄附金控除の控除証明書データを読み込み、所得控除の入力画面に自動転記するとともに、添付書類データとして申告書等と併せてe-Tax送信する機能(平成31年1月以降) 作成コーナーとマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書など、申告に必要な情報を一括取得し作成コーナーへの自動入力を行う機能(令和3年1月以降) <p>なお、規制改革実施計画に掲げられた医療費控除やふるさと納税に係る仕組みの実現に向けては、電子発行された情報がマイナポータルへ通知されることが前提となることから、医療費通知やふるさと納税の制度所管官庁である厚労省や総務省等とともに以下のとおり協議を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費通知については、令和4年2月上旬からの連携を目指して引き続き協議を実施。 ふるさと納税については、令和3年分の確定申告から、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者が発行する特定寄附金の額等を証する書類(電磁的記録を含む。)も確定申告書の添付書類として可能となるよう制度的な対応を行うとともに、引き続き令和4年1月の連携を目指して関係事業者等と協議を実施。 <p>【厚生労働省】</p> <p>「マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組み」について、令和2年度税制改正大綱において「措置を講ずる」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)が令和2年3月31日に公布されたところ。令和4年1月からの連携を目指して関係省庁と協議を行っている。</p>	<p>【総務省】</p> <p>規制改革実施計画に掲げられたふるさと納税の情報がマイナポータルへ通知されるよう、引き続き、関係省庁及び事業者と協議を実施。</p> <p>【財務省】</p> <p>規制改革実施計画に掲げられた仕組みについては、以下のとおり実現予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税(令和4年1月) 医療費控除(令和4年2月上旬) <p>【厚生労働省】</p> <p>規制改革実施計画に掲げられた医療費控除に係る仕組みの実現に向けて、引き続き関係省庁との協議を実施。</p>	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	46	所得税の扶養は正事務における国・地方の連携強化等	扶養控除等の適用限りに関する情報について地方から国へのデータ連携を一層推進するとともに、税務署から雇用者に対する是正通知について雇用者が従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるよう従業員別の個票を発行するなど、必要な方策について検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	総務省 財務省	<p>【総務省】</p> <p>扶養は正情報等のデータ連携をより一層の推進いただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や「eLTAXの利用促進」に向けた取組等について(依頼)(令和2年1月15日付け自治税務局電子化推進室事務連絡)をはじめとする通知において依頼。</p> <p>【財務省】</p> <p>雇用者が従業員に対しては正内容をより簡便に伝えられるよう、従業員別には正内容を記載した個票を税務署から雇用者に送付する仕組みを構築することとした。</p>	<p>【総務省】</p> <p>引き続き、地方団体に対して説明会や通知によってデータ連携の推進を依頼。</p> <p>【財務省】</p> <p>左記の施策の実施に当たって、国税当局のシステム改修を行い令和2年4月にリリースし、令和2年秋の是正通知から対応。</p>	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(10)金融・資金調達に関する規制改革												
平成30年6月15日	投資等分野	47	譲渡制限特約が付された債権の譲渡に関する解釈の周知	中小企業等の資金調達の円滑化を図った民法(明治29年法律第89号)の債権関係の改正(以下「改正債権法」という。)の趣旨を踏まえ、債権譲渡に関する以下の内容を含む政府解釈を、経済団体・業界団体等を通じて国民に幅広く周知する。 ・譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないこと。 ・少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること。	改正債権法施行までに措置	法務省 経済産業省 国土交通省	【法務省、経済産業省】 「譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられない」、「少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならない。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること等を記載した周知紙を作成し、流通団体や関係団体に配布・説明を行った。また、全国複数箇所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(117か所、3001名に配布)。 【国土交通省】 中央建設業審議会の勧告を踏まえ、公共発注者及び民間発注者に通知を行うとともにHPで譲渡制限特約の考え方を示すなど、周知を行った。	【経済産業省】 左記の点に関し、必要に応じて継続的に実施。	措置済	継続F	引き続き、実施計画に沿った措置が講じられるよう要フォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	48	資金調達目的での債権譲渡を許容する実務債権形成に関する取組	a 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき中央建設業審議会が作成し実施を勧告する建設工事の標準請負契約約款(公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙))並びに建設工事標準下請契約約款)に関し、資金調達目的での債権譲渡は、契約の解除や損害賠償、取引関係の打ち切り原因とはならないという解釈を明確化するなど、必要な措置について検討を行い、結論に応じて適当な措置を講ずる。 b 改正債権法の立法趣旨に沿った実務債権の形成のため、各企業が用いる契約において以下を明確にすることが望ましいことを、債権譲渡による資金調達需要が見込まれる業界を中心に周知する。 ・改正債権法の趣旨を踏まえ、譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること。 ・譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと。 c 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(昭和46年通商産業省告示第82号)において、親事業者と下請事業者の間で譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する債権譲渡を禁じない内容とする努力義務が規定されていることを周知する。 d 改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと、資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることを明記した形で、ABL(Asset Based Lending)の普及・促進に関する資料の新たな取りまとめか、又は過去に作成した資料のうち有用性の高いものの修正を施すことを検討し、結論を得た上で実施する。	b:平成30年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置 c:改正債権法施行まで継続的に措置 d:平成30年度検討開始、改正債権法施行までに措置	a:国土交通省 b:法務省 経済産業省 国土交通省 c,d:経済産業省	a. 中央建設業審議会の勧告において、請負代金債権の譲渡を行うことを可能とする条文を工事の特性を踏まえて選択して利用できることとされるなど、譲渡制限特約の取扱いが示された。 b. 【法務省、経済産業省】 「譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること」や「譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと」を各企業が用いる契約において明確にすることが望ましい旨、及び、「改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと」、「資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること」を明記した周知紙を作成し、流通団体や関係団体に配布・説明を行った。また、全国複数箇所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(117か所、3001名に配布)。 【国土交通省】 中央建設業審議会の勧告を踏まえ、公共発注者及び民間発注者に通知を行うとともに、HPで譲渡制限特約の考え方を示すなど、周知を行った。 c. 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準については、人手不足が深刻化し、更なる生産性の向上が求められる下請中小企業の振興を目的に、令和2年1月31日付けで改正したところ。同改正においては、本事項に関する努力義務規定の改正は行わなかったが、当該規定を含む改正振興基準全文については、改めて中小企業庁HPや業所管省庁を通じて親事業者・下請事業者へ周知を行った。 d. 「譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること」や「譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと」を各企業が用いる契約において明確にすることが望ましい旨、及び、「改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと」、「資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること」を明記した周知紙を作成し、流通団体や関係団体に配布・説明を行った。また、全国複数箇所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(117か所、3001名に配布)。	b. 【経済産業省】 左記の点に関し、必要に応じて継続的に実施。 c. 振興基準については、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として、事業者に対する周知の徹底等の方法により、本基準に基づく取引の実施を引き続き促進していく。 d. 左記の点に関し、必要に応じて継続的に実施。	措置済	フォロー	引き続き、実施計画に沿った措置が講じられるよう要フォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	49	譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組	a 融資先による契約違反を惹起させることに関して金融機関が抱き得るコンプライアンス上の懸念を払拭するため、融資先から譲渡制限特約が付された債権を譲り受けること、担保として取得すること、又はこれらのアレンジをすることについて、金融機関から示される金融監督上の具体的な懸念点に対して、金融庁の見解をホームページ等において公表する。 b 金融検査マニュアル及びその付属書類は、改正債権法施行前の平成30年度終了後を目途に廃止されるため、担保価値の評価は、譲渡制限特約の有無による形式的判断ではなく、担保の経済的価値や法的な障害の有無などを勘案した実質的な回収可能性に基づき総合的に判断すべきであることを、金融機関から照会があれば、ホームページ等において公表する。	改正債権法施行までに検討・結論・措置	金融庁	a.改正債権法施行から1年が経過した令和3年3月31日時点でも、金融機関から具体的な懸念点の提示や照会は受けておらず、公表対応は行っていない。 b.令和元年12月18日、金融検査マニュアルを廃止。同日公表した「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」において、「動産担保や債権担保に関しては、担保管理の状況、担保の処分方法、担保に関する法的な瑕疵の有無、第三債務者の信用状態等を総合的に勘案して実質的な回収可能見込額が算出されているか否かに着目する。例えば、債権担保に関しては、現行民法下では、譲渡禁止特約が付されていることが法的な瑕疵となり得るが、改正民法の施行後は、その改正の趣旨をも踏まえた実質的な回収可能額を算出すべきであり、一律に一般担保として認められないわけではない。」と記載。		措置済	継続F	引き続き、実施計画に沿った措置が講じられるよう要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(1)確定拠出年金に関する規制改革												
平成30年6月15日	投資等分野	52	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を65歳に引き上げることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	個人型確定拠出年金の年齢要件を撤廃して、国民年金の被保険者(※)であれば加入可能とする「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」が第201回国会において成立し、令和2年6月5日に公布、令和4年5月1日に施行されることとなった。 ※国民年金の被保険者資格は、第1号被保険者:60歳未満、第2号被保険者:65歳未満、第3号被保険者:60歳未満、任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。	引き続き、施行に向けて、政省令その他の整備を行う。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	53	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の見直し	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を見直し、同一の企業グループ内で転籍した加入者については、60歳以降も加入可能とすることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	企業型確定拠出年金の年齢要件と同一事業所要件を撤廃して、厚生年金の被保険者(70歳未満)であれば加入可能とする「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」が第201回国会において成立し、令和2年6月5日に公布、令和4年5月1日に施行されることとなった。	引き続き、施行に向けて、政省令その他の整備を行う。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	56	私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討	私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度に検討準備としての論点整理を開始、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大や、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」が第201回国会において成立し、令和2年6月5日に公布された。確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大については令和2年10月1日に施行され、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の要件緩和については令和4年10月1日に施行されることとなった。	引き続き、施行に向けて、政省令その他の整備を行う。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	
(2)その他民間事業者等の要望に応える規制改革												
平成30年6月15日	投資等分野	57	高等学校の遠隔教育における著作物の円滑な利用環境の整備	著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権の補償金に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障害とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障害とならないように、財政面も含め必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。	a 速やかに措置 b 改正法の施行を待たず c 速やかに検討開始、結論を得る d 改正法施行後、速やかに措置	文部科学省	a 「授業目的公衆送信補償金」に関し、教育関係団体への確認やパブリックコメントの結果を踏まえた上で、「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間」(平成30年11月14日文化庁著作権課)を策定した。 本格的に制度が運用される令和3年度以降の補償金の額については、SARTRASから、教育機関の設置者団体への意見聴取を踏まえ可能な限り低廉な額とした案の認可申請があり、文化審議会における議論を経て、「適正な額と認められる」との文化審議会による答申に基づき、令和2年12月18日に、文化庁長官によって認可された。 b 認可された補償金額をベースとして、地方財政措置を講じるとともに、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の令和3年度予算に、補償金の支払いに必要な経費を計上。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等(授業目的公衆送信補償金制度)は、令和3年度から補償金額を有償として本格実施することから、その運用状況も踏まえて検討する予定。	a 補償金規程において、当該規程の実施日から3年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされており、当該規程の適切な運用について、文化庁からSARTRASに対し、適宜、指導監督を行っている。 b 各設置者において適切に措置が講じられるよう必要な取組を引き続き行っていく。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等(授業目的公衆送信補償金制度)について、令和3年度から補償金額を有償として本格実施することから、その運用状況も踏まえて検討。	検討中	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	58	技術未取得無線設備の国内持込みに係る規制緩和	海外の新しい無線機器を活用した新たなサービス開発及び試験を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 技術基準適合証明未取得機器について、電波による実験、試験等の迅速化の観点から、申請内容の簡素化も含め、簡便な手続で無線局の使用を可能とする。また、実験試験局の免許を取得した無線局については、実験結果を踏まえた実用化を加速化するための方策を検討し、結論を得次第、速やかに措置する。 b 電波法(昭和25年法律第131号)に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth、Zigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究開発等の非商業用途に関しては、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持込込み、利用可能とすることについて、研究開発等を目的とすることを踏まえて、利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討し、速やかに制度改正を行い、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論・措置	総務省	・技術基準適合証明等未取得していないWi-Fi、Bluetooth、ZigBee、LTE等の機器について、届出により最長180日間、実験、試験又は調査を可能とするため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 ・令和元年11月20日の制度施行後に書面による受付を開始し、その後利用者の利便性向上を図るため、webによる届出システムを構築し、令和2年5月からオンライン受付を実施している。 ・更なる利便性の観点から、届出の際に必要な本人確認の方法について、対面による確認を廃止、通信手段又は郵送によって確認すること等を盛り込んだ事務処理要領を制定するなど、柔軟かつ容易に届出を行える環境を整備した。	措置済	解決		
平成30年6月15日	投資等分野	62	犯罪収益移転防止法によるリース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資に係る取引時確認義務の緩和	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討し、結論を得る。	平成30年度検討開始、令和元年度結論	警察庁 金融庁	令和2年12月28日に公布・施行された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和2年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号)により、特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引であって、現に当該取引の任に当たっている自然人が委任状を有していること等により当該顧客等のために当該取引の任に当たっていると認められるものについて、取引時確認義務等の対象取引から除外することとし、取引時確認義務を緩和した。	措置済	継続F	引き続き、実施状況を要フォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	70	行政書士が発行する領収書の様式の見直し	行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	総務省	領収書には必要な項目が記載されていればよいとする他仕事の例もあるため、引き続き、日本行政書士連合会の意見を聞きながら、行政書士が発行する請求書の改正を検討している。 ※行政書士法施行規則(第10条)及び日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則の改正が必要となる。	日本行政書士連合会と調整し、必要な項目の精査を継続するとともに、影響等を踏まえた所要の調整を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(2)新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革											
平成30年6月15日	その他重要課題	2	救援タクシー事業の明確化	a 救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点を踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれないように留意して行う。	a:平成30年度検討開始・平成30年度結論 b:平成30年度検討開始・令和元年度結論	国土交通省	a 通達発出済み(「タクシー事業者が行う救援事業等について」(平成31年3月28日付け国自旅第306号))。 b 令和2年10月より、全国において貨物自動車運送事業法に基づき食料・飲料の有償運送ができるよう措置。(「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」(令和2年9月10日付け国自安第79号・国自旅第201号・国自貨第37号))	b 新制度の運用状況についてモニタリング・検証を実施予定。	措置済	継続F	bについて、措置後の状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革												
平成29年6月9日	農林水産分野	3	加工原料乳生産者補給金制度の改革	a 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくために、指定生乳生産者団体に全量委託販売する酪農家に限定することなく、加工原料乳の全ての生産者に補給金を交付し、需給に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るための所要の改正法案を提出する。 b 上記の制度見直しの趣旨を踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、年間販売計画が飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする。部分委託の場合あたりの利用を認めないルールとすること等に留意する。	a 措置済み b 平成29年度措置	農林水産省	a 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立、平成29年6月16日に公布。 b-1 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 b-2 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 b-3 平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、88事業者に対し、平成30年度の交付対象数量を配分。加工原料乳について生産者補給金等を交付。 b-4 令和元年度の加工原料乳生産者補給金単価、総交付対象数量を平成30年12月13日に決定。 b-5 令和2年度の加工原料乳生産者補給金単価、総交付対象数量を令和元年12月12日に決定。	引き続き、新制度を適切に運用する。	措置済	継続F	実際の運用状況について要フォロー	
平成29年6月9日	農林水産分野	4	条件不利地域への対応	条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、受託販売や買取販売を行う事業者の集送乳経費を助成する仕組みの運用に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつつ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳される仕組みを構築する。	平成29年度措置	農林水産省	1) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立、平成29年6月16日に公布。 2) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 3) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 4) 平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、10事業者を指定事業者として指定し、集送乳調整金を交付。条件不利地域における集送乳を今後も安定的かつ確実に行う体制を整備。 5) 令和元年度の集送乳調整金単価を平成30年12月13日に決定。 6) 令和2年度の集送乳調整金単価を令和元年12月12日に決定。	引き続き、新制度を適切に運用する。	措置済	継続F	実際の運用状況について要フォロー	
④農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革												
平成29年6月9日	農林水産分野	6	農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進	農地中間管理機構による農地の集積・集約化の実績等を踏まえ、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の施行後5年を目途とした、農地中間管理事業等の在り方の見直しに合わせて着実に実施する。	平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置	農林水産省	農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立。令和2年4月1日に完全施行。		措置済	継続F	実際の検討状況について要フォロー	
平成29年6月9日	農林水産分野	7	農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制	過度な転用期待に伴い流動化が阻まれている状況を改善することを目的とする転用利益の徴収等の対策について、その施策の具体化に必要な検討を、No.6の農地中間管理事業に係る改善策の実施と併せて着実に実施する。	平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置	農林水産省	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行により、農地転用の不許可要件として、担い手への農地の利用の集積に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加し、関係政省令とともに、令和元年11月1日に施行した。 制度の周知徹底を図るため、同日付で関係通知を発出したほか、農地転用許可制度担当者を対象とした研修会で説明を行う等により周知徹底を図った。	農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、引き続き、研修等において制度の周知徹底を図る。	措置済	継続F	実際の検討状況について要フォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
			②転職して不利にならない仕組みづくり									
平成29年6月9日	人材分野	3	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成29年1月26日規制改革推進会議)の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置。改正指針の施行後、2年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始。調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要となる方策について速やかに検討・結論	厚生労働省	閣議決定の記載を踏まえ、平成29年9月27日「労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)」を改正し、いずれも平成29年10月1日より適用している。また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレットを作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じた周知、厚生労働省のホームページ、広報誌、メールマガジン等による周知、また、平成29年10月以降に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、都道府県労働局に指示して、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導等において、改正指針の周知を図っている。また、年次有給休暇の付与の状況について、昨年度も調査を実施し状況を把握した(委託事業による調査)。なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、平成30年度時点の状況を把握しており、令和2年度時点の調査も行った。(厚生労働省「雇用均等基本調査」)	労働時間等設定改善指針及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針については、改正内容も含め、今後も引き続き周知徹底に努めていく予定である。また、休暇の早期付与の状況に関する実態調査について、すでに実施済みの調査に加え、令和2年度も調査を実施しており、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について検討を行う。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
			①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化									
平成29年6月9日	投資等分野	1	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する仕組み等を検討すること、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	財務省	平成30年度税制改正により、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る控除証明書及び残高証明書(以下「控除証明書等」という。))について、電磁的な方法による提出が可能とされたことを受け、国税庁において、被用者が電磁的に交付した控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に提出するデータを作成するためのアプリケーション(以下「年調ソフト」という。)を開発し、令和2年10月に公開した。 団体扱特約保険の支払情報については、生命保険協会などで標準的なデータ形式の設定を行っており、契約先企業(雇用者)からのニーズを受け、約7割の契約については当該データ形式により発行されている。現在紙で発行している残りの3割については、契約先企業(雇用者)が望めばすぐにもデータ発行が可能であるが、契約先企業の給与システムが団体扱特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなどの理由により、電子発行のニーズがない。このため、給与システムのベンダーに対し、年末調整手続の電子化に合わせ、団体扱特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行った。 年調ソフトとマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書など、申告に必要な情報を一括取得し、年調ソフトへの自動入力を行う仕組み(マイナポータル等連携機能)についても令和2年10月からサービス提供を開始している。 なお、令和3年度税制改正により、年末調整関係書類の電子化に際し必要であった税務署長の承認を不要とする環境整備が行われた(「所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)」)。	令和3年分の年末調整に向けた年調ソフトを令和3年10月に公開予定	措置済	継続F	引き続き、実施状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置	総務省	a 全地方団体に対して、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の「正本」の電子的通知を推進したくよう記載した通知を発出するとともに、説明会でも電子的通知の推進について依頼。 b 令和2年度税制改正大綱において、「地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保したうえで、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。」とされたことを踏まえ、地方団体及び企業の担当者とその実現に向け協議を継続的に実施。	a 引き続き、通知や説明会で電子的通知の推進を依頼。 b 電子的通知の実現に向けて、解決すべき課題があることから、引き続き地方団体及び企業の実務担当者と協議を継続。	未措置	継続F	引き続き、実施計画に沿った措置が講じられるよう要フォロー。	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成29年6月9日	投資等分野	3	社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)	<p>a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、令和2年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。</p> <p>b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にリーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。</p> <p>c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。</p>	<p>平成29年上期に工程表を策定</p> <p>b 平成29年以降継続的に措置</p> <p>c 平成29年度検討・結論</p>	厚生労働省	<p>a. 平成29年6月30日に「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」を策定し、厚生労働省のホームページにおいて公表している。また、工程表に盛り込まれた事項のうち、算定基礎届等の電子的申請の義務化については、健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「徴収法施行規則」という。)、雇用保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(以下「石綿法施行規則」という。)を改正し、令和2年4月から、大法人の事業所については、下記の手続について電子申請を義務化することとした。</p> <p>【義務化する対象手続】</p> <p><健康保険・厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者報酬月額算定基礎届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第25条、厚生年金保険法施行規則第18条) ・被保険者標準報酬月額変更届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第26条、厚生年金保険法施行規則第19条) ・被保険者費と支払届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第27条、厚生年金保険法施行規則第19条の5) <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職算保険料申告書(徴収法施行規則第24条) ・増加職算保険料申告書(徴収法施行規則第25条) ・確定保険料申告書(徴収法施行規則第33条) ・一般拠出金申告書(石綿法施行規則第2条の2) <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格取得届出(雇用保険法施行規則第6条) ・雇用保険被保険者資格喪失届出(雇用保険法施行規則第7条) ・雇用保険被保険者転勤届出(雇用保険法施行規則第13条) ・高年齢者雇用継続給付基本給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の5) ・専任休業給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の30) <p>なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施している。</p> <p>b.</p> <p><各保険共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を実施 ・大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を実施 ・ホームページや関連団体機関誌等の他、Twitter、Facebook等のSNSをはじめとした新たな広報展開を実施 ・コールセンターにおける対応を充実させる取組の一環として、電話による案内では対応が不十分なケースがないかについて、来訪者やサービス利用者等に対して、ニーズ調査を実施中。 <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所に対し、電子申請の利用促進に係る取組方針を示し、利用勧奨の実施を指示。 ・電子申請の利用促進の動画を作成し、各年金事務所の待合室等に設置しているモニターや日本年金機構ホームページで本動画を放映。 ・電子申請の利用勧奨用のリーフレットを作成し、算定基礎届説明会や事業所調査において配布 ・保険料告知に係る送付文書への同封を行った。 ・電子申請の利用促進に必要な知識を習得するため、日本年金機構の電子申請担当者に対するテレビ会議による研修を実施 ・令和2年度以降開始となる電子申請の義務化、GビズID(法人共通認証基盤)を活用したID/パスワード方式による電子申請の開始に向けて、厚生年金保険の適用事業所(約230万事業所)へチラシを送付する等の周知を実施 ・GビズIDを利用し、簡単に電子申請ができるようにするため、「届書作成プログラム」の改修を行った。 	<p>a 「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に基づき、社会保険・労働保険関連手続のオンライン申請の利用等の推進に向けた取組を、引き続き進めていく。</p> <p>なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施する予定。</p> <p>b.</p> <p><各保険共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、以下のような組織を挙げた利用勧奨を行う予定。 ・全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を行う。 ・大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を行う。 ・TwitterやFacebook等による周知広報を行う。 ・電子申請手続について、制度に関する部分も詰め相談できるようコールセンターを充実させる。 ・電子申請について経路媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する。 <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による届出が義務化される資本金1億円超の大法人等の事業所及び被保険者数101人以上の事業所のうち紙または電子媒体による届出を行っている事業所に対し、以下の電子申請移行促進の取組を集中的に行う予定。 ① GビズIDを利用し、簡単に電子申請ができるよう機能改善を行った「届書作成プログラム」を日本年金機構HP上に公開するとともに、そのGビズIDを利用した電子申請の利用勧奨や周知広報を実施。 ② 全国社会保険労務士会連合会等との協力連携により電子申請への移行を推進し、厚生年金保険の適用事業所(約230万事業所)に対し、事業所調査等の機会を捉えた効果的な利用勧奨を実施するとともに、電子申請に係る分かりやすいパンフレット等を活用し普及啓発に取り組み。 ・令和2年4月より、資格取得届等の一部の手続について、GビズIDを活用したID/パスワード方式による社会保険手続の電子申請を開始。 <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業主に対して、説明会や窓口において、電子申請に係るデモンストレーションを実施する。 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主向け説明会を実施するとともに、ハローワーク等に来訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用しオンライン申請の申請方法、待長等の説明、デモンストレーションを行い、電子申請のPRを行う。 	未措置	継続F	cについては検討中・未措置のため、引き続き、対応状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
							<p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 各労働局及び労働基準監督署に対して、電子申請に関する周知・利用奨励の徹底を指示(社労士会等への利用奨励や窓口でのハンドレット手交、年1回のデモンストレーションの積極的実施等) 窓口職員への周知啓発のため、電子申請用教材を作成・事業主に労働保険年度更新申告書を送付する際、電子申請に係る周知文書と併封 監督署への来署向けに電子申請体験コーナーを設置 監督署への来署者に電子申請利用を奨励する電子申請利用促進相談員を設置 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県労働局に対し事業所訪問の積極的な実施、ハローワークにおける動奨リーフレットの配架、事業主向け説明会でのデモンストレーションの実施等を改めて指示 制度に関する部分も含め、電子申請に係る質問にこれまで以上に適切な対応を行えるよう、コールセンターのQ&Aを充実させた。 令和2年度以降開始となる電子申請の義務化、GビズID(法人認証基盤)を活用したIDパスワード方式による電子申請の開始に向けて、雇用保険の適用事業所(約220万事業所)へハガキを送付する等の周知を実施 <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構における電子申請の業務フローの分析を行うとともに、効率的な事務処理を行うためのマニュアルを策定した。 電子申請に係る処理時間を短縮するため、業務フローの見直し(※)について検討を行い、システム改修を実施した。 ※ 形式的なチェックや入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上でを行い、職員が審査するプロセスを減らすことにより、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるようにする。 <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険については、これまで電子申請環境が存在せず、本年度の検討の結果、マイナポータルによる電子申請環境の整備を進めることが決まったところであり、本取組は今後検討を実施することとしている。 <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討した。 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討し、業務フローの見直しやシステム改修を実施した。 平成31年度に新たに9労働局において雇用保険電子申請事務センターを設置(計46労働局において設置) 	<p>6.</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜厚生年金保険＞ ・改修後のシステムでの電子申請処理開始により事務処理を改善し効率化を図る。 ・電子申請による届出の増加に対応できるよう、事務センター内の人員配置の適正化を図る。 <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルによる電子申請環境の整備の検討と併行して業務フローの可視化、電子申請環境の利用を前提とした最適化の検討を開始する。 <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き利用率向上及び処理時間短縮に向け、以下の方策を実施する予定 ・電子申請の初期設定代行サービス事業の実施 ・行政側の電子申請に係る処理時間を短縮するため、電子申請を集中的に処理できる専門員を配置 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、雇用保険電子申請事務センターの新規設置を進め、令和2年度末までに全47労働局に設置する。 			
平成29年6月9日	投資等分野	4	社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)	<p>a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。</p> <p>b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けたい意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。</p> <p>c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。</p> <p>d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。</p>	<p>a.平成29年度検討・結論 b.平成29年措置 c.平成29年度検討・結論 d.平成29年度検討・結論</p>	総務省 厚生労働省	<p>a.</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請の推進と併せて、なお一定程度残ると考えられる紙媒体での届出について、令和2年1月より、厚生年金保険、健康保険(※1)、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続(※2)の届出様式を統一化し、事業者の届出負担の軽減を図った。 ※1 健保組合を除く ※2 新規適用届(適用事業所設置届、労働保険関係成立届)、適用事業所全喪届(適用事業所廃止届)、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届 <p>また、統一様式については、受付窓口を統一し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括し、受け付けを開始した。</p> <p>b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議については、「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に沿って年6回以上(2020年度は6回)実施し、本年度11月のe-Gov更改では、開発者ポータルとして、「e-Gov Developer」を新設し、ソフトウェアベンダーとの情報共有を促進した。</p> <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(9種類)のうち、(ア)事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要がある次の2種類の届出 ・育児休業等終了時報酬月額変更届書 ・産前産後休業終了時報酬月額変更届書 (イ)内閣官房が策定した「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)におけるリスク評価を踏まえた検討を行う必要がある郵送通知物の宛先情報の変更となる次の2種類の届出 ・被保険者住所変更届 ・被保険者氏名変更届 <p>を除き、その他5種類については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とした(平成31年3月)。</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(健康保険7種類)のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要がある次の2種類の届出 ・育児休業等終了時報酬月額変更届書 ・産前産後休業終了時報酬月額変更届書 <p>を除き、その他5種類については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とした(令和元年8月)。</p> <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主による届出又は事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(4種類)のうち離職証明書を除き、一定の要件を満たした場合には本人の押印署名の省略を可能とした(平成30年10月)。 <p>d.</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健康保険組合への電子申請の導入を図る。 	<p>b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議について、引き続き年6回以上の頻度で実施するとともに、より広くソフトウェアベンダーから意見を募集する機会を設ける予定。また、引き続き、対応した結果について公表を行う予定。</p> <p>d.</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータルを利用した電子申請環境を構築し、令和2年11月から運用を開始し、環境が整った健康保険組合より電子申請環境による申請を実施する。 	未措置	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
			②官民データ活用								
平成29年6月9日	投資等分野	5	地方自治体等の保有するデータの活用	a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。 b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。 c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。 d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報(匿名加工情報)の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。	a 意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論 b 立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成29年度結論 c,d 平成29年度上期措置	個人情報保護委員会 総務省	【総務省】 ○「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会を実施。 その上で、 ○平成30年8月より「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)」を開催し、検討を進めてきたところ。 ○具体的には、検討会を開催し作成組織の在り方について令和元年5月に「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」として、論点を整理。 ○また、作成組織の事業採算性等についても、有識者WGにおいて検討した。結果、現時点において、作成組織の仕組みに関しては、非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいえないことや、地方公共団体とのデータ受渡し等による調整コストを要するか等、様々な不確定要素があるため、事業採算性を明確に評価することは難しい状況にある等とされた。 ○さらに、個人情報保護委員会に対して外部から官民を通じた個人情報の取扱いに関する指摘が多数なされたことを受け、12月より同委員会において条例の法による一元化を含めた地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について懇談会が設置されたことを踏まえ、作成組織の取扱いについては、こうした検討の動向において、データ利活用の推進策の観点から、検討・整理されることが適切であるとされたところ。今後は、個人情報保護委員会の検討に協力する方針。 【個人情報保護委員会】 (d)について ○非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、改正行政機関個人情報保護法等に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を平成29年5月30日に開設し、国の行政機関及び民間事業者等からの問合せに対応している。		未措置	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	6	医学系研究における個人情報の取扱い	平成27年に改正を行った個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の施行に伴う、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)等の見直しに当たっては、医学系研究の遂行において支障が生じないよう対処する。 また、改正個人情報保護法の施行後、医学系研究の遂行における個人情報の取扱いについて、更なる制度改善に向けた見直しを検討する。	改正個人情報保護法 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	個人情報保護委員会 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等における個人情報の取扱いを含めた制度改善を目的として、平成30年度から文部科学省・厚生労働省及び経済産業省による合同会議にて、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の整合性に関する審議を計7回行なった。その結果、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の規定を基本として両指針を統合する結論が得られたことから、令和3年3月23日に新たに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を制定した。	令和3年6月30日に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を施行する。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成29年6月9日	投資等分野	8	不動産登記のデータ整備(相続登記の促進)	a 不動産登記上の所有者と実体上の所有者との離れ状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。 b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築する。 c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続人情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改正を含めて具体的な施策を検討し、結論を得た事項につき、必要な措置を講ずる。	a:平成29年度上期措置 b:平成29年度措置 c:平成29年度検討開始、結論を得た事項につき措置	法務省	a 平成29年6月に不動産登記簿における相続登記未了土地調査の結果を法務省ホームページで公開した。 b 法定相続情報証明制度を創設し、同制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しを実施している。 c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けた不動産登記法の特例について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)が平成30年通常国会で成立、同年11月15日から施行され、同法第40条に基づく長期相続登記未了土地解消作業を実施している。また、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しとして、登記所が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡情報等を取得して不動産登記に反映させるための仕組みを設けること等を内容とする「民法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	c 引き続き、長期相続登記等未了土地の解消作業を実施し、法定相続人情報の整備を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	9	不動産登記情報の公開の在り方	不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	法務省	土地の所在・地番について、G空間情報センター(地理空間情報の活用推進を図るため、地図情報、画像情報、防災情報などの地理空間情報を容易に検索・入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体が連携する基盤としての機能を有するもの)への登記所備付地図等のデータの提供と併せて提供することの可否を引き続き検討を進めている。 また、不動産登記に係るデータの公開の在り方については、費用負担の公平性に関する課題や、個人情報保護に関する具体的な議論等を踏まえつつ、令和2年12月21日にデジタル・ガバメント関係会議において決定されたデータ戦略タスクフォース第一次とりまとめに記載されたベース・レジストリ整備の推進の中で、検討を行っていく予定。	引き続き、G空間情報センターへの情報の提供及びベース・レジストリの整備に関する検討を進める予定。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	10	不動産登記情報等の行政機関連携	a 不動産登記情報システム、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における所有者情報などに関し、それぞれの行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。 b 上記の各種台帳等の情報連携により、最新の所有者情報などをよりの確に蓄積し、これを行政機関内で共有し、さらに一定範囲でオープンに利用できる仕組みについて、その構築のための政府としての推進体制を決定する。	平成29年度検討・結論	a:法務省 b:内閣官房	a 関係省庁に対し、不動産登記情報をオンラインにより提供可能とする仕組みを構築した。 b 関係省庁が連携して、不動産登記情報等の行政機関間連携等を推進する体制を整備した。	a 令和2年度からの運用開始を目指す。 b 措置済	措置済	解決	aについて、措置後の状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
④IT時代の遠隔教育												
平成29年6月9日	投資等分野	13	遠隔教育の本格的推進のための施策方針	遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置	文部科学省	平成27年度～29年度に行った、過疎地域や離島等の人口減少地域の小規模学校等における遠隔合同授業に関する実証事業の成果等を整理し、「遠隔学習導入ガイドブック」として取りまとめるとともに、平成30年度から、多様性ある学習や専門性の高い授業等の実現に資することが期待される、遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。 また、「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進に向けた具体的方策の議論や、遠隔教育を実施している学校へのヒアリング等を実施。その議論等を踏まえ、平成30年9月14日に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめ、広く学校関係者への周知を行うとともに、病気療養児に対する病院や自宅等における遠隔教育に関して、小・中学校段階の病気療養児について、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいなくても、一定の要件の下で「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるよう措置。	引き続き、施策方針等の周知に努めるとともに、遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。 また、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」を踏まえ、関係施策を実施することにより、遠隔教育を更に推進。 さらに、「GIGAスクール構想」を推進することにより、遠隔教育の実施等のICT活用の基盤となるICT環境を令和の時代のスタンダードとして実現していく。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	文部科学省	a 「免許外教科担任の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書及び「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、免許外教科担任の更なる縮小と遠隔システムの活用などにより免許外教科を担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に努めるよう、平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教育人材課長通知を各都道府県委員会に対し通知を发出。 b 平成29年12月に設置した「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」において、免許外教科担任の縮小に向けた方策について検討し、平成30年9月に報告書をとりまとめるとともに、同報告書に基づき、同年10月、「免許外教科担任の許可等に関する指針」を策定。また、都道府県教育委員会に引き続き免許外教科担任制度の適切な運用を行うよう平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教育人材課長通知を发出。	平成30年10月に策定した「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、引き続き都道府県教育委員会と連携しながら、免許外教科担任の縮小、免許外教科を担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に取り組む。	措置済	継続F	引き続き、運用状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	15	高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決	平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	文部科学省	「同時双方向型の遠隔授業」の実施にあつての著作権制度上の課題について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめた。さらに、平成29年6月、高等学校の遠隔教育を推進するための著作権制度上の課題への対応の在り方について、著作権分科会としての考え方を取りまとめた。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)」、「著作権法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第360号)」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第37号)」が公布された。(著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備は公布の日(平成30年5月25日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行されることとなっている。)	措置済み	措置済	継続F	施行状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し									
平成29年6月9日	投資等分野	26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等	将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。		車載容器総括証票の記載事項及びその運用等、事業者の考え方を基に安全性の検討を行い、保安上の課題が解決するのであれば、検討を進める。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	29	保安監督者に関する見直し	a 保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 b 水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。	a.平成29年度検討開始 b.平成29年度検討開始、平成30年度に結論を得次第措置	経済産業省	a 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、リスク評価を踏まえた事業者案を基に保安監督者の兼任に係る前提条件及び必要となる安全対策の方向性を議論。示された検討の方向性を踏まえ、法技術的な検討を行い、一定の要件を満たすことを前提に保安監督者の兼任が可能となるように措置した(高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20200715保局第1号)を改正。令和2年11月9日付け公布・施行)。 b 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、示された検討の方向性を踏まえ、法技術的な検討を行い、水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件について、水素の特性、水素スタンドにおいて必要な保安に関する知見等を習得できる実技を含めた研修を業界が整備し、それを修了することで、水素の製造以外の可燃性ガスの製造経験(天然ガス以外の経験の場合は、甲種・乙種製造保安責任者免状所持者に限る)でも保安監督者に選任できるように措置した(一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を改正。令和2年2月28日付け公布・施行)。	a - b -	措置済	解決		
平成29年6月9日	投資等分野	30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法(昭和23年法律第186号)上の安全対策について検討を開始する。	高压ガス保安法につき、平成29年度検討開始、消防法につき、高压ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始	総務省 経済産業省	高压ガス保安法については、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、水素スタンド設備の無人運転に必要な安全対策の方向性が示された。示された検討の方向性を踏まえ、法技術的な検討を行い、遠隔監視によるセルフ圧縮水素スタンドの保安確保に必要な技術基準として、監視所において製造設備等の運転状況を監視する措置、顧客自らによるセルフ充填が安全に行えるようにするための措置及び従業者の常駐を前提としない場合であっても災害の発生防止のための応急措置を迅速かつ的確に対応するための体制を確保する措置等を定め、遠隔監視によるセルフ圧縮水素スタンドの設置を可能とした(一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を改正。令和2年8月6日付け公布・同月7日付け施行)。 消防法については、消防庁において上記検討会に参画しながら、遠隔監視による無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の安全対策について検討を行ったところ、特段変更を要しないことを確認した。	-	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成29年6月9日	投資等分野	31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	32	一般家庭等における水素充填の可能化	一般家庭等における水素充填について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。その後事業者より、一般家庭等における水素充填には水素パイプラインの整備が前提となるため、その見通しが整った段階で改めて検討したいとの意向が表明されたことから、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において報告し、検討を終了した。	—	措置済	フォロー終了	
平成29年6月9日	投資等分野	38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	令和元年度までリスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、リスク評価を踏まえた事業者案を基に安全性の検討を実施。示された検討の方向性を踏まえ、法技術的な検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成29年6月9日	投資等分野	39	水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等における研究開発により新たな水素特性判断基準が示された場合には、速やかに例示基準の改正等の検討を行う。	新たな判断基準が示され次第速やかに検討	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、水素スタンド設備の使用鋼材に係る新たな水素特性の判断基準の方向性が示された。検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を行い、新たな水素特定の判断基準への見直しを措置した(一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第3号)等を改正。令和2年11月4日付け公布・施行)。	—	措置済	解決	
平成29年6月9日	投資等分野	42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用	EN(European Norm)規格について、国際的に標準化された規格であるIEC(International Electrotechnical Commission)規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、EN規格に基づくATEX指令(防爆指令)の型式試験のデータを国内検定に活用する仕組みを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、令和元年度結論・措置	厚生労働省	平成29年度より、学識経験者、事業者団体、検定機関等が参加する技術的な検討の場を設けて検討を開始した。令和元年5月に取りまとめられた提言を踏まえ、EN規格に基づくATEX指令(防爆指令)の試験結果報告書の取扱いについて、通達(令和2年3月5日付け基安発0305第1号「防爆構造電気機械器具に係る型式検定の申請の手続きについて」)を発出した。	—	措置済	解決	
平成29年6月9日	投資等分野	47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の簡素化	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の簡素化について検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	特別充填許可の手続きの簡素化を図れないか、事業者案を基に検討を進める。また、当面はNo.49の議論と一体のものとして扱う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	48	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化	車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。開発時の車載用高圧水素容器に係る特別充填許可を付するにあたり、審査すべき安全要件等について、有識者・事業者を交えた検討会での検討の結果、(一財)日本自動車研究所基準が新たに制定された。本基準を特別充填許可の際に審査すべき安全要件等とするために、2020年10月に「自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について(内規)」を施行した。	措置済み	措置済	解決	
平成29年6月9日	投資等分野	49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化	燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に検討を実施。	申請方法の合理化や書類の省略等、事業者の負担の観点から事務手続の在り方について、両省において検討を進める。また、この一環として、令和3年度、高圧ガス保安室において委託事業を行う予定。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に検討を進める。また、当面はNo.49の議論と一体のものとして扱う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	56	水素貯蔵システムの型式の適正化	製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、同じ設計で製造される高圧水素容器については、同じ型式承認番号を発行する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、令和元年末までに結論	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。検討の結果、現行の高圧ガス保安法の体系に鑑み、要望内容の実現は困難であるものと判断し、現時点で直ちに措置は行わないこと及び今後の進め方(右に記載)について、検討会で合意を得た(本件を要望した事業者も含む)。	平成29年規制改革実施計画要望No.49及びNo.54を含めた、制度全体の議論において、要望の趣旨を十分に考慮し、引き続き検討を行い、安全性を前提として必要な措置を講じるものとする。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成29年6月9日	投資等分野	57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長	15年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	充てん可能期間を延長した場合に容器の安全性が確保される方策について、事業者案を基に検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	58	充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。	充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、令和元年度結論	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施し、電源ユニットをリユースする場合に安全性を担保するための転載方法及び保管方法等の安全要件について合意を得るとともに、当該要件の遵守を条件にリユースを認めることと結論付けた。容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部改正についてを公布(2020年6月15日)、施行(7月1日)。	措置済み	措置済	解決	
平成29年6月9日	投資等分野	60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給	燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。	必要なデータ等が示された場合には、検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	事業者から未使用期間における管理方法や管理方法による劣化速度の変異に関するデータ等の必要なデータが提示された場合には、事業者案を基に検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	「次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。	平成29年度に公開の場での検討を開始	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	安全確保を前提に水素・燃料電池自動車関連規制のあるべき姿を幅広く議論し、科学的知見に基づく規制見直しを進めるべく、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の検討の場である「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」を平成29年8月から開催し、検討を実施中。	措置済み	措置済	継続F	引き続き、公開の場での検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			⑧その他									
平成29年6月9日	投資等分野	62	LNGローリー車への充てん量上限の引上げ	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充てん量上限の引上げを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	業界団体等が安全性に関する技術的検証を行う方向で検討を行っているところ。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	63	遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	業界団体等が安全性に関する技術的検証を行っているところ。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	71	優良認定制度の見直し	「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について詳細に検討する。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	環境省	意見具申を踏まえ、認定要件の見直し、強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について、平成30年度に学識経験者及び自治体担当者等の有識者を含めて見直しに向けた議論を行い、その結論をとりまとめ、令和元年度5月に中央環境審議会循環型社会部会に報告した。 とりまとめられた見直しの方針に従い、優良産業廃棄物処理業者の許可の申請に係る手続及び認定の要件基準の改正等を内容とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第5号。以下「改正省令」という。)を令和2年2月25日に公布し、同年10月1日(一部は同公布日)から施行した。また、改正省令の公布等にあわせて「優良産業廃棄物処理業者認定制度の運用について(通知)」(令和2年2月25日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)及び「優良産業廃棄物処理業者認定制度の運用について(通知)」(令和2年4月1日環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)を发出し、改正省令の周知とあわせて、地方公共団体の契約において優良産業廃棄物処理業者を積極的に利用すること等の優遇措置について依頼している。	実施済みであるため、特になし。	措置済	解決		
平成29年6月9日	投資等分野	74	「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化	公共工事等における成果品については、インターネットを活用した電子納品について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	国土交通省	情報共有システムを活用したオンライン電子納品の設計、構築、テスト システム機能要件の整理	本運用環境構築	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	78	特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求	特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	法務省	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討中。	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
③第二種運転免許受験資格												
平成29年6月9日	その他重要課題分野	8	第二種運転免許受験資格	第二種運転免許受験資格の年齢要件の根拠の更なる適正分析が必要である。少子化等を背景に運転手不足が深刻化する中、年齢要件に一切の特例措置がないため若年層が旅客自動車運送事業の運転手への志望を失いつらい状況にあるとの指摘に加え、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、21歳以上を受験資格の要件とする根拠についてより適正な手法に配慮しつつ分析し、結果を明示するとともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成29年検討開始	警察庁	警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 令和元年度も調査研究を実施し、令和2年3月の報告書において、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることは可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられる などとされた。 これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)が案を、令和2年6月2日、第201回通常国会において成立し、同年10日に公布された。	令和4年6月までに必要な下位法令の整備を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
⑥労働基準監督業務の民間活用等												
平成29年6月9日	その他重要課題分野	11	労働基準監督業務の民間活用等	a 労働基準監督業務の民間活用等の拡大のため、以下の措置を講ずる。 ・ 民間の受託者(入札により決定し、契約により、秘密保持や利益相反行為・信用失墜行為の禁止を義務付け)が、36協定未届事業場(就業規則作成義務のある事業場、同義務のない事業場)への自主点検等(36協定の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業規則の策定、労働条件明示の状況などの点検票等)の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、同意を得られた場合に、労務関係書類等の確認及び相談指導を実施する。 ・ 労働基準監督官は、これらに応じなかった事業場及び確認の結果問題があった事業場に、必要な監督指導を実施する。 b 労働基準監督における監督指導の実効性の確保・強化のため、労働基準法(昭和22年法律第49号)違反に対する抑止・是正効果を高める措置について、引き続き検討する。	a 36協定未届事業場であって就業規則作成義務のある事業場については平成30年度開始、令和2年度までに措置、それ以外の事業場については令和3年度以降に計画的に措置、なお、労働基準監督官による監督指導については平成30年度以降継続的に措置 b 平成29年度以降検討	厚生労働省	・ a)について 平成30年度から引き続き、就業規則作成義務のある36協定未届事業場を対象に、自主点検表を送付し、集団的なセミナーの開催、支援指導が必要と思われる事業場や自主点検の回答のない事業場に対して、同意のもと個別訪問による労務関係書類等の確認及び相談支援指導等を実施する民間事業者への委託事業(都道府県労働局毎に実施)を行った。 ・ b)について 長時間労働の是正に向け、法規制の執行強化を図るため、月80時間超の時間外労働が行われていると考えられる事業場に対する監督指導を強化するとともに、①使用者の労働時間の適正な把握のための新たなガイドラインに基づく指導の徹底、②違法な長時間労働等を複数の事業場で行った企業等に対する全社的な指導の実施、③是正指導段階での企業名公表の拡大等の取組等を行った。 また、あわせて、労働基準法の内容や相談窓口の徹底を改めて図り、監督指導の強化を実効あるものとするため、必要な人員の確保と体制強化に努めてきた。 平成30年4月から、全ての労働基準監督署において、労働時間に関する法制度の周知及び指導を行うための特別チーム「労働時間改善指導・援助チーム」を編成し、「労働時間相談・支援班」において、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でないと考えられる中小規模の事業者に対し、長時間労働の削減のための取組を実施することを促すきめ細やかな相談・支援を行うとともに、「調査・指導班」において、労働時間改善特別対策監督官により長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導を行った。	・ a)について 令和3年度も引き続き、同事業を実施(本省にて実施)する。 ・ b)について 「労働時間改善指導・援助チーム」の「調査・指導班」による監督指導において、引き続き時間外労働の上限規制等に係る遵守徹底を図る。 また、同チームの「労働時間相談・支援班」による相談・支援を引き続き実施する。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る									
平成28年6月2日	農業分野	6	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的なのは正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省	a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商系業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で農業分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口に寄せられた情報の件数は、その設置から令和2年3月31日までに、142件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合及び大分県農業協同組合に対して審査を行ったところ、それぞれ平成29年3月29日及び平成30年2月23日に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。 また、平成28年度以降、農業分野において、11件の注意を行った。	今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。	措置済	継続F	農業者等からの情報受付窓口の運用状況並びに農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る調査及び同法違反に対する取締りの状況について要フォロー。	
			①経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し									
平成28年6月2日	投資促進等分野	1	普通第二種免許の受験資格の緩和①(経験年数要件(3年以上)の見直し)	普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げることに、既存の特例制度等を踏まえつつ検討することとし、そのために必要な試験・教習の在り方についても検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論	警察庁	警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 令和元年度も調査研究を実施し、令和2年3月の報告書において、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることは可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられる これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)が案を、令和2年6月2日、第201回通常国会において成立し、同年10日に公布された。	令和4年6月までに必要な下位法令の整備を行う。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成28年6月2日	投資促進等分野	2	普通第二種免許の受験資格の緩和②(年齢要件(21歳以上)の見直し)	少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足していること、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成28年度検討開始、結論を得次第に措置	警察庁	警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 令和元年度も調査研究を実施し、令和2年3月の報告書において、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることは可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられる これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)が案を、令和2年6月2日、第201回通常国会において成立し、同年10日に公布された。	令和4年6月までに必要な下位法令の整備を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
			③エネルギー・環境関連の規制の見直し									
平成28年6月2日	投資促進等分野	19	風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み	風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置	環境省 経済産業省	環境省と経済産業省にて、「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を令和3年1月21日に立ち上げ、有識者に加え、発電事業者、自然保護団体、地方公共団体などに参加いただき、議論を進めてきた。3月25日には第4回を開催し、取りまとめの内容について概ね合意に至ったことを踏まえ、3月31日に報告書を公表。報告書では、①環境影響評価の対象となる第一種事業の風力発電所の適正な規模について、最新の知見に基づき、「1万kW以上」から「5万kW以上」とすること。②立地に応じた地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントのあり方について継続して迅速に検討すること、の2点について取りまとめた。 風力発電における参考項目の絞り込みについて、産業構造審議会電力安全小委員会等において検討した結果、環境に影響を与えるおそれが少ない項目(供用中の超低周波音、工事中の大気質・騒音・振動)を参考項目から削除することが了承され、令和2年8月に、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」について所要の改正を行った。	風力発電所の規模要件の変更に必要な政令の改正については、法制的な検討やパブリックコメント、地方公共団体や事業者に対する周知期間を設ける必要があるが、再エネの普及拡大に重要な施策であることから、迅速に取り組みたい。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し												
平成28年6月2日	投資促進等分野	30	商品先物取引法における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	次期法改正までに検討・結論	農林水産省 経済産業省	現在、内容の検討を行っているところ。なお、登録実施機関である日本商品先物取引協会において、登録申請書の添付書類の柔軟化など登録手続の簡素化に取り組んでいる。	次期法改正までに検討・結論を得る。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成28年6月2日	投資促進等分野	36	特殊車両通行許可の迅速化	特殊車両通行許可申請の審査期間の短縮に向けて、電子データを活用した自動審査システムの強化、大型車誘導区間の充実を図るほか、分かりやすい申請マニュアルの作成、直轄の出先機関(国道事務所等)の審査体制の集約化等に取り組み、効率的・迅速な審査が可能となるよう改善策を実施する。	平成28年度以降順次措置	国土交通省	○電子データ(道路情報便覧)が直ちに整備できない自治体管理道路について、特車申請件数の多い地方道について、国が道路構造の電子データを作成した。 ○「わかりやすいオンライン申請マニュアル」を策定、公表し、特殊車両通行許可に係る留意点や手続の流れについて周知すること で、申請不備や申請者からの問合せ等を減らし、効率的、迅速な審査を可能とした。 ○直轄出先機関の審査体制の集約化を進めた。 ○特車通行許可の迅速化を図るため、当面の対策として以下を実施した。 ・車両型センシング技術等を活用した道路構造の電子データ化により、地方管理道路分も含めた国による一括審査を推進 ・優良事業者に限り特車通行許可期間の延長 ○重要物流道路制度の導入により、当該道路に指定され、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がない道路について、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置を令和元年7月31日から実施した。 ○令和2年5月27日に公布された改正道路法により、特殊車両が即時にウェブ上で確認した通行可能経路を通行できる新たな制度を創設した。	○新たな通行制度の令和4年の施行に向けて、制度運用に係る手続の検討や必要となるシステムの設計を進めている。	未措置	継続F	引き続き、実施状況を要フォロー。	
④その他地域活性化に資する規制の見直し												
平成28年6月2日	地域活性化分野	14	地域におけるサービス事業者主体に係る制度整備	地域における様々な課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業者主体の在り方等についてのこれまでの検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を行う。	平成28年度以降随時措置	経済産業省	平成28年4月に「地域を支えるサービス事業者主体のあり方に関する研究会」において「地域を支えるサービス事業者主体のあり方について」として課題や制度上の対応策等を中心に議論を行い、報告書を公表した。本報告書の内容を踏まえて必要な制度整備について検討してきたところ、対象事業者の実態や実例、その資金調達等について調査すべく、平成28年度産業経済研究委託事業として「社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者に関する実態調査」を実施した。	事業者への実態調査・ヒアリングの結果等を踏まえて、必要な施策について引き続き検討していく。	検討中	継続F	平成29年度以降の取組の実施が確認できないところ、実施・検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
①医薬分業推進の下での規制の見直し												
平成27年6月30日	健康・医療分野	6	政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	厚生労働省	平成28年度に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するための指標(KPI)の定義及び数値の把握方法を検討した。その検討を踏まえ、平成29年度にKPIを設定し、その進捗状況の把握のため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年10月6日厚生労働省令第109号)が平成31年1月1日(令和元年12月31日まで経過措置)に施行され、薬局が都道府県知事に報告する事項(薬局機能情報提供制度)が改正された。把握した進捗状況から、「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数は、2019年末で67.5%(目標値は、2022年度までに60%)であった。(令和2年12月18日 経済・財政再生計画改革工程表2020で公表済み)	各都道府県で運用されている薬局機能情報提供制度に係るシステムを活用し、進捗状況を把握している。当該情報を踏まえ、診療報酬改定の議論に活用する予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し												
平成27年6月30日	投資促進等分野	21	理美容業の在り方に係る規制の見直し②(理容所、美容所の重複開設の容認)	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。	①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省	「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日食発1209第2号厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)によって、「理容師法の運用に関する件」(昭和23年12月8日衛発第382号厚生省公衆衛生局長通知)を改正し、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした。また、併せて、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第166号)により、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)を改正し、理容所及び美容所の開設に係る届出事項として、重複開設に関する事項を追加した。	衛生行政報告例において報告される重複開設件数等により制度改正の効果を見極めつつ、令和3年度を目途に、見直しについて検討を行う。	検討中	継続F	制度改正後5年後を目途(令和3年度)の見直し状況を要フォロー。	
⑤ロボット利活用促進												
平成27年6月30日	投資促進等分野	49	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁	消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受け付けてきたところ、民生用ロボットに関する重大製品事故の報告は、令和3年3月1日時点で0件であった。	引き続き、消費生活用製品安全法に基づく報告制度の運用を行い、市場に流通する民生用ロボットの事故情報の収集及び分析に努め、必要な措置を講ずる。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				④その他地域活性化に資する規制改革								
平成27年6月30日	地域活性化分野	29	建設業許可基準の見直し④(建設業の許可基準の在り方の見直し)	建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。	平成27年度検討開始	国土交通省	令和元年に成立した建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律により許可基準の条項が改正され、これまで「5年以上の経営業務の管理責任者等の経験を有する者を役員等に配置する」とされていた基準が「建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること」とされた。	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の許可基準に係る部分は令和2年10月1日に施行されるため、施行に向けた準備を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
				⑤「地方版規制改革会議」の設置								
平成27年6月30日	地域活性化分野	38	「地方版規制改革会議」の設置	規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。	—	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発出。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を同アンケートを実施。 同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を発出。 平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。 平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・閣議決定の関係部分の抜粋、要請文書等を掲載。 平成28年1月14日、まち・ひと・しごと創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務方に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。 平成28年6月28日、規制改革会議ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を確認の上、更新)。 「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 地方自治体における主な取組状況は、以下のとおり。 (茨城県)平成28年4月1日、茨城県行財政改革推進懇談会に規制改革部会(地方版規制改革会議)を設置 (徳島県)平成28年4月22日、徳島県規制改革会議(「vs東京」実践委員会規制改革部会)を設置 (静岡県)平成28年11月1日、「ふじのくに」規制改革会議本部会議を設置 (鳥取県)平成29年5月22日、平成29年度第1回鳥取県規制改革会議開催 (長野県)平成29年2月9日、長野県産業イノベーション推進本部会議を長野県規制改革推進会議と位置付ける (兵庫県)平成30年5月18日、第1回兵庫県規制改革推進会議開催 (滋賀県)令和2年9月28日、行政経営提案箱を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方版規制改革会議」設置について検討の意向を示している地方自治体に対し、引き続き、検討状況の確認を行いつつ、働きかけを進める。 「地方版規制改革会議」が設置された地方自治体に対し、求めに応じて必要な支援を行う。 規制改革推進会議ホームページに掲載している、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組について、引き続き、取組状況の確認及び更新を行い、全国に発信することにより、取組の拡大を図る。 	—	継続F	地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について要フォロー。	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築												
平成26年6月24日	医療・健康分野	42	プライマリ・ケア体制の確立	プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、 ①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。 ②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。 ③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。	①平成26年度措置 ②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置 ③平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省	①平成26年度以降継続して総合診療専門医を含む新専門医制度について、研修体制や専門医資格等にかかる認定・更新基準の整備を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施した。具体的には、令和2年度予算において、日本専門医機構に対する情報データベース作成等の支援事業を計上した。 ②総合診療専門医を含む新専門医制度については、日本専門医機構において、更新制度を含む研修制度の検討を行い、平成29年度から養成を開始することとされていたが、医師偏在の懸念が地域医療関係者から示されたことから、養成開始が1年延期され、地域医療への一定の配慮を行った上で平成30年度から養成が開始されている。広告制度に関しては、平成28年3月に「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」を設置した。 ③地域医療介護総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療等に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施した。	②日本専門医機構における準備状況等を踏まえ、新たな専門医の仕組みの運用方針について関係者の合意が得られ次第、「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」等において、総合診療専門医を含む新たな専門医の広告について検討を行い、その結果に基づき所要の手続きを行う。 ③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
②ITによる経営効率化												
平成26年6月24日	創業・IT分野	38	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用紙・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省	(照会文書様式の統一化) 地方税に係る照会文書の様式統一については、毎年度、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請している。 (照会手続の電子化) 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を今年度開催し、令和元年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」を策定した。同とりまとめでは、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指すとされた。また、令和元年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)においても、上記とりまとめを踏まえ、検討することとされた。	(照会手続の電子化) 引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。	検討中	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	
平成26年6月24日	創業・IT分野	39	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置	警察庁	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき設置された「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(内閣官房、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、同検討会が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」(令和元年11月)を踏まえ、預貯金等の取引状況の照会・回答事務のデジタル化(オンライン化)に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について、関係省庁や金融機関等との検討を行った。	「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」(令和元年11月)を踏まえ、関係省庁や金融機関等との検討を重ねる。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革											
平成26年6月24日	創業・IT分野	63	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき設置された「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(内閣官房、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、同検討会が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」(令和元年11月)を踏まえ、関係省庁や金融機関等との検討を行った。	「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」(令和元年11月)を踏まえ、関係省庁や金融機関等との検討を重ねる。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
③農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し											
平成26年6月24日	農業分野	13	事業拡大への対応等	更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(圃の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省	役員のグループ会社間での兼務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人について役員の農業常時従事要件を特定の緩和する仕組みを設ける等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和元年5月に成立。同年11月1日に施行。		措置済	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
④農業協同組合の見直し											
平成26年6月24日	農業分野	16	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用を推進を図る。あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用を推進を図る。また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。 ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁	・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする ・単位農協の信用事業譲渡より円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業連合会等の業務の代理を行うことができるものとする 等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における自己改革の実施状況を公表 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表) ・平成30年2月から令和2年11月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表) ・農業関連事業等が黒字である総合農協に対する調査を実施し、その結果を公表(令和2年5月)等により自己改革を促している。	・今後とも、農業者の所得向上に向けた自己改革の取組を促進する。	措置済	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成26年6月24日	農業分野	18	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようになるための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは、次期通常国会に関連法案の提出を目指す ただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	農林水産省 金融庁	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・15専門農協と1専門連が株式会社へ組織変更済み。 ・9専門農協と1専門連が一般社団法人へ組織変更済み。 農林中金・信連・全共連の株式会社化については、「農協改革の法制度の骨格」(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。		措置済	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
平成26年6月24日	農業分野	19	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度検討開始	農林水産省	・改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・准組合員の事業利用について、改正法の施行日(平成28年4月1日)から5年間利用実態調査を実施。初年度(平成28年度)は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年1月より、マニュアルに基づき調査を開始し、調査結果をこれまでに2回公表(1回目:令和元年9月、2回目:令和2年9月)。		措置済	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
平成26年6月24日	農業分野	20	他団体とのイコールフットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度検討・結論	農林水産省	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。 また、平成27年5月1日付で「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。		措置済	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
②空港規制の緩和											
平成26年6月24日	貿易・投資等分野	8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省	我が国の国際競争力の強化等の観点から、首都圏空港(羽田空港・成田空港)についての機能強化に取り組んでいる。 羽田空港においては、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線の発着容量を年間約4万回拡大しているところであり、引き続き、騒音対策・安全対策や、地域への丁寧な情報提供を行っている。 成田空港においては、高速離脱誘導路の整備等により、令和2年3月29日から空港処理能力を年間約4万回拡大したところである。 また、成田空港においては、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等の発着容量を年間50万回とする機能強化に係る事業を着実に進めているところである。	成田空港におけるC滑走路の整備等に関し、地元自治体等の関係者と連携しながら、空港会社が目指す令和10年度末の供用に向けて取り組む。	未措置	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
④相互認証の推進											
平成26年6月24日	貿易・投資等分野	23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年以降継続実施	経済産業省	これまで産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを17回開催し、計206規格について最新のIEC規格との整合化を図った。	引き続き電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催し、IEC規格の改定等があったJIS規格の整合規格案の採用の是非について審議を行う予定であり、J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化を推進していく。	未措置	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
⑥入管政策の改定											
平成26年6月24日	貿易・投資等分野	47	トランジットビザ発給方法の見直し	トランジットビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省	トランジットビザに関しては、観光目的等の他の短期滞在ビザに比べて、ビザ手数料が低価格であり、申請時の提出書類も簡素化されている。また、これに加えて代理申請機関・代理人による申請が認められており、既に申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化が十分図られている。	トランジットビザに関しては、観光目的等の他の短期滞在ビザに比べて、ビザ手数料が安く設定されており、また申請時の提出資料も少なくする等の簡素化が既に行われている。したがって、現時点において見直しの必要性は認められないが、今後、新型コロナウイルス感染症が収束し、ハブ空港化の動きなど新たな需要が増大する場合には、必要に応じ見直しを検討していく。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消												
平成25年6月14日	エネルギー・環境分野	2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目標に設立 (2)平成28年を目標に実施 (3)平成30～令和2年までを目標に実施	経済産業省	改革の3本の柱のうち、(1)については、電力広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立し、平成27年4月1日の同法律の施行に伴い、電力広域的運営推進機関を設立した。 また、(2)については、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立し、平成28年4月1日の同法律の施行に伴い、電力小売全面自由化を実施した。自由化に先立ち、平成27年9月1日の同法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すための、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会を設立した(平成28年4月からガス事業及び熱供給事業に関する事務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称している)。 さらに、(3)については、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が平成27年6月に成立し、令和2年4月1日に施行された。		措置済	解決		
②次世代自動車の世界最速普及												
平成25年6月14日	エネルギー・環境分野	57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に関する性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出												
平成25年6月14日	創業等分野	9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	・令和2年7月27日、東京商品取引所(TOCOM)から大阪取引所へ貴金属(金、銀、白金、パラジウム)、ゴム、農産品(トウモロコシ、大豆、小豆)に係る先物取引が移管され、大阪取引所は総合取引所となった。また、同日、清算機関についても、日本証券クリアリング機構(JSCC)と日本商品清算機構(JCCH)が統合され、清算機関の一元化も達成された。	今後、総合取引所で取り扱う商品をニーズの高いエネルギー分野にも拡大することの検討など、更に投資家利便の向上や流動性の向上を図り、国際競争力の強化に向けた取組みを後押ししていく。	措置済	継続F	エネルギー分野のニーズを注視しつつ、引き続き要フォロー	